臺灣時報大正十一年十二月號 目次 （第四十一號）

□□□□□□□□□□□□□□□□□

口繪 ▼總督官邸に於ける天長節祝賀園遊會の餘興場に集まれる紳士淑女の群（正面舞臺より觀たる）

壬戌の歳の暮に（卷頭言）……一

時報……二…五

物價調節實行方法▼臺灣縱斷無着陸の大飛行▼臺灣製茶品評會▼物價調節鐵道特定運賃引下▼私設社會事業へ助成金▼天長節祝日拜賀式と園遊會▼臺灣神社大祭執行▼教育デーの設定▼崇聖會の祀孔典禮▼故明石總督の三年祭▼鐵道部の二十年勤續者表彰▼臺北小學各聯合大運動會

□□□□□□□□□□□□□□□□□

日本語源と蕃族との關係に就て……北里闌 六

支那貿易の奇現象……木村增太郎 二五

獨逸の物價調節と暴利令……田原天南 三三

衛星都市に就て……黒谷了太郎 三九

臺灣名物の竹筏（屯山生）……四四

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Kotosyo no Hanasi……Kakinami Seiiti　四五
州税各市街庄別納税成績……内務局州廳課　五三
臺灣に於ける市街地信用組合の概況……財務局金融課　六〇
支那の茶業……小林一馬　六三
汕頭の貿易……井出季和太　七三
征蕃私記（水野前長官纂述）……八七
□□□□□□□□□□□□□□□□
臺灣人口統計論……堤一馬　九一
浦鹽から（GT生）……一一八
島情▼物價調節實行方法▼臺灣商況……一一九
地方自治法令研究（内務局内同研究會）……一二五
詞苑……一二七
臺灣日誌▼人事消息▼任命▼編輯雜記▼寄贈書目……一三九
臺灣時報總目錄（自本年一月至六月 自同七月至十二月）……一四四
□□□□□□□□□□□□□□□□□
南支南洋其他海外重要記事……一一二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

問屋業
販賣業
代理業

三井物產株式會社

臺北
臺南

支店

出張所
出張員

廈門
福州
基隆
高雄
臺中

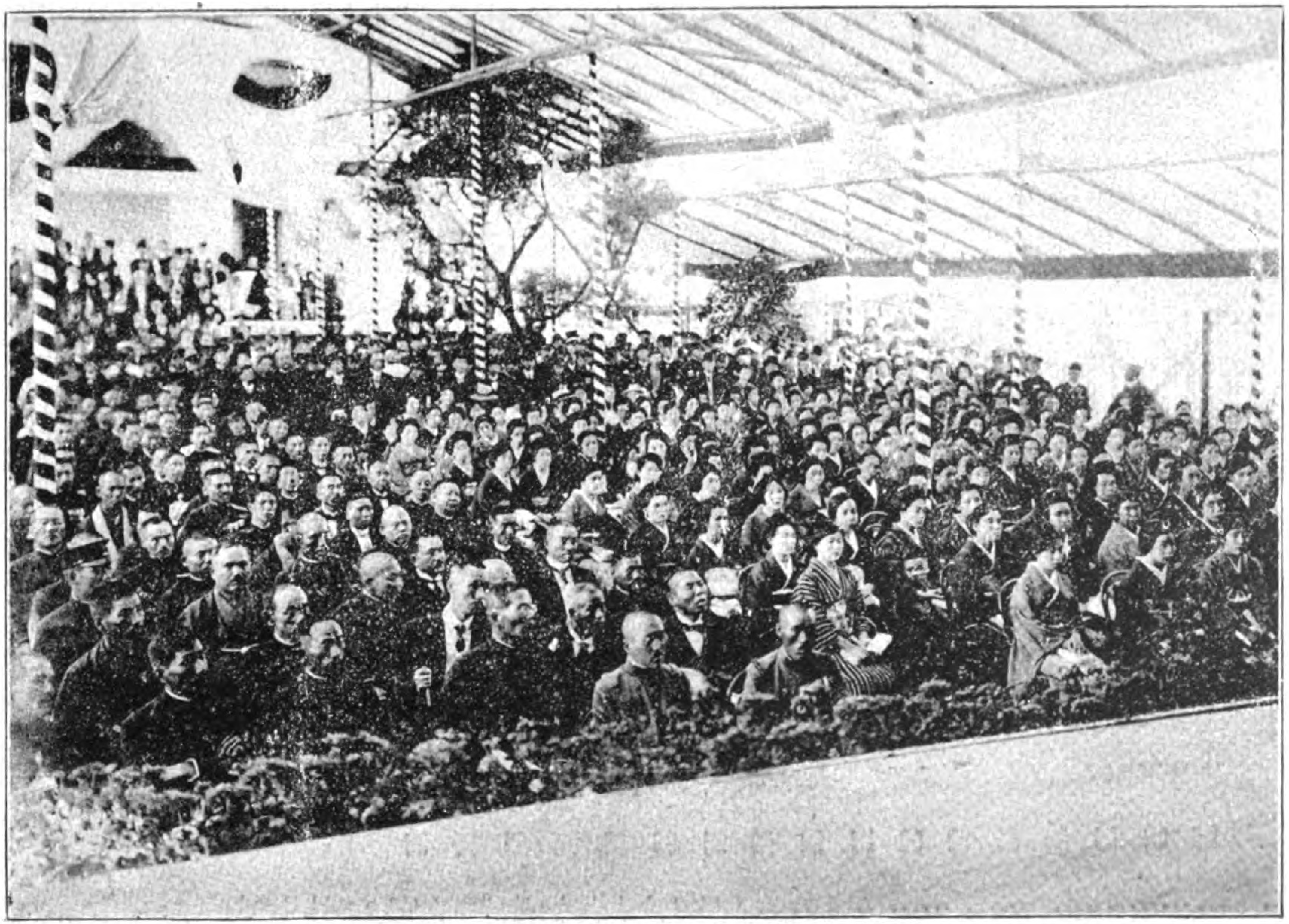

（總督官邸に於ける天長節祝賀園遊會の餘興場に集まれる紳士淑女の群（正面舞臺より觀たる））

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

壬戌の歳の暮に

大正壬戌の歳將さに逝かんとする。顧みれば、本年に於ける總督府の施設は、島民の生活及び精神的方面に於て、內地延長主義が漸次透徹せるを知り得るのである。卽ち教育令の公布は、內臺の共學を原則とするもので、精神的方面に於ける差別撤廢を遂行せるもの、訴願法の施行は人權の尊重に存し、民商法の施行は民衆行爲の基準を示すものにして共に生活方面に於ける內臺均遇を高潮するもの、就中、民商法の施行は民族百年の典章を定むるものにして、內地延長主義も茲に至つて遺憾なく徹底されたものと謂つて可からう。四百萬島民は宜しく爲政の趣旨を諒解して內臺融合の實を擧ぐべきである。殊に酒專賣は主として本島財政の救治の爲に實行せられ、又た卸市場、產業組合協會の施設の如きも漸々實施を見、海岸線は開通し、物價調節は講ぜられて、文化的經綸は逐次實現せられつゝあるのは、洵に本島民衆の幸福と謂はざるを得ない。偶々戰後の餘響として財界今に不況を喞ちつゝあるも、幵は世界的の潮流にして獨り本島の事のみでない。冀くは官民協力して此の不況時代の試練に耐へ、以て一陽來復の百業の春を期待せられんことを。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

時報

物價調節・實行方法

總督府に於ける物價調節十三箇條は去る十月六日官民參集の席上賀來總務長官から發表せられ之が實行に就ては中央委員會、地方委員會を設け中央委員長は殖產局長之に當り地方委員長は各州內務部長を以て之に充て殖產局商工課を中心として徹底的に其の實行を期する筈なることは本誌前號既報の如くなるが右實行案は同九日から中央委員會に於て審議された上、地方委員長たる各州內務部長を招集して同十三日打合會を開いたが該實行案は決裁の手續を了し十月十六日別項島情欄記載の通り物價調節十三箇條の實行方法として發表を見るに至つた尙は各州地方委員長は此方針に基き地方委員會を開いて夫々實行に取掛る豫定である。

臺灣縱斷無著陸の大飛行

臺灣總督府警察航空班では今回屛東臺北間三百二十基米(八十里)の無著陸大飛行を計劃し秋晴の飛行日和であつた十月二十六日之を實行し首尾よく成功して本島縱斷飛行の新記錄を作つた、飛行機は新著のサルムソン式、參加者は五十嵐警部、松崎囑託の兩氏(歸還飛行には永田囑託、野口、早坂、千枝の三巡查も參加)で二十六日屛東飛行場出發は五十嵐警部操縱五百二十三號機が午前六時五十五分、松崎囑託操縱五百二十四號機が同六時五十八分で、嘉義、鹿港新竹等を經て五二三號は午前八時四十八分、五二四號は同九時七分、何れも無事に臺北練兵場へ著陸して本島最初の縱斷飛行に成功した二機は尙は二十七二十八日の兩日臺北の上空に高等飛行を試みて折柄の臺灣神社祭典に幾萬觀衆の血を湧かしめたが二十九日再び屛東を指して歸還飛行を爲し二機とも無事に同地に歸著したのは本島航空界の一大壯擧として聊か氣を吐くに足る。

臺灣製茶品評會

臺北茶商公會の主催に係る臺灣製茶品評會は十月二十二日から二十八日まで臺北下奎府町の陳祖廟で開かれ二十二日蓬萊公學校で臺北州知事、新竹州同代理を初め官民二百餘名參會の上、盛大なる開會式並に褒賞授與及び功勞者表彰式を擧行したが會場廟內には臺北新竹兩州の優良製品並に臺中、臺南、高雄各州

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

出品の參考品、其他製茶用の諸機械、統計表等を陳列し、場内に喫茶店を設くる等茶業に關する宣傳怠りなく開會中又た支那劇其他種々の餘興を催ほして觀客を呼んだ結果開期中の入場人員十三萬餘人に達し品評會の成功は勿論、大稻埕方面の商店も之が爲に利益を受けたものも少くなかつたと聞く。

物價調節鐵道特定運賃引下

別項物價調節實行方法中には其の一として鐵道運賃の調査をなすことを定めあるが鐵道特定運賃の引下に就いて當局に於て極力調査を急ぎたる結果生活必需品に對する運賃低減に就き考量する所あり從來の米及鹽一割引を一割五分引に引下げ新たに味噌、醬油の一割五分引、鹽魚、干魚、野菜、漬物、干物、麥、雜穀、小麥粉、卵、酢等の一割引を行ひ他の物價調節策に先んじて十一月一日より之を實施するに決定した、當局の公明興擧は洵に多とすべきある。

私設社會事業へ助成金

總督府に於ては地方の私設社會事業中其の經營及効果等に鑑み適切にして成績優良なるものに對し其の發達を奬勵助成する爲め十月三十一日の天長の佳節をトして、彰化基督教醫院、林本源博愛醫院、護國十全會附屬寄宿舍、私立基隆夜學校、覺世堂施濟會、鹿港博濟社、日宗施療院、私立臺北盲啞學校、新竹街救濟社等へ總額四千五百圓の中より夫々助成金を交付すること、なり各地方州廳を經て之を交付すると同時に事業經營者に對する督勵方に就き總務長官より各地方知事に通達する所があつた。

天長節祝日拜賀式と園遊會

十月三十一日の天長節祝日、總督府に於ては午前九時、田總督初め各部局長以下登廳、會議室に於て拜賀式を行ひ了つて南側廊下にて參列員一同に酒饌を賜はり君が代の奏樂ありて後田總督の發聲にて一同天皇陛下の萬歲を三唱し順次退出したが、尚ほ軍司令部、臺北州、市役所其他軍隊各官衙に於ても夫々拜賀式を行つた。此の日總督官邸に於ては午後二時より天長節祝賀園遊會を催ほされたが折柄秋晴の好日和とて招待により内外紳士淑女の參集するもの千餘の多きに及び田總督は之を玄關に迎へて一々鄭重なる挨拶を交はされた斯くて定刻花やかな餘興の舞踊及び能狂言等ありて後十餘の摸擬店は一時に開かれ來賓は幽雅な林泉の裡に右往左往したが軈て一同は東ベランダの下に集り田總督の發聲により天皇陛下の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

萬歳を三唱して後徐々散會したのは誠に大成功の園遊會であつた。

臺灣神社大祭執行

大直の翠嶺に鎭坐まします臺灣神社に於ては十月二十八日、田總督供進使として參向の上午前八時より最と嚴かに大祭式を執行した、當日式は雅樂供饌に始まり次に諸員起立敬禮の裡に山口宮司の祝詞、供進使祝詞あり夫れより供進使、軍司令官代理、一般參列員の順序にて玉串を捧げて拜禮し十時前滯りなく大祭式を終了した尙は當日各學校生徒及び一般參拜者も頗る多く其數三萬六千餘人に達したと聞く其の中本島人の參拜一萬三百人を算したといふが年と共に其の數を加ふるは洵に喜ぶべき現象である。

敎育デーの設定

敎育デー設定の事は本年五月全國敎育大會の決議に係る所であるが臺灣敎育會では此の趣旨に依り十月三十日の敎育勅語煥發の記念日を敎育デーと定め其の施設實行方法を一定し自今每年同日全島相應じて其の實行に努むることゝし其の趣旨たる國民敎育の振作即ち「次代國民の敎育は國民全體の責任たるべく敎育は單に學校のみでなく謂ゆる敎育の社會化を理想とし此の日を以て國民全體の考慮を促す」といふ趣意に於て同會は當日先づ敎育功勞者八氏に對する表彰式を擧行し又た臺北、臺中、臺南の活動寫眞館に於て興行幕合に同會作成フヰルムの映寫を爲し、尙ほ臺北にては當夜敎育活動寫眞を映寫し其他敎育デーの實行方法に就て大いに努むる所があつた。

崇聖會の祀孔典禮

本年は孔子歿後二千四百年に相當すとて內地に於ける孔子祭も特に壯嚴に執行されたが本島に於ける孔子祭も年々の恒例に彌增し十月十七日午後三時より崇聖會主催にて臺北蓬萊公學講堂に於て最と嚴かに執行された當日參會者は崇聖會員を初め總督府高官及民間紳士等にして、奏樂迎靈初獻亞獻終獻、飮福受胙等の式ありて後、撤饌送靈ありて祭式を終つた、尙ほ同日臺南其他にも同一の典禮が執行された。

故明石總督の三年祭

逝水流光の速かなる故明石總督薨去より旣に三年日月の經過を報じ十月二十六日臺北三橋町なる故將軍の墓前に壯嚴なる三年祭を執行した此の日午前八時參列員一同墓前兩側幄舍內設けの席に著くや祭員の修祓に次で奏樂裡に供饌の式了れば參列員一同起立敬禮

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

裡に祭員の祭詞あり次で明石財團長賀來長官代理相賀警務局長、田總督、福田軍司令官、遺族總代鎌田專賣局事務官、文官總代菅野高等法院檢察官長、武官總代大川守備隊司令官、民間總代高木電力社長等玉串を捧げて順次參拜し八時四十五分式を終つた當日は前記諸氏の外、府內各部局課長、在臺北各學校長、軍司令部及守備隊司令部の各將校同相當官、民間主なる人士等の故將軍の遺德を追慕して參拜する著多く步兵第一聯隊の兵士も參拜して中々の盛儀であつた。

鐵道部の二十年勤續者表彰

縱貫鐵道開通記念日なる十月二十四日、臺灣總督府鐵道部に於て二十年勤續者を表彰すべく午後一時より同部樓上會議室に於て幹部竝一般職員參列の上、新元部長より二十年勤續者坪井多門氏外三十七名へ表彰狀及功績章を授與し且つ部長より奬勵の訓示を與へられた。

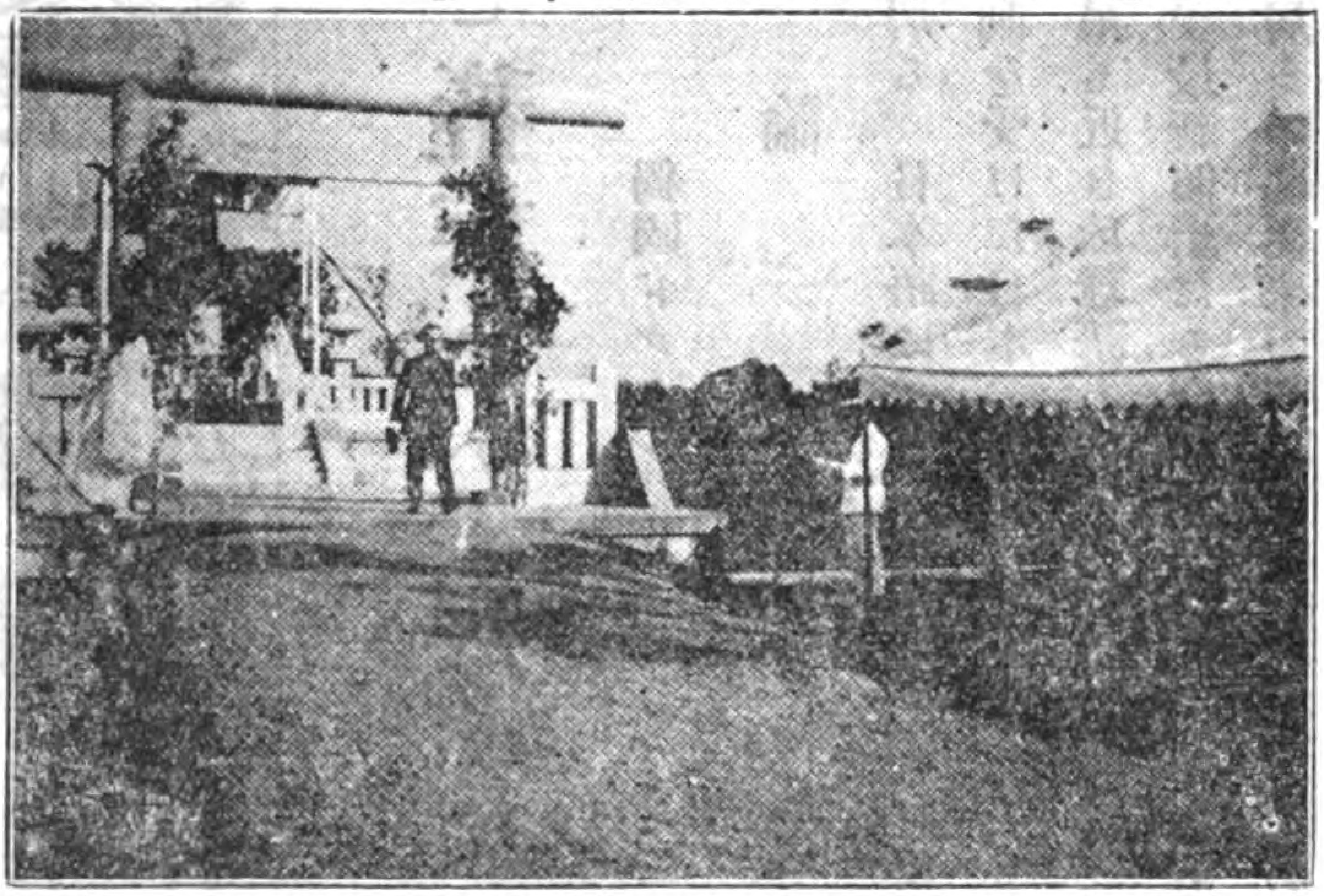

故明石總督の三年祭（參拜を了つて退出せらるゝ田總督）

臺北小公學各聯合大運動會

臺北に於て年中行事となれる小公學の各聯合大運動會は本年も恒例により臺北市主催にて十月二十三四の兩日新公園グラウンドに於て催ほされたが二十三日は市內六小學校聯合大運動會にて參加兒童約七千、二十四日は市內九公學校聯合大運動會にて其の參加兒童約一萬、折からの好秋晴に內臺學童の群は何れも精練された體操競技幾十番を演じて受持職員初め父兄は勿論幾萬觀衆を熱狂せしめた、田總督、福田軍司令官を初め官民諸氏の多くは兩日共參觀せられた。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日本語源と蕃族との關係に就て

獨國ドクトル、フキロソフキエ　北里闌

緒論

我々日本人は日本語を話して居る。日本語は我々の國語である。併しながら日清日露の戰役を經、今また全世界の動搖を來した渦亂の波動を受けた日本の領土は甚しく擴大されてある。從つて我國民の口にする言語も北にアイヌ語あり、系統上最も近き琉球語あり、朝鮮語あり、臺灣には臺灣化したる支那人、則ち本島人の外に、臺灣土著の生蕃語あり、最新領土たる南洋諸島には南洋語あり、抱擁する所頗る厖大なるものであるが、今こゝに日本語と言つて居るのは從來の國語を指して居るものとして、さて此國語を眞に了解し得て居るものが、果して幾人あるか。

日本語は英國の大言語學者マックス、ミユラア博士の分類に從へば、ウラル、アルタイ系統中のツングース

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

語族に附屬すべきものかとせられて居る。我邦の言語學者も之に從つて別に異說を立ても居ない。況んや學者以外の同胞諸君に至つては、せいぐ〜日本語は朝鮮語と同じ系統に屬するもの位の心得であつて、それ以上更に念頭において居ない。相も變らず因襲的に漢字と假字とを濫用して、不便だ、不便だと言ひ〜、其間にどういふ錯誤が生じ來つて居るかも知らない、また知らうとも考へない。それかと思ふと、先人が漢字を採用した時に起つた錯誤、また其の錯誤の爲に國語の發達上如何なる影響を受けたかも研究せずに、一足飛びに羅馬字說を主張する人さへもある。現今の形勢は國是の上から見ても、思想上から見ても、過渡期の最も大事な時であるから、國語の源に溯つて根本的研究を試みたのである。

文字論

我々日本人は既に千餘年來、漢字と假名とを混用して居る。漢字は言ふまでも無く隣國支那の文字である。假名とは何ぞや。これまた我邦固有の文字では無く、漢字を省略した一種の符號文字である。

伊——（伊）——イ　片假名

安——あ——あ　平假名

片假名は漢字の楷書を省略し、平假名は漢字の草書を出來る限り省略したもので、つまり漢字を日本化したものに過ぎない。

さらば漢字の渡つて來ない前の日本には文字は無かつたかといふ疑問は誰にでも起る。此の序に今まで色々議論のあつた神代文字の事を少しく言はねばならぬ。

神代に、局限的に言へば、漢字渡來以前に、我邦固有の文字があつたか無かつたか、といふ議論は今まで

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

可なり鬪はされあつたが依然として有耶無耶になつて居る。

神代文字なしと主張する輩は齊部廣成の古語拾遺（齋部廣成 大同三年）に

蓋聞上古之世未レ有ニ文字一、貴賤老少口々相傳云々

と言へる。また大江匡房が筥崎宮記に、我朝始めて文字を書し、結繩之政に代ふるは應神天皇の御代に創れりとある。此等を基として上古無文字說を主張する伴信友（假字本末 嘉永三年）其他の一派がある。

神代文字ありとする論者は日本書紀天武紀十一年三月の條に

命セテ二境部連石積等ニ一更ニ肇ツ俾レム造ラ二新字一部四十四卷ヲ一

とあるのを基礎とし、神代卷口訣（忌部正道 貞治年間）に

神代文字象形也。應神天皇御宇。異域書始來朝。至ニ推古天皇朝一。聖德太子以ニ漢字一附ニ日本字一。

後百有餘年而成ニ此書一焉。

等を論據とし、平田篤胤（神字日文傳 文政二年）、落合直澄（日本古代文字考 明治二十一年）其他多數の神道家が之を主張して居る。

神代有文字の論は皇國固有の文字なきを恥辱なりとする一種の見解より出たるもの〻如く、議論としては甚だ薄弱なり、要するに上古の世には文字なく假令また一種の文字ありたりとすとも、そは少數の社會に限られ、廣く行はれずして止みたるべく、今日傳へて神代文字なりとするものは、朝鮮其他の外國文字なるか、或は後世の僞作なりと見る方當を得たるが如し。

と金澤庄三郎博士（日本文法論 明治三十六年）は言つて居られる。また朝鮮總督府編修官小倉文學士は其著書（國語及朝鮮語のため 大正九年）中に「神代文字と諺文」の一篇を揭げ、所謂神代文字を始め、新字、肥人書、薩人書をも併論し、其結論として「新字、肥人書、薩人書と稱する三種の文字は其の字體と其の使用の範圍とが甚だ不明であつて、之を諺文な

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ど、比較して見ようといふ場合までは未だ達して居ないものと信せらる」と此の二種の文字を暫く除外して、所謂神代文字は朝鮮の諺文に倣つて後世擬作したものであらうかといふ理由を次の如く論じて居る。

(一)文字といへば少なくとも大きい社會に共通に廣く用ひられるものでなければならぬ。極めて狹い社會に單に模様的の符號として用ひられるものは未だ文字本來の意義を十分に發揮したものとは言ひ得ない。我が神代文字は縱し存したにしても、果して此の本義に叶つて居たか、どうか頗る疑はしく、且つ廣く使用せられたといふ確かな形跡も今日十分に認めることが出來ぬ。

(二)國に一定の文字が存して居る場合に、他の組織の文字が突然前者に代るといふことは容易に信せられぬ。

(三)神代文字を具體的に説明したのは、朝鮮で諺文の制定せられた(今より四百七十四年前)以後の事柄で、近々二三百年以前のことに過ぎぬ。其の以前は單に形象あつたとか、龜卜の灼によつて作つたとか、極めて漠然たる説をなすに過ぎなかつたのである。

と金澤博士の説に賛同して、諺文に倣つたものであらうといふ色彩を一層濃厚ならしめて居る。

以上の二書に先だつて小生は zur Erklärung der altjapanischen schrift の題下に和蘭の雜誌ツアンパウに意見を發表して居る。(西暦千九百一年)

愚見は主として前記神字日文傳及び日本古代文字考等に編輯せられたる材料により、所謂神代文字として坊間に傳はれるもの、多數は佛書渡來後のものたるべきを説き、漢字其まゝの假名、則ち眞名の不便を感じ、當時哲學の智識ありしものが、梵字の形式に象どりて、とりぐに工風考案したるものなるべし。然れども應神天皇以後既に深く我等の祖先の腦裡に滲込みたる漢字は容易に他に轉換を許さず、然れども眞名の繁雜

より、平假名、片假名の簡略なる形式に移行くを助けて、其の產婆役を勤めしものなるべきかとせり。

以上既に世に發表せられたる所說の概略を列記した故、これから余の所論に移らう。併しこれは余が大正八年に仕上げた歸納的硏究を基礎としたものであることを玆にお斷りして置く。

序說

一體日本古代語音組織考といふのは、有史以前の古代に溯つて之を考究したからである。我邦最古の記錄は言ふまでもなく古事記と日本書紀とである。これ等とても西曆八世紀の初に出來たもので、外國の或ものに較べて決して古いものとは言はれない。これより以前は推古期の遺文中に參考に資すべきものが、無いでも無いが、併しこれは極めて斷片的のものであつて、餘り重きをおくに足るべきものでは斷じて無い、先づ〳〵風土記の一部分だと見なして足れりと思ふ。

日本の語學者は從來五十音及びいろは四十七字を基礎として論を立てゝ居る。前に記した通り古代に文字の有無を論ずるものはあつても、總べての語學者は皆この五十音の上に立脚して、因襲的に之を論議するのみで、せい〳〵古代には濁音は無く、皆淸音であつた位の事である。夫とても歷とした論據があるでも無い。

（附記）この濁音の標記を

ガギグゲゴ　ザジズゼゾ
ダヂヅデド　バビブベボ

の如くしてあるのを金澤博士は

此二點は(二を、縱書したるものか)同一文字二箇を記すに代へたるものにして、濁音を以て二箇の清音に等しと見做せるものと覺ゆ。(日本文法論一一八頁)

と言つて居られるけれど、予の鄙見を以てすれば、之は二箇の清音と謂ふ意味では無く、清音はか、濁音はか゚とした符標に過ぎないと思ふ、之については猶後に論ずる所を參照せられたい。

然るに國語學の泰斗本居翁を始め、其後の文法家はやれ四段活用とか、下二段活用とか、實に繁に堪へない事を言つて居る。古代は言語にもあれ、何事にもあれ、皆簡短であつただろうのに、どうして斯う面倒な規約が起つたものかと、日本文法を習ひ始めた時に不審でたまら無かつたが、然ればとて何等端緒を握つたのでも無かつた。

所が自分は前御歌所長高崎正風男について和歌をいさゝか習つたので、ひとつ歐文で日本歌學史を書いて見ようと思つた(これは佐々木信綱博士が歌學史を出版せられたので斷念した。)時、先づ古事記、日本書紀に出て居る和歌から調べ始めた。人の知らるゝ通り、この二書は編纂の年代も僅々數年を隔るのみで、古事記は國語を主とし、日本書紀は漢文體に倣つたものであるが、之に載せられてゐる和歌だけは、正直に假名(所謂眞名)で記されてある。しかも少し詞の違つた所もあるが、同文の和歌が兩方に出て居る。これは紀記歌集(加茂眞淵翁門人諸島輯天明八年)でも繙いたらば誰にでも解ることである。試みに双方の假名を對照して見て、始めて古事記と日本書紀との用語例の異同に着眼した。全體の表は附錄に讓つて、こゝに其一例を擧ぐれば、則ち左の如きものである。先づ和歌の一例を掲げて見よう。

(古事記)		(日本書紀)
夜	=	夜
久	=	句
毛	=	茂
多	=	多
都	=	兎
伊	=	伊
豆	=	都
毛	=	毛
夜	=	夜
幣	=	覇
賀	=	餓
岐	=	岐
都	=	兎
麻	=	磨
碁	=	語
微	=	昧
爾	=	爾
夜	=	夜
幣	=	覇
賀	=	餓
岐	=	枳
都	=	兎
久	=	俱
流	=	廬
曾	=	贈
能	=	廼
夜	=	夜
幣	=	覇
賀	=	餓
岐	=	岐
袁	=	遠

全體の用語例から二三を抄出すれば、次の如きものである

(古)	(日)		(古)	(日)
夜＝	夜	∴	28夜＝	28夜
〃＝	椰	∴	28夜＝	28椰
〃＝	野	∴	2夜＝	2野
〃＝	耶	∴	1夜＝	1耶
久＝	區	∴	25久＝	25區
〃＝	句	∴	12久＝	12句
〃＝	俱	∴	10久＝	10俱
〃＝	玖	∴	4久＝	4玖
〃＝	久	∴	2久＝	2久
〃＝	絇	∴	1久＝	1絇
毛＝	茂	∴	6毛＝	6茂
〃＝	讃	∴	5毛＝	5毛
〃＝	毛	∴	2毛＝	2讃

則ち古事記の「夜」は日本書紀の「夜椰野耶」と同音に値し、古事記の久は日本書紀の「區、句、俱、玖、久、絇」と、古事記の「毛」は日本書紀の「茂、毛、讃」と同音價に使用せられたことが判る。これも同文の和歌を古事記と日本書紀とが別々に書きあらはして居るが故に、斯う斷定することが出來るのである。且又これを見ても古事記の編者は可成一定の漢字を使用し、日本書紀の方は、尤も編者が數人になつて居るけれど、區々であることも判つた。

このやうに同じ音價を現はすのに、或者は斯う、他者は斯うと、別れ〳〵になつて居るのが可笑しいと興味をひいたのが、古事記に用ひられて居る假名から調べて見る動機になつたのである。

所で古事記を調べて行く内に、これは古事記ばかりで判定すべきものでは無い。日本書紀は勿論、風土記も萬葉和歌集も調べる必要がある。祝詞も宣命も、又少し下るけれど本草和名、和名鈔、醫心方も除外する譯には行かぬ。特に奈良朝の原物其まゝに殘つて居る藥師寺の佛足石に至つては甚だ貴重なものである、と言ふやうに段々深入するやうになつて來た。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

眞名、假名とは何ぞや

こんな事を今更くだ〳〵しく言ふ必要は無いかも知れんが、順序上一寸斷つて置かねばならぬ。

國語の聲音を表はすに借用ひた漢字の原體其儘のものを眞名といひ、漢字の形を略草いづれにしても簡略にしたものを假名といふのである。實は國語音を寫すに用ひた漢字を假名と稱して來たのであるが、簡略にせられた平假名、片假名を通常假名といふやうになつてから、之と區別する爲に漢字其まゝのものを眞名といふやうになつたのである。この假名といふ名稱の起原は何であるかといふに

假名（カリナ）といふは假名の約にして、漢字の音訓を假りて國語の音を寫せるよりの名なるべし、これを神名（カンナ）の轉とするは多く神道家の說く所にして、取るに足らず、近來この語原を梵語Karna＝文字)に求めんとする論あり、亦一說とすべし。（金澤文學博士日本文法論）

神名（カンナ）の附會說の取るに足らぬことは言ふ迄もないが、從來妥當とせられて居た假りの名の約と云ふことも如何であらうか。梵語のカラナ說もさる事ながら、漢字（カンナ）と言つたのが本來であらうと思ふ。日本古代文字考（落合直澄）の下卷第十四章通用假字（トホリカナ）の條にも引用してある源氏物語（梅枝）に

萬のこと、昔にはおとりざまに、あさく成ゆくよの末なれどかんなのみなむ今の世はいときはなくなりたり。

とあるが如く「かんな」則ち漢字が漢名（カナ）となり、終に假名（カナ）と書くやうになつたのは、後世漢字そのものを漢字と言はねばならぬ必要か起つてから、勢ひ區別する爲に假名といふ字を常塡めたものと見るのが穩當であらうと考へる。然うすると前に引照した神代口訣の「聖德太子以二漢字一附二日本字一」の意義にも適合して來るや

うに思ふ。今でこそ假名と言へば直ちに平假名、片假名を直覺するから、漢字(カンナ)といふのが可笑しいやうであるが、今の平假名、片假名にならぬ先の萬葉假名若くは眞字の時代であつたならば、漢字(カンナ)といふに何等の不都合を感ぜ無かつたこと、思ふ。

また眞字(マンナ)といふことも言海(大槻文彦 明治三十七年)に

まんえふーがな (名)萬葉假名 眞字ニ同ジ、其條ヲ見ヨ。(萬葉集、假名ヲ眞字ニ記セレバイフ)

まな (名)眞名、眞字 (一)ハ略ス (二)漢字ノ意義ヲ取ラズ、唯、其音ヲ借リテ、和語ニ當テ、用キルモノ、即チ、假名ヲ元ノ文字ニテ書クモノ、やま、かはヲ也末、加波ト書クガ如シ。マンナ。萬葉假名。(片假名、平假名ニ對ス)

あるが如く、萬葉假名、則ち正音、略音、正訓、義訓其他兎も角も萬葉式に據つて使用せられた漢字を引くるめて言つたものとするのと、今一つは古事記、日本書紀中の歌に用ひられた如く、純粋に表音的漢字に局限せられたるものとするのと兩樣に見らるゝが、余は廣義に解する方に贊成する者である。否、今一歩進んで眞字(マンナ)の語原も萬葉假名を省略して萬名と言つたのが、眞字と書改められた所から、議論が起るやうになつたのであらうと思ふ位である。

漢字使用法の起源

さて漢字を借りて國語音を寫し出さうとしたのは我が祖先のその獨創であるかといふに、決して然うでは無い。ことに萬葉假名と同じやうに、正音、略音、正訓、略訓等を使ひて國語音を表はさうとした吏讀といふのが朝鮮にある。しかもこれが今より千餘年前に隣國に發明せられたものであつて見れば、我邦と朝鮮とは軌を同うし、時を同うして、漢字使用法を創めたものと言へる。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

吏讀	諺文	發音	意義
是良置	이라두	i-ra-tu	であるとしても
是白臥乎所	이잡온바	i-sărp-nu-on-pa	と申しますところ

假名吏讀	吏讀略體	(發音)	片假名	(發音)
伊	イ	i	イ	i
乎	乎	ho	ヲ	(w)o
於	亽	o	オ	o
也	フ	ya	ヤ	ya
奴	ヌ	no	ヌ	nu
多	タ	ta	タ	ta

參考（金澤博士　日本文法論／小倉文學士　國語及朝鮮語の爲）

かくの如きは、果して偶然の暗合か、或は我片假名の彼れに倣へるか、若しくは彼の吏道が我假名に據れるか、いまだ何れとも判じ難けれど、當時先進の國としては、寧ろ彼韓國に於て、假名體の文字發芽せりと見る方可なるが如し。

と金澤庄三郎博士が言つて居られるのは至當の見方と謂つべきものかと思ふ。片假名なり、吏讀の略體の起源はそれとして置いて、自分の今こゝに問はうとする所は、漢字の意義を問はずして、單に音のみを以て他國音を寫さうとしたのは誰が創めたのかと言ふのである。これは朝鮮人の創見でも無く、況んや日本人の創見でも無い。支那人その人が創めたので、朝鮮人なり、我々の祖先なりは、此の漢字使用法に倣つて各自の國語音を寫さうとしたまでゝある。然らば漢字の本家本元たる支那では如何なる折に此の使用法を講じたの

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

であるか。

これは佛敎の敎典が支那に入來つた後の事である。佛典の梵音を漢字で寫さうとしたのが、則ちこの起源である。試みに例を擧げて見むか、佛說阿陀經の初句に

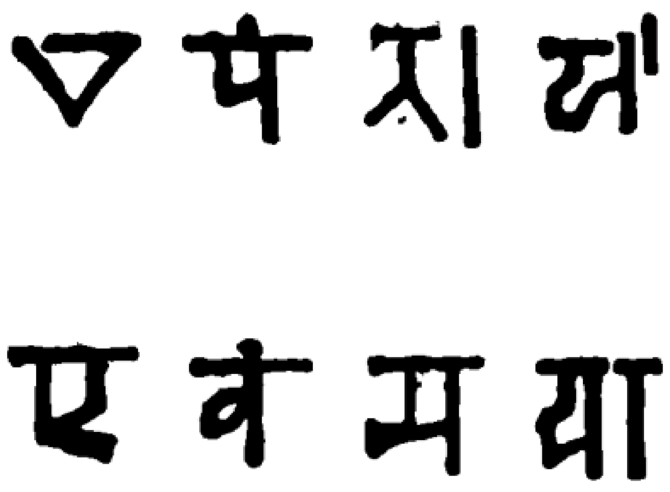

耶	摩	鍐	噎
ya	ma-	vam	E-
聞	我	是	如

とある。鍐噎は音讀で、意味は「是の如く」といふ副詞である。摩耶も音讀で、「我聞く」と三藏法師玄奘によつて譯されて居る。斯くの如く漢字そのもの〻意義は全く眼中に置かず、たゞ音のみを利用して居る。か〻る佛典が後に支那より朝鮮に渡り、朝鮮から日本にも傳はつたのである。此使用法を朝鮮の吏讀も、日本の假名も流用したのである。換言すれば梵語音を寫すべく用ひられた漢字則ち假名はやがて日本語音を寫すべく應用せられたのであらねばならぬ。

古字と新字

こ〻で日本書紀中に現はれて居る古字と新字といふことに就て論せねばならぬ。日本書紀欽明紀の條に

帝王本紀多有二古字一撰集之人屢經二遷易一後人習讀以レ意刊改傳寫既多遂致二舛雜一前後失レ次兄弟參差ナリ云々

とある中の古字なる文句に就て、この古字は固有の文字にあらず。

從來固有文字說を主張せる人々は、賴て以て唯一無二の確據と爲すところなり。此の古字、實に古有の文字ならんには、誠に能く上古の人文開進の程度に適したるものと謂ふべし。然れども、今此の注文を取りて、平心に之を讀み味ふるに、後人習讀以意刊改、傳寫既多遂致舛雜といへるさま、古體の漢字の多く交りたるが、讀み難きまゝに、傳寫せるもの、意に任せて寫し僻めたるによりて、皇子たちの次第をも辨じ難きまでになれる情況を敍べたるもの、如く見ゆ云々

と大矢透氏は論じて居る。(假名源流考 明治四四年)

また前にも引用した日本紀天武紀にある境部連石積等に命じて造らしめたとある一部四十四卷の新字を以て、「本邦製作の漢字」として居る漢字要覽(林泰輔博士執筆 文部省出版)の所說にも參同する譯には行かない。況んや釋日本紀に

此書今在圖書寮但其字躰頗似梵字未詳其字義所准據

とあるを

當時は漢字の外に於て別に梵字に似たる字を作るべき筈もなく又石積は留學生として十餘年間唐にありしものなれば、その作りし新字は必ず漢字の種類のものならざる可らず(漢字要覽第六 本邦製作字六八頁)

と輕々しく論じ去られたのは斷じて取る能はざる所である。

日本書紀より五百餘年後に卜部懷賢が著した釋日本紀(北條時代 千九百六年)中に引用してある「私記」なるもの、年代は詳で無いけれども、私記の性質上書紀を講述したもので、日本紀を講述する位の者が、如何なる者にもせよ、其の時代までに我邦で作製せられた日本字を讀解く力も無いとは受取れ無い話である。況んや、其の字體梵字に似たりとあるを以て見れば、梵字の智識まで、大なり小なり、あつた人といふことが推定し得るでは無

いか。

暫らく溯つて此の天武紀の石積時代には、林博士の言はるゝが如く、漢字の外に於て別に梵字に似たる字を作るべき筈が無いほど、梵字の智識が無かつたか否かを考察して見よう。佛敎の公然我邦に入來つたのを欽明帝の十三年とする時は、天武紀十一年則ち境部連石積等が命を奉じて新字を造りし時までに、代を變ふること十二代、年を經ること、百三十餘年である。其間に於ける佛敎との關係を一瞥すれば

一、欽明紀　(紀元一二一二)十三年冬十月百濟聖明王遣西部姫氏達率怒唎斯致契等獻釋迦佛金像一軀幡蓋若干經論若干卷別上表讃流通禮拜功德云是法於諸法中最爲殊勝難解難入周公孔子尙不能知此法能生無量無邊福德果報云々

二、敏達紀　六年冬十有一月百濟國王附還使大別王等獻經論若干卷竝律師禪師比丘尼咒禁師佛工造寺工六人

三、用明紀

四、崇峻紀

五、推古紀　元年造四天王寺於難波荒陵

三年高麗僧慧慈歸化則太子師之

是歲百濟僧慧聰來之此兩僧弘演佛敎竝爲三寶之棟梁

四年法興寺造竟

三十二年高麗王貢僧慧灌仍任僧正(三論宗)

六、舒明紀

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

七、皇極紀
八、孝德紀
九、齊明紀　四年沙門智通智達奉勅乘新羅船往唐國受無性衆生義於玄弉法師(法相宗)
十、天智紀
十一、弘文紀
十二、天武紀　(紀元一三四三)十一年三月　命境部連石積等更肇俾造新字一部四十四卷

この十二代、百三十餘年の間には、推古期の如き佛敎隆興の時代を含んで居るのみならず、齊明紀には沙門智通智達の如き、唐の玄弉法師について親しく佛敎義を受けたものさへある。我邦に梵書の傳來した時代を記した正史こそ無けれ、梵字の智識が無かつたものとは、斷じて言ひ難い。

佛敎の始めて支那に入つた紀元を假りに後漢の明帝永平八年とする時は、釋迦の滅後一千零十六年、西梵紀元後六十五年、實に我紀元七百二十五年、垂仁帝の末期に當る。されば智通、智達が勅を奉じて入唐し玄弉法師に從學した齊明紀四年を去ること實に五百九十四年である。支那に於ては佛敎傳來の當初から梵經の翻譯が盛に行はれ、羅什三藏時代の第一變、眞諦三藏時代の第二變を經て、玄弉法師時代の第三變の盛時に正しく遭遇して居る。この玄弉の新譯が世に出た時に留學し且つ玄弉其人に敎を受けた智通、智達が梵語に何等觸るゝこと無く歸つたであらうか。

さは言へ、百濟王仁が來て論語及び千字文を獻じたのは應神の御代則ち紀元九百四十五年(西歷二八五)である。それ以前にも三韓と交通のあつたことは三國史記にも見えて居るから、我祖先が漢字の智識を修得したのは佛典よりも一層舊く且つ深い。この漢籍渡來期より天武紀の新字製作時代を去る約四百年であるから

この新字とあるのを我邦製作の漢字と言ふものが從來少くないのも無理では無いが、自分には然うとは思へ無い。寧ろ梵字の形式に則つて作製せられた假名（所謂神代文字の如きものが）か、或は一歩讓つて、漢字は漢字であつたとしても、余の所謂漢字（かんな）の原形と見做すべきものでは無かつたらうか。

此頃支那では佛典の研究上、その原本則ち梵書を講讀する必要に迫られて、韻鏡といふ聲音學上の發明が起つた。この韻鏡の最古きを張麟之の作とすれば、欽明帝の初期、紀元千二百三年頃の出版となる。我邦にて此の韻鏡についての研究は龜山院文永（紀元千九百二十五年西暦千二百六十五年）年中に其の端を開いたと言傳へて居るけれど、それは復活の時代であつて、此の珍書の渡來も佛敎の渡來と略同時ならんと推定せられるのは佛典の研究に此書の必要であつたことは支那人と同樣我邦の學者にも缺く可らざるものであつたと思はれるからである。

さて此の時期に於ける朝鮮は如何。久しく百濟、高句麗、新羅の三國鼎立して爭ひ來つたのが、先づ百濟亡び、間もなく高句麗滅び、始めて新羅の統一を見、文敎勃興の時、則ち我が天智帝の初期に當つて居る。新羅の英主神文王が國學を立て、博學な薛聰が方言文字を作つて文敎の進歩を助けた吏道の創作を見たのが我紀元千三百五十年代である。境部連が新字を造つたのは我が紀元千三百四十三年である。吏道は漢字を借りて其の國語音を寫した我が萬葉假名の如きものであるとは前にも言ふた通りで、日本朝鮮共に自國語を寫すに便利な文字の必要を同時に感じて居るのは偶然か、はた何等かの連關をもつて居るか、暫らく後考を待つことにしよう。

所で或論者は言つて居る。若し境部連石積等が創作した新字を假名のやうなものとする時は、四十四卷といふ大部となり得べき筈が無い。これが新作の漢字であつた證據だと言つて居るが、此論たるや、新作の文

字が和製の漢字であつても、或は漢字の假名であつても同樣である。四十四卷を大部といふならば、中古不便の爲に後世に使用せられぬやうになつたにしても、後世まで殘つた和製の漢字の數は餘りに少數だと言はねばならぬ。この議論は餘りに卷といふことに後世の考を以て拘泥し過ぎたのも、今一つは四十四といふ數に對して何等の顧慮をも拂はなかつた過失だと言はなければならぬ。

日本のアルファベットは何ぞや

歐州各國にはアルファベットがある。日本語のＡＢＣは何かと問はれた場合、普通には「いろは」を以てし、又幾分たりとも國語學にたづさはつて居る者は「五十音」と答へるでせうが、「いろは」は皆樣が御存知の通り佛教宣傳に用ひて世の無常を知らしめた聖歌の一種であり、五十音は何かと言へば梵語（Devanagari）から我が國語音に適するものだけを抄出したものに過ぎない事は、前に申しました古事記、日本書紀、風土記、萬葉和歌集等凡そ十種の記錄に遺された假名の統計表（近く出版せんとする拙著日本古代語音考を參考せられたし）に照して明かである。これに依ればアイウエオの純母音にカサタナハマヤラワン加へて十五となる譯であります。本居翁を始め先輩の國學者は濁音を元來無いものとして省いて居られますが、これは古事記日本紀には判然と書分けてあります。然るを何が故を以て古來無かつたもの、樣に言ひなされて來たかと言へば、それにも理窟は無いでも無い。それは此の濁音を重子音と混したのである。重子といふのは說明する迄もありませんが、例へばＮと言ふ子音とｇといふ子音があつて、此の二者が合してngといふ音を構成する樣なのを言ふのであるが、これは元よりｎといふ子音とｇといふ子音があるといふ前提を持つた場合に言へることで、日本の如くｇそのものを直ちにＫの濁音といふのとは場合が違つて居るのである。けれども茲に表圖を揭げて說明することの出來

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ないのが遺憾であるが、我邦の濁音なるものはｇｚｄｂの單なるものでは無い、これはng sz ddh bbhの音であつたものと思はれる。この道程を精しく説明するには時間と表圖を要することでありますから。茲には單に種々の道行があつたものとして假りに承認を願ひませう。結局日本語音は五十音に到るまでに、所謂神代四十七音といふものがあつたことを御承知ありたいのである。則ちａｉｕの三母音でｅとｏとはai auから出來たものであるからエとオとは重母音の部に入れて考ふる時はk g c j t d n p b m y l v s hの子音と三母音とを連合して四十五假音となり、之に三母音を合して四十八音となる。然るに何れの書に徴してもhuの音を代表する假名(漢字眞名)が無いので四十七音となるが、後にｅのシャとｓのサと合併せられて四十四音となります。これが新字一部四十四卷の四十四といふ數を產出した理由ではありますまいか。現在の國語に於ても文字こそ佐行に合併せられて居るもの、發音の上には中央部と西部とはシャとサと兩樣に發音して居ります。又出雲以東の日本海沿岸より東北にかけてイとエの區別、ウとオの區別の明亮を缺いて居るのは則ち古來の遺影を認め得る所以であります。

此の三母音と十五の子音が南洋のフイリピンの語音組織と一致することになります。私は先年この研究を遂げました故に、南洋と我本土との間に介在して居る琉球なり臺灣蕃族なりを調査して、一方に時間的に考究した事を、現在空間的に調べるのが主たる目的であります。

大正九年則ち一昨年は琉球に參りまして島々の語音を調査し致しました。前に内地則ち九州なり東京なりを比較してもサ行の發音が二樣に分れて居る、則ち

sa	sha
si	shi
su	shu
se	she
so	sho

となつて居ることは本土でも判つて居ます事故、其他に就て申しますれば、現代のハ(ha)は元來パ(pa)であつた譯であります。

ha — pha (fa) — ha

と言ふ順序でありますから、內地の花hana(ハナ)は琉球ではfanaフアナであり、これが文化の遲れて居る球球の內部に入り込むほどパナpanaであります。又元來のhはchの撥音でありますが爲に終にkに合併せられましたのが、琉球では未だhとして殘つて居る部分があります。

ヤ行のイとヤ行のエとは昔は文字までも書分けて居ります。

ア行	i	伊	e	愛	(古事記)
ヤ行	yi	以	ye	延	(古事記)

此音の區別も琉珠では今日も依然として言分けて居ますが、內地でも薩摩半島の南端に於て明了に聞分けられて居ます。

大正十年則ち昨年の夏花蓮港附近のアミ族、太魯古蕃及び角板山附近の蕃語を蓄音機に納め、大正十一年則ち本年は總督府の援助をも得て本島東海岸臺東附近のアミ族馬蘭社を始め卑南、太麻里を調查し得たるのみならず、紅頭嶼に渡りヤミ族の語音をも聽取することを得ました事を非常に滿足に思ひます。

前に申上げた通り、日本語は大陸及び朝鮮より日本に系統を持てる語音組織と南洋と一致する表日本の語音組織と相合して現代の國語音を形成して居ますが故に、朝鮮語より滿州方面より古代印度に溯る道程は人も稍注目し研究をして居ますけれども、南洋とは風俗其他に於て一致する所ありと知りながら、いまだ語音

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上より研究を遂げたものが無いのであります。然るに古代日本語音組織が南洋のそれと一致し、從來肥人書などは肥前肥後の土音を寫せるものとか、コマ人則ち高麗人の書なるべしなど、解せられて居たものは全然フイリピン人の書であると斷定せらるゝに至つた今日、我が領土內に臺灣の蕃族の如き此間の連鎖として貴重なる民族の存在するは、我が古代語を研究するに之に超したる史料なきものと感謝して居る次第です、かるが故に

生けるふみ此處にのこれり三千年の
むかしを今に見るこゝちして

と昨年は拙詠にものし、本年は

幾千年流れて末の世なれども
血しほは同じくれなゐにして

と私をして感詠せしめた所以であります。勿論紅頭嶼の如きは殆んどyi yeを聞くのみにしてiとeを聽かず、臺東にてはdlの如き內地にては全然聽くことを得ぬ複音を聞きましたが、南洋と日本、則ち琉球との間に介在して最も興味ある役目を勤めて居る所以であります。

（編者附記）本篇は去る九月中、總務長官々邸に於て北里氏の爲せる講演の速記錄を氏自ら加筆訂正せられたるものなり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那貿易の奇現象

木村増太郎

一　驚く可き入超

凡そ支那貿易を論ずるに方りて、一見奇異の感なきを得ざるは、支那が彼の無盡藏の經濟資源を抱有しながら、而かも其の對外貿易の殆んど入超の連續を以て終始せるの一事なり。即ち税關報告發表以來過去五十八年間に於て出超を示せるは、纔に一八六四年及一八七二年乃至七六年の六年間のみにして、其の他の五十一年間たるや、實に連年入超を持續せり。殊に近年に至りては更に著しく、多きは一九二〇年の如き二億二千萬兩の巨額に迫び、平均毎年一億兩内外の入超を示現せるの勢なり。從つて過去拾年間を通じ十億三千七百萬兩二十年間を合して二十二億二千七百萬兩の入超額に達せり。斯くの如き巨額の入超を有するは、債權者ならざる支那の如き國に於ては、實に稀有の事例とも言ふ可きが、而かも尚は加ふるに金銀の輸出入に於ても更に例年入超を多しとし、他に多く類例なき現象を呈せり。即ち過去十年間を通じ金銀の輸出入は、金に於て二千四十餘萬兩、銀に於て一億八千百十餘萬兩、合計二億百六十萬兩の入超を示せり。從つて支那は結局十年間に於て輸出入貿易上十二億兩以上の入超を見しものと謂はざる可からず、而らば如上の莫大なる銀額は何に依つて決濟せられたるやと言ふに、主として海外在住の少くも三百萬以上に上る移民若しくは出稼民の送金及び歸還の際の携帶金並に革命事變以來の外國の競爭的投資とに依り、決濟せられたるものと觀るの外なし。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

在外支那人の送金は、主として南洋在留の所謂華僑なるもの、送金なるが、每年其の額幾干に上るやは之れを審にするに由なきも、エス、アル、ワーグゲル氏之れを四千萬兩と見積り、エチ、ビ、モールス氏は七千三百萬兩と計上せるも、如何に少くとも五六千萬兩に及ぶは、其の爲替取組高並に各歸還者の携帶額に據り類推せらるゝ所にして、彼等の本國に對する貢献たるや實に小なりとするを得ず。若し夫れ外人の支那放資額に至りては、年に依り著しき差異あるを免かれざるも、過去十年間を通算し非常の巨額に上れるは疑を容れざる所なり。ワーグゲル氏は一九一二年のみに於て八千萬兩を計上せり。其の他貸勘定として入超を決濟するものとしては、在支外人の各種施設經費並に船舶經費及修繕費等の如き主たるものたるを失はず。ワーグゲル氏が一九一二年の支那の貿易に就き、其のバランスを推算せり、固より數字の正確を期すること能はずと雖も、眞相の一端を窺知するの資と爲すに足る可きを以て、左に紹介せん。

貸方

一	輸出貿易額	兩 三七〇、五二〇、四〇三
二	金銀塊貨幣等	二七、六九五、六六八
三	國境貿易出超	四、〇〇〇、〇〇〇
四	鐵道及鑛山經費	二〇、〇〇〇、〇〇〇
五	在支外國公館經費	七、〇〇〇、〇〇〇
六	外國駐屯軍經費	九、〇〇〇、〇〇〇
七	外國軍艦經費	二〇、〇〇〇、〇〇〇
八	外國商船經費及修繕費	二〇、〇〇〇、〇〇〇
九	外國教會病院學校經費	九、〇〇〇、〇〇〇
十	外人旅行者消費額	一〇、〇〇〇、〇〇〇
十一	在外支那人送金持參金	四〇、〇〇〇、〇〇〇
十二	外人新放資額	八〇、〇〇〇、〇〇〇
	合計	六七二、二一六、〇七一

借方

一	輸入貿易額	四七三、〇九七、〇五一
二	金銀塊貨幣等	五四、五九八、一二〇
三	借款利子	五一、〇〇〇、〇〇〇
四	在外留學生旅行者經費	三、〇〇〇、〇〇〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五　在支外人送金	二〇、〇〇〇、〇〇〇
六　在外支那公館經費	一、五〇〇、〇〇〇
七　運賃及保險料	一〇、〇〇〇、〇〇〇
八　軍需品	五、六〇〇、〇〇〇
合計	六一六、四九五、一五一

之を要するに支那の對外貿易は之に據つて觀るに頗る不健全なる狀態にあるを免かれざるものにして、斯く入超の著しき點より觀て、彼の豐富なる資源を開發して、輸出貿易の振興を圖るの如何に刻下の急務たるやを知るを得ん。勿論支那の貿易統計なるものは支那に關する有らゆる統計中に於て最も信憑するに足るものなりとは言へ、密貿易の行はるゝこと少なからず、輸出入貨物に對する稅關申告の如きも確實なりとは言ひ難く、從つて依つて生ずる統計なるものは必ずしも精確なりとは斷じ難しと雖も、然れども假令不正確たるを免かれずとするも、其の入超の著大なるに對しては、却つて之を裏書する材料にこそなれ、之れに依つて此の事實を反證するを得ざるや言を俟たず。

二　金銀貿易に投機

支那に於ける金銀貿易の內容は、條金砂金及金貨幣並に銀條馬蹄及銀貨幣より成立し、兩者輸出入の合計よりせば過去の事實は結局少なからざる入超を示せるが、元來歐洲戰爭前に在りては、常に金貿易のみに於ては寧ろ出超の傾向を示したるものにして、概して外國金貨幣を多く輸入し條金其の他の地金を旺に輸出するの情勢を示したるものなり。是れ畢竟輸入外國貨幣の支那產砂金等と共に改鑄せられて其の姿を變じ、歐洲市場に轉送せられたるものにして、而かも之れに據つて貨物貿易の入超の一部分決濟せられたるものなり。然るに歐洲戰爭勃發以來銀貨の異狀なる暴騰を告げたるがため、利に敏き支那商の競うて投機的に金の買入を爲すに至り、殊に一九一九年の如き未曾有の輸入高を示したるが爲め、近年に於て初めて金に於ても入超

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の勢を現出するに至りしものに外ならず。而して銀の輸出入に於ては、戰爭開始後の數年間を除くの外、概して常に著しく入超なるは、是れ支那に於ける銀の產出乏しく、其の最も重要なる流通貨幣たる銀貨は、主として外國より原料の供給を仰がざるを得ざるがためなり。債權國ならざる支那が過去數十年來貨物の輸出入に於て入超を持續しながら、尙ほ且つ金銀の輸出入に於ても入超の勢を示せるは、蓋し半面に於て如上の事由ありしに基くものなり。

支那に於ける金貨幣其の他の地金の輸入は、歐戰勃發後各國の金の輸出を禁止せしよりは、遽に激減したるも、其迄は大部分我邦の供給に係りしものなり。蓋し我が邦の對支貿易が過去に於て多く出超を示したるに拘らず更に多額の金を輸出し、結局金銀貿易に於ても戰前は特に概して出超を現示したるは、一見奇異の感なきを得ざるが、是れ全く上海に於ける支那商が爲替相場を利用して投機的賣買を爲すがために外ならず而して斯くの如くにして支那に輸入せられたる我が金貨は、大部分金塊に改鑄せられて倫敦市場に轉送せられ、以て其の一部分は我が歐洲貿易に對する入超の決濟に充當せられたるものなり。元來上海に於ける地金類は從前北支那方面より輸入せられたるものなりしが日露戰爭後露國ルビー貨の輸入激減と共に、爾來俄然我が邦の金貨の流入旺盛となりしものにして、而かも一時一九〇七年米國の大恐慌と印度の凶作の爲め、銀貨の最高三十二斤十六分の二より急轉直下最低二十四斤四分の一に暴落せし際、支那商の思惑外れて一大恐慌を惹起し、爲めに支那官憲に於ても爾後長期の先物取引き禁止し、投機賣買禁壓の方針を採ることゝなり延て該取引も一時一頓挫を來たしたりしが、彼の革命事變後支那官憲の威力衰ふるに及んで、いつしか再び復活することゝなり、大正元年の如き我が邦よりの輸入高一躍一千萬圓內外に上り、殊に歐洲戰爭勃發後銀貨の奔騰せしに伴れ益々熾となるに至り、大正六年の如き二千四百萬圓の巨額に達せり。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上海市場に於て取引せられたる地金は、概ね標金、兌赤、足赤、荒金、砂金及外國金貨にして、標金とは上海に於ける標準金たる金塊（Shanghai Gold Bar）にして、支那人の金店若くは稀に銀爐に於て鑄造する長方形のものに係り、品位九七八位上海曹平なる秤器にて重量十兩のものを一條とし、現物は七十兩たる可きものを云ふ。兌赤とは北京金塊（Peking Gold Bar）と稱せられ、北京にて鑄造せらるゝ金塊にして品位九八〇位重量上海曹平十兩のものなり。足赤とは支那の所謂純金と爲すもの、荒金とは砂金の粗塊にして、砂金と共に純金に近き品位優良なるものなり。一般外國銀行などの取扱ふものも專ら標金にして、相場は九七八位曹平十兩に對し、上海兩幾何として建てられ、金の賣買を專業とする金號（Gold Merchant）の組織せる組合たる所謂金業公處（Gold Bar Association）により日々決定せらる。支那に於ける金の投機取引は、此の種の金號により行はるゝものにして、現時は上海に限らる。近年彼等は啻に金の投機取引を爲すのみならず、同時に更に爲替の投機的賣買をも行ふに至れり。蓋し支那の對外貿易の進歩は漸次爲替業の發達を促し、殊に近年銀塊相場の異常なる變動は射倖心に富める一般支那商を著しく刺戟するに至り、尚ほ金業公處の設立は更に便宜を得ることになりしより、何時しか彼等の間に爲替投機の流行を見るに至りしものなり。卽ち爲替相場と標金定期相場とは多少の差異あるを常とし、且つ爲替は三四ヶ月より甚だしきは六ヶ月若しくは一ヶ年の先物を取組み得るを以て標金取引の通例一ヶ月限なるに比し、頗る投機的なるより、旺んに之れを行ふに至りしものにして、近時支那の外國爲替相場の之れがため影響を受くること時として少なからざるが如し。而して普通一般投機商は、一面標金の定期賣買に從事し、他面爲替を取組みて、買繋ぎ若くは賣繋ぎを行ひ相場の差異を利用して利益を穫んことを努むるものなり。殊に彼等の外國より金貨幣若くは金塊を輸入するは、市場の在金高及人氣の關係等より、定期及現物間に異常なる値開きあるを利用し、更に金銀比價の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

變動を見計ひ、投機を試むるものにして、從來主として之れが目的物として日本金貨を選びしは、其の品位量目の確實なるに加へ、距離近く運送上の費用並に日數を節約し、敏活なる市場の變動に順應するを得可きを以てなり。今試みに其の輸入の計算的基礎を究めんに、日本より輸入する場合に在りては、上海の標準金は同地の基準的秤器たる曹平一兩の量五六五・六九七グレーンスにして、其純分九七八なるを以て、純分一兩の量は。

$$565,697 \times \frac{978}{1000} = 553,2516 \text{ Grains Troy}$$

即ち五五三、二五一六グレーンスとなる可し。之れに對し日本金貨百圓の重量は一二八六グレーンスにして純分九百位なるを以て、百圓の純分量は。

$$1286 \times \frac{900}{1000} = 1157,4 \text{ Grains Troy}$$

即ち一一五七、四グレーンスとなる可し。而して上海迄の運賃諸掛は歐洲戰前に在りては、金百圓に付き二十五錢とせしも、開戰後は四十二錢とせり。從つて恒數左の如し。

$$\frac{100.25 \times 553,2516}{1157,4} = 4,7921 \text{ Constant}（戰前）$$

$$\frac{100.42 \times 553,2516}{1157,4} = 4,80 \text{ Constant}（戰後）$$

戰前に在りても支那商は鑄造手數料を見込み、通例恒數を四・八に計算し、該恒數を以て上海に於ける其の日の標金相場を除して得たる百圓の上海兩相場の日本向買相場よりも有利なるを發見せは、是に於て始めて日本金貨の輸入をなすものとす。即ち例之某日の標金相場が二百四十兩なりとせんか、而らば日本爲替の五十兩以下なる場合に於て、輸入に有利なるを發見するを得可し。

斯くして輸入せられたる日本金貨は標金に改鑄せられたる上、更に倫敦宛運送費用を控除せし上海金塊の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

純量目の價格と、英蘭銀行の倫敦標準金買入價格の純量に對する價格との比價を求め、之を倫敦宛電報爲替相場にて除し、以て之れを當日の上海金塊相場に比較して有利なる場合に於て、倫敦市場に輸出するものとす。其の計算の基礎を究めんか左の如し。

英國貨幣純金量　£1=123,275×$\frac{11}{12}$=113,0021 Grains Fine

英蘭銀行買入相場　1oz Troy Strndard Fine$\frac{11}{12}$=L3−17−9

倫敦市場相場　(=L3−17−11)

英國貨幣法　£1,869=4o lbs troy$\frac{11}{12}$=211,200 Grains Troy　211 200÷113,0021=£1,869

£1,869÷480 oz Standard=£3−17−10$\frac{1}{2}$

運送費　運賃$\frac{1}{2}$%　保險料　$\frac{1}{16}$%

其他合計　$\frac{3}{4}$%

方程式

Sh. Tls x=1 Gold for Standard

1=10 Tsaoping Taels (曹平兩)

1=565,697 Grains Troy

100=678 Grains Troy fine

11=12 Sovereigsis Standard Fine

480 Gr. Troy=1 oz.

With Charge 100,75=1000 oz.

1oz.=L3－17－9 Bank of England

Buyginf Rate Per oz Standard

Exchange rate on London=1 Shanghai Tael

$$\frac{10\times565,697\times978\times12\times £3\times-17-9\text{(or 933 Pence)}}{1000\times11\times480}\times\frac{100}{100,75}$$

$$=11731,45+\frac{100}{100,75}=11644,12\text{（斤）Constant}$$

以上の計算は歐戰前採用せられしものにして、開戰後運賃の暴騰戰時保險料の負擔等の爲め、一時多額の運賃費を要し、從つて恒數も一〇七一三、六五となりしも、爰には戰前の計算を掲ぐることゝせり。因つて若し其日の上海に於ける倫敦宛電信爲替相場を四志四片とせんか、上海標金一條の相場を採算するに。

11644,12÷414 or 52= Sh. Tls.223,93

となる可し。故に當日の相場が二百二十三兩九錢三分以下なる場合に於ては、輸出を有利とす可し。

叙上の計算に基き、上海に於ける金業は常に思惑的に先物を契約し、旺に金の投機的取引を爲すものなり是れ支那の金銀貨貿易が前に述べたる如き變態的現象を呈する所以なり。

獨逸の物價調節と暴利令（下の二）

田原天南

六　物品外部表示（內容證明）

封じたる包裝物中にあり、又は堅牢なる容器の内にありて、外部より見透はし又は試驗する事の出來ざる物品中には、不正品あるべきは免かれざる所で、殊に在中品の新鮮なりや、如何なる價値ありやは、之を鑑別すること頗る困難である。獨逸に於ては戰時中物資の缺乏、物價の騰貴により、商人の不正手段は頗る增加した。就中戰前廉價に買入れ置きたる古き在庫品を恰かも新鮮なる物の如く外裝して賣り出したるも少なからず、そこで當局者は物價公示の方法を取るべき必要を認めた、卽ち製造者の姓名、製造の時日、製造品又は詰め込み品の數、目方、桝目を外部に表示して、在中品の正確を保證せしむる事としたのである、千九百十六年五月十八日發布の物品外部表示布告はそれで、之に據れば帝國大宰相は（現今は大宰相の代りに職權ある主務大臣）消費者へ賣り渡さるゝ物品の包裝又は容器に製造者の氏名、製造の時、種類の內容、數量、桝目、量目及小賣値段を公示すべき事を命ずるを得る規定で、此の規則の適用さるべき物品は野菜、果物、魚類、牛乳、乳酪等の製品、衞生的滋養品、肉エキス、珈琲代用品、肉汁品、其他のスープ種、珈琲、茶及カヽオ代用品、珈琲混合品、ジヤム、果物ジヤム、人造蜂蜜、脂肪代用品、チース、プッチング粉、麵包粉、チヨコレート。各種のチヨコレート粉、カヽオ粉、ケーク等で、此等の物品に對する物價公示は必ず何人も見得るやうに明示すべく、之を取り去るか又は不明瞭ならしむる事は嚴禁されて居る。然しながら糖果製造工業者側では頗る之を困難とし屢々懇願の結果、獨逸政府も之を諒とし、千九百二十年十二月二十三日の布告により若干の物品（野菜、果物製品、ジヤム、果物ジヤム、魚類製品）に對し、包裝上又は容器の上に小賣値段の明示義務だけは廢止されたるも、其他の物品に對する物價公示は依然今日も實行されて居る、斯くして獨逸商品の粗惡品と量目の不充分とを矯正する事を得、獨逸の公衆を利せし所少なからずである、而して此の法規を閑却し、又は小賣値段を變更し、又は此の法規に違犯せし者は六箇月までの懲役刑に、一萬五千

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

マルクの罰金を附加すべく、又は該兩刑の一に處せらるべく、被告人の費用で、判決文を廣告する事を得べく及び犯罪の用に供したる物品を沒收する事を得るのである。

七　物價公示

販賣人をして物價表を看易き處に張り出し公示せしめ、消費者をして他店に於ける同品と比較對照せしめ、其の良品を買ひ取らしむるは公衆の利便を增進すること多大であるが、獨逸政府は夙に其の必要を認め、已に千九百十五年六月二十四日の布告により小賣商に其の賣場に於て物價表を貼布公示すべきを命じた、之により地方の警察署では、日用必需の物品に付き物價表を賣場に張り出し又は垂下して公示する事を販賣人の義務としたのである、猶は物價檢査所法第五條によれば、同檢査所から小賣商人に日用品の精細なる物價表を交付すべく、物價表には物品各自の綿密なる價値と竝に法規通りの最高價格を示してあるが、物價檢査所より交付の物價表に記入の價格は暴利令に定めた所のもので、小賣人が此の價格以上に高く販賣したる場合には不當利得者として處罰される、卽ち同令第十九條に從ひ、一萬五千マルク迄の罰金又は四週間以下の拘留刑に處せらるゝのである。

八　物價檢査所

物價表の店內公示だけでは、一般消費者に完全なる物價の當否を知悉せしむるに猶は不充分である、大なる範圍に於て購買側の國民に正當なる物價を示すには、小賣商人を强制して、其の商店內又は市場內の賣場に於て、其の販賣すべき物品に一見明瞭なる物價札を付けさする事が必要である、大都市に於ては之に關す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

る法規がそれ〳〵制定されて居るが、其の法源とする所は物價檢査所設立布告第十二條第一項と千九百十五年九月二十五日發布の物資供給法によりたるもので、之に據れば各市町村は聯邦中央政廳の許可により又は同政廳より指定の官廳の贊成を以て、所管内の生産者又は製造者並に商業家及營業者に對し殊に生活必要品の販賣及價格に就て法規を發布するを得べく、之に違犯した者は六箇月以下の懲役刑又は一萬五千マルク以下の罰金刑に處せらるゝのである。

物價檢査所に就ては余は獨逸聯邦バイエルン自由國の制度大要を茲に紹介する。同國に於ては千九百二十一年に於て設立された、其の目的は物價の基準を定むる事と食料品需給關係に於てバイエルン政府を助け、又消費者、生産者及販賣者間の意見衝突の解明及排除にあつた。他の獨逸聯邦に於けるが如く、バイエルン共和國に於ても、地方的物價檢査所の外に、バイエルン國全體に對する中央的の國立物價檢査所設けられたが、これは地方の檢査所に對し上級的の位置を占むるにあらざるも、多少地方檢査所を統一するの必要から起つたものである。同國では千九百十六年戰時暴利取締局設立され、警察力で暴利者處分を行つたが、戰後物價檢査所の設立と共に重きを經濟上に置かれ、此の國立物價檢査所は警察的暴利者處分に代つた姿となつた。

物價檢査所に困難な問題は事實參考人である、即ち物價の當否を決定すべき事實參考人、鑑定人を當業者より選出するとすれば、彼等は自分營業の利害關係上、知つてか知らずでか、公平を失ふの嫌あり、又有力なる專門家も同業者に對し原告の位置に立つ事を嫌厭する傾向がある、そこでバイエルンの中央物價檢査所では、其の審査部に專屬の商業的鑑定人を置く事としたが、さて此の事實參考人に適當の人物を得る事はまた頗る困難で、完全に專門的、帳簿的、商業的、經濟的、技術的、智識と技能を有し、又法律的の智識あり近眼的でない、常識的な殊に賄賂で動かぬ嚴正の人物を要するのである、又檢査所のシステムを實施する上

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に何等の非難なく、各專門家の評論に對しても充分申開きの出來る物價の基準を定むる事も亦頗る困難であつた、而して此の物價組成の標準を孰れの製造所に指定すべきか是れ亦容易の問題では無かつた、そこで全工業部門の無數の營業を悉く調査し、殊に何等の非難無き模範的の企業を調査した、斯くして得たる各種の結果を注意深く比較して、始めて總べての關係の非難なく且つ適切なる全體を描き得べく、且つ物價を組成する要素をも得るのである、更に必要なるは商業的鑑定人の養成と成るべく短かき時間に於て大なる營業の記帳を爲す事であつた、此の精細なる記帳は大なる工業にあつては殆んど一年掛りの事業で、複雜なる技術的問題に關しては充分明確にすること容易ならず、各工業會社の支配人等は往々此の記帳に關して好感情を有せず、調査者に便宜を與へず、說明をも充分にせざる遺憾あつて、工業會社の表裏を遺漏なく正確に調査し記帳する事は頗る難く、僅少の調査品、鑑定員により僅少の日數に於て、此等の事物を爲し、信ずべき要價を得んが爲め、種々の困難に遭遇したのであつたが、遂に之に打ち勝ち、又工業會社の誤解をも解き得て豫定通りの調査を完全に達成したのであつた。

次に物價檢査に必要なるは、總べての經濟問題の一部として物價問題を研究調査するにあり、此の問題を閑却せんか、正しき物價の正しき判斷を得る事が出來ない、そこでバイエルン中央物價檢査所では、其の內部に國民經濟部を設け、內國及外國に於ける總べての經濟的現象をプラン通り絕えず注視し、蒐集し、研究したのである。斯くて總べての經濟問題に對して適當なる判斷を爲すに必要なる貴重の基礎材料完全に集成し、中央檢査所內の商業的鑑定部及國民經濟部の調査結果より豐富なる報告書を作成し、それが總べての鑑定檢査の標準となつたのである。

既述の如く暴利者、奸商(暴利販賣者、連鎖取引、密貿易者、投機者)の撲滅取締りは最初專ら警察部の所

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

管であつたが、戰後は國立暴利者取締局の所管に移つた、中央物價檢査所は同取締りの問題に關する刑事事件には鑑定人、事實參考人として參與する事であるが、複雜にして根本的又は一般經濟的の問題若くは大工業に關したる場合に限られた其他主として中央物價檢査所の職權範圍は

(甲)物價觀察及物價評定

一 物價の評定及物價移動の觀察

(イ)內國に於ては疑問廻文の方法及其他材料の蒐集による

(ロ)外國に於ては外國新聞雜誌の報道蒐集及外國貿易局の報告材料の蒐集による

二(イ)物價問題に關する經濟的材料(印刷物及實際)の蒐集、調査及研究

(ロ)簡潔なる經濟的報道の週報及一般經濟界の大報告書の編纂及出版

(ハ)中央檢査所の經濟的及立法的法規に關せる鑑定

(乙)物價檢査

一、重大で根本的調査を要する場合、利益の正當なりや否やの研究及鑑定

二、工業及商業に於ける事業全體の系統的檢査

(イ)一定物品の標準的、平均的の自身費用の評定の目的の爲めに最高價格及正當物價の決定の爲めに

(ロ)物價の正當なりや否や及一般の物價引下げの可能的なりや否やを調査する目的の爲め關係工業、商業及消費者との交渉に要する基礎として

(ハ)組合物價の跡檢査及監視の準備として

(丙)物價組成の影響

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(イ)事業全體に關する總義務と物價の當否に關し工業及商業の代表者との交渉
(ロ)生產者、販賣者及消費者から均一に組織されたる委員に於ける交渉
(丁)經濟的解釋及說明
(イ)官廳への鑑定により
(ロ)印刷物により(印刷物公表及新聞記者への談話等により)
(ハ)丙の(イ)に於ける交渉及乙の第二(ロ)に於ける委員の會議に關せる各種の關係者範圍に對して
(戊)暴利取締局及バイエルン國外の當該檢査所との諒解及共同的行動

以上はバイエルン中央物價檢査所の爲しつゝある仕事の範圍で、其他猶ほ記すべき事多きも之を略する、

猶ほ昨千九百二十一年中同中央檢査所で取り扱つた件數は

	總務部	營業檢査
一、中央檢査所の報告統計	四一九	四〇
二、中央檢査所の物價技術會議	二五二	九六
三、中等檢査所の同上	二三五	一〇三
四、警察事件參與	四五	—
五、刑事事件審理參加	九五	四八
六、一個人へ解明	一九五	二三〇
七、交通移動監視	三六	—
八、事業及經營統計	一六	—
九、經營檢査(一乃至四に屬せざる件)	—	二七

衛星都市に就て

都市計畫名古屋地方委員會幹事　黑谷了太郎

過日野呂先生の御周旋にて私の所謂山林都市が貴紙に依り廣く江湖に紹介せられたことは私の最も光榮とする所である、然るに御掲載後御寄贈を受けて一寸之を瞥見した處、衛星都市と云ふのが大方衛生都市となつて居る、之れでは衛星都市としての山林都市の意義が明白を缺くのみならず衛星都市なるものが誤解せられる虞があるから茲に聊か衛星都市の説明を加へて置き度いと思ふ。

併し此の説明を試る前に私は衛星都市に就ても一言するの要がある、衛星都市の外に衛生都市なるものがないものならば大した誤解も惹き起さぬが衛星都市の外に衛星都市なるものゝ亦あるのである「サナトリアム」も日本に飜譯すれば衛生都市とでも云ふべきであらう曾て英國の衛生改良家ベンヂャミン、ワード、リチャードソン氏の企てた「ハイゼイヤ」の如きは之を譯せば是非とも衛生都市と稱すべきものである、之れは都市の性質から斯樣に名付けたものなれば衛星都市も性質から云つたなら衛生都市と稱し得ない譯はないけれども其の意義は全く異つたものである。

衛星都市と云ふのは Satellite City 又は Satellite towre の直譯であつて都市を恒星に例へ母市に對し從屬都市を衛星と見做し之を衛星都市と稱したのである。

乍去此の衛星都市にも二種あつて米國のグラハム、テイラー氏の主唱する衛星都市と英國の田園都市協會の主張するものとは多少の相違があるテイラー氏の衛星都市の母市に接近して作られた一種の郊外(サバーブ)であつて

工場を中心として設けられた勞働「コロニイ」を意味するものである之れは丁度米國の田園都市が英國のとは異り單に母市の郊外に作られた田園的郊外を意味するのと類似して居る、處が私の所謂衛星都市と云ふのは英國式の其れを云ふのであつてテイラー氏の其れではないである、然らば英國式衛星都市とはどんなものであるかと云へば一つの母市を中心として系統的に配置せられたる田園都市を云ふのである、例へば倫敦を中心として一時間にて達し得べき距離内に配置せられたる田園都市を云ふのであつて郊外（サバーブ）を意味するものではない、郊外（サバーブ）では田園都市の主張する獨立の社會的結合が出來ない、社會的にも經濟的にも悉く母市に依賴せなければならず自整（セルフコンテインド）も自持（セルフサポート）も出來ない而して結局非常に不經濟なものになるのである、之れは東京に對する品川、千住、王子の狀況を見れば甚だ明かである、是等は名目に於ては東京から獨立した小都市ではあるが事實に於て東京の場末と何等異る所はない、而して地方行政以外は悉く東京に從屬して居る爲に自ら支持することが出來ないのみならず始終東京に出て用を足さなければならぬ爲め餘計な金を費さなければならぬ、日常品の如きも東京よりも高いと云ふのも當然である、されば田園都市協會に於ては、母市に對し附着細工をしたり瘤を添へたりすることは甚だ宜しくないと云つて居る所以で同協會の主唱する衛星都市はテイラー氏のと異ることを特に明言して居る所以である、假令其れが郊外でなくとも母市に餘り近かつたならば同一の結果を來たすので之れ亦決して望ましいことではない故に衛星都市としても其の內容が英國の所謂田園都市であるならば母市から相當の距離を要するものとなつて居る、折角田園都市を作つても母市に出なければ日常生活が達せられない樣では何の役にも立たないのみならず不經濟之れより甚しいものはない今日大阪附近に出來て居る所謂田園住宅地の樣に通勤するにも買物するにも日々大阪に出なければならぬ樣では時間や金や電力等を無益に消費する譯にて之れ程馬鹿らしいものはないのである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

故に田園都市は假令一母市の衛星都市として作られても一つの獨立都市でなければならぬ、其處には文化機關や生產機關は勿論、分配機關もなければならぬ、乍去各田園都市は悉く大學や國技館や「オリンピヤ」を設立することは出來ないので斯くの如きは母市に待たなければならない、之れ卽ち母市も必要であると同時に衛星都市の緊要なる所以であるが母市と云つても必ずしも人口の多きを要しない、人口が多くなれば必ず其の弊を受けて諸種の害毒を蒙らなければならぬ、故に十萬乃至二十萬に達すれば弗々衛星都市を作つて人口の分散（デセントラリゼーシヨン）を企てなければならぬと云つて居る、母市なるものは唯ゝ衛星都市に於て遂げられない職分丈けを遂げさへすれば宜しい譯である。

母市のことは兎も角として衛星都市と云ふものは大體叙上の如く母市の人口過密を救濟せんが爲母市を離れて統一的に且つ系統的に配置せらるべき田園都市を云ふのである。

山林都市も大都市の人口集中を救濟する爲めに必要であるが若しも之を其の周圍に作るならば其の衛星都市として適當の距離内に系統的に配置すべきであると信ずるのである。

尙私は此の序を以て英國の衛星都市を構成するものであつて且つ私の山林都市の模範とする田園都市は如何なるものであるかを說明して置き度いと思ふ、併し之れは田園都市の簡單なる信條を說明すれば足ることゝ思ふ。其の信條なるものは卽ち左の通りである。

"A garden City is a Town designed for healthy living and industry; of a size that makes Possible a full measure of social life, but not larger; Surrounded by a rural belt; the whole of the land being in Public ownership or held in trust for the Community."

之を譯せは『田園都市は一つの都市で、其の都市は市民をして衛生的に生活せしめ衛生的に產業を營ましめんか爲に計畫せられたるもので。社會生活に必要なる各種の機關を具備するに適當なる地積を有するもので然かも廣大ならざるもので。其の周圍は農業地帶を以て圍繞するもので。其の土地の全部は市民の共有な

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

るか將た其の市民の爲に設けられたる信託會社の所有に屬するものである。」

之れで田園都市の意義が大體判明する譯であるが尚ほ之れを明白ならしむる爲め左に多少の說明を試み度いと思ふ。

田園都市と云ふものは一つの都市であつて其處には市役所もあり學校もあり工場もあり商店もあり農園もあつて自ら支持し得る完全なる共同團體なのである、住宅許りで他の都市的機關を持たぬものは完全な公共團體ではない從て田園都市とは稱すべからざるものである、縱令其處に住宅があり商店があり工場があつしも何等の結合がなく所謂呉越同舟にて旅人の寄合世帶の樣なものは眞の都市ではない、眞の都市は最も純なる社會で各人分業を以て互に相助け互に相樂しむ所の大きな家庭でなければならぬ、田園都市は實に此の理想を以て生れたもので其處には都市としての各種の分化機關があつて共同の目的の爲に其の機能を完全に働かさうとする一つの團體である、而して其の都市は主として如何なる趣意に依りて計畫せられたるものであるかと云ふに第一に衞生的でなければならぬ、第二には產業的でなければならぬと云ふ見地から計畫せられたのである、人間をして生存の價値を發揮せしめ都市生活をして最も有意義にするには先づ以て健康を保全して活動力を養ひ能く能率を增進せしめて各種の方面に活動する素地を作らねばならぬことは勿論である、其れで田園都市は最も衞生的なる住宅を供給することを目的として居る、其處には充分なる空地を與へて新鮮なる空氣と輝々たる日光とを供給する樣にして居ることは勿論である、乍去人間は生活の資源がなくては活きて居れない、其故に交通に最も便利なる一部分を割愛して工業地域となし其處に各種の工業を營ましめ樣として居るのである、工業のない都市は片輪であつて完全なる都市ではない、田園都市は片輪の都市たらんことを欲しないのみならず、其の工業を最も有效的に働かさうとして居るのである、而して其の都市には社會生活をなすに必要なる機關は總て具有して居るので無論其處には學校も公園も運動場も水道も下水も市場も雜貨店も八百屋も唐物屋も洗濯屋もなければならぬことになつて居るが併し其の都市は餘り大きいこと

を欲しない、何となれば都市は大きくなればなる程不純になつて團結力が弱くなり所謂善隣とか「フレンドシップ」とか「シチイズンシップ」と云ふものはなくなつてしまひ、今日は東區に居るかと思へば明日は西區の人となり旅の恥は掻き捨てと云ふ考で市を愛するどころか何をしても構はぬと云ふ氣になり自治とか郷黨とか云ふ念の皆目なくなつてタマニイ黨の爲すが儘になつてしまふ加之都市が大きくなればなる程惡人や背社會的の人間が入り込んで貧民窟や魔窟が所々方々に出來て不衞生となり不安全となり不經濟となり戰々恟々として生活しなければならない、田園都市は實に如此不安全な不健全な不經濟な都市生活を欲しないが故に其の人口は五萬位の程度に止め度いと云ふ希望を持つて居るのである、面積にしても餘り廣くて郊外の景色が滅多に見られない樣な廣さでは宜しくない、一寸足を運べは郊外の廣々として自然の景色や田園の趣味をも味ひ得る位の廣さでなければならぬとせられて居る、而して市街の周圍は農業地帶を巡らすことになつて居るが其の農業地帶は二つの役目を持つて居るのである、其の一は之を市民に貸付けて農耕に親んで自ら新鮮なる食物を得る樣にし度いと云ふ希望である、其の二は之を以て都市の限界にしようとして居るのである、元來都市の外圍に限界がなく次ぎ〳〵に家屋が增加して、何處から何處まで自個の都市であるか分らぬ樣になることは都市の個性を亡くして自ら自治の精神も愛都心をも失ふ基で甚た好ましくないことである、それで自個の屋敷に垣根を圍らす如く都市にもちやんと境界を明瞭にして置くの必要があるので、田園都市に於ては農業地帶を以て其の境界を明かにしようとして居るのである、而して田園都市に於ては其の土地は個人の私有を許さない土地丈けは市民の共有にするか將た市民の爲に設けられた一信託會社の所有にして置くと云ふのが田園都市の信條であつて現にレツチヲーズでもキルキンでも信託會社の土地になつて居る。

　山林都市も亦此の信條に從て建設せらるべきものと思つて居るが唯々少しく異つて居るのは山林都市は必ずしも農業地帶を要しないことである、併し山林都市は農業地帶の代りに是非とも山林地帶を以て圍繞すべきものにて換言すれば古代の希臘都市を理想として居るものである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣名物の竹筏

屯山生

檜より嵐ふきおろす桕川の
筏を超ゆる花のしら浪

▼山紫水明の我が京畿の邊では、桕川の筏にも箇樣に花の白浪を聯想するの常であるが、八重の汐路を隔てた南國では、その荒海を乘つ切る竹筏などに、謂ゆる流暢的の氣分こそ窺はるれ、餘り風流な點は覩られない。內地のは筏そのものが運漕されつゝある木材又は竹材であるやうだが、臺灣のは筏は卽ち船體であつて、それによつて漁業又は貨物の運漕が行はれるのである。竹筏は臺灣語で「テックパイ」早口に言うのを聞くと一チツパイ」と聞こえる、內地の筏のやうに筏そのものに材としての價値と生氣とが無く、花の白浪が懸つたり、紅葉の錦に浸さるゝやうな詩趣は無いが、しかし涯りも知られぬ茫洋たる海上に、眞帆に風を孕ませた竹筏が悠然と乘り出した圖は、小天地に跼蹐するものゝ夢想も及ばぬやうな、男性的な壯快さも味はれる。

▼支那の大聖孔子は「道行はれずんば、桴に乘つて海に浮ばん」と言うた。桴とは筏の小さな者である。シテ見れば筏の由來も隨分古いものである。臺灣の竹筏が果して夫れと同一であるか否かは分らぬが、何れ支那から來たものには違ひない。古老の言に、本島では最初紅頭船を使用したが、咸豐年間から盛んに竹筏を用うるやうになつたので、對岸支那では古來竹筏が多く、今尙ほ漁業に用ひられて居るとのことである。

▼臺灣に於ける竹筏の數は非常なもので、新竹以南、東港方面に至る沿海一帶は到る處に、之あらざるはなく、特に中部の梧棲、鹿港邊には貨物運漕用のものが多い。普通に竹筏は多く漁業に用ひられるのであるが、時と場合により貨物運漕に用ひられるのも少なくない。

▼竹筏の構造は、竹類の巨王と謂はるゝ蔴竹を材料とするので、先づ丸竹のまゝ適度の長さに切斷し、少しく之を彎曲せしめ、皮を剝ぎ、水に浸し、割れぬやうに枯らした後、所要の大きさに排列し、其の上邊數箇所に細い丸竹を橫たへ、籐條を以て大竹と細竹とを結び合はせる。それが卽ち竹筏の主體たるもので、之を水揖を以て漕ぎ、櫓を以て押すのである。其の體は輕くて航行に勞力を要することと少なく、殊に覆沒の憂もない。が、扁平にして檣邊なきが故に多量の積荷は六ヶ敷、又た潮濕を被るの虞もある。

▼大きな竹筏には桴船的の小筏を載せ、櫓檣を備へ、筏上にて炊爨し、居住することも出來る。其の長さは百尺以上に及ぶのもある。夫等は專ら貨物運漕用のものであるが、普通は幅六尺長さ二十二尺位のものである。支那の洞庭湖などには筏の上に二三十軒の家があり家族妻子は勿論、雞犬も飼はれ、蔬菜畑も耕され、宛然一大村落の如きものが湖上に浮んで居る、といふことは旣に入蜀記などにも記され、今日でも尙ほ現に存すといふが、臺灣ではソンな大きなものは覩られない。然し普通竹筏を家として居るのは幾らもある。現に日月潭には夫れに住居して居るのがあつて、それが同地の名物となつて居る。

▼竹筏用の蔴竹は中部臺灣に多く產する。特に林圯埔、梅仔坑、後大埔地方に產するを最上とする。價格は普通竹筏は五十圓內外、百尺以上のものは百五十圓內外もするとか。積載量は普通二三十石、百尺以上のものは二百石位は積める。其の積み方には潮濕を避くる爲めの特殊の方法もあるさうである。安平地方のは竹筏の中央に大桶を据ゑ、それに乘客や貨物を載せて波浪の迸入を防いで居る。

▼斯ういふ竹筏が、春のやうな南國の、果てしも無い海の上に、眞帆片帆、偃揚と風に任かせて一浮一動して居るのは實際內地には見られない光景で、眞に臺灣趣味であるといつて可からう。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

調査研究

KOOTOOSYO NO HANASI.

Kôtôsyo nite *Kakinami - Seiiti*

Kôtôsyo wa Taiwan no itiban minami no Garanpin Misaki kara higasi no hô no Umi no naka ni mieru Sima desu ga, sono Hedatari wa hobo 38-9 kairi gurai desu. Pinan(Taitô) kara wa hobo 50 kairi desu. Kono Sima ni wataru niwa hitotuki nihen no Hunabin ga arimasu. Hitotu wa tuki no 19 nt. Asa hayaku Kiirun wo dete Suô, Kwarenkô ni yotte 22 nt. Asa hayaku kono Sima ni tukimasu. Mohitotu wa Takao-minato wo tuki no 26 nt. gogo 6 zi syuppan, Kaikô-Minato ni yotte 27 nt. gogo 3 zi goro Sima ni mairimasu, sôsite Yonaka no 12 zi goro Sima wo dete Kwasyôtô, Taitô ni yotte Kiirun ni iku mono desu ga, kono ato no hô no Hunabin naraba Hune no tomatte oru aida 2-3 zikan wo umaku tukatte Sima wo kenbutu suru koto ga dekimasu. Waga Teikoku no Ryôbun no uti de hontôni Nan'yô-Kibun ni nareru mono wa kono Sima yori hoka niwa arimasen.

Tirigaku kara mita Kootoosyo

Kôtôsyo no Arika to Meguri no Nagasa, Menseki nado wa tugino yôna mono de arimasu;

Higasi no Keido 121° 29′ 28″.........121° 26′ 12″
Kita no Ido 22° 5′ 6″...........22° 5′ 7″
Meguri 9 ri 28 tyô 25ken
Menseki (Sio no mitita toki) 2,9653 hôri
(Sio no hiita toki) 3,0873 hôri

Syôkôtôsyo to iu Sima wa kore kara mata minami no hô 5 kairi no tokoro ni arimasu, Muniutô desu ga soko niwa Kôtôsyo no Seibanzin ga motte oru Yagi no 2.300 tô ga hanasi-gainisite aru noto, watakusi ga hazimete kaikonsite Papaya wo 250 kasyo uete aru hoka wa tittomo Ningen no Kangae ni nobotta koto no nai Sima de arimasu, sono Arika nado wa tugi no tôri desu:

Higasi no Keido 121° 36′ 8″……….121° 27′ 4″
Kita no Ido 21° 56′ 24″………21° 27′ 20″
Meguri 1 ri 9 tyô 30 ken
Menseki (Sio no mitita toki 0,1020 hôri)
(Sio no hiita toki 0,1090 hôri)

Daitai kara ieda Phillipine kara Bashi Kaikyô ni tirabatte oru Babuyan, Batan, Bashi nado no Kwazan-Zima wo okosi tunaida Kwazan-Myaku ga waga Kuni no Ryôbun no Umi ni haitte Gadd Rock, Forest Bell Rock no Kwazan-Zima wo okosi (Taisyô 10 n. 6gt. Gunkan Mansyû ga kono Hômen no Sokuryô wo sita toki Kôtôsyo Iwaginu Wan de watakusi ga sono Kantyô ni atte kikimasita Hanasi ni yorimasu to Gadd Rock wa Sio no hiita toki Umi no Omote kara hitohiro sita, sono Hirosa wa oyoso 100 ken de aru, sikasi Forest Bell Rock wa tôtô miidasu koto ga dekinakatta to iu koto desita). Syôkôtôsyo, Kôtôsyo to nattekite orimasu, nao kita e ittewa Kwasyôtô, Kizantô, Menkwatô, to natte orimasu. Syôkôtôsyo niwa mannaka ni Hunkwakô mo arimasusi Bakuretukô mo ari, Onsen mo higasi no Umigisi ni waite orimasu.

Ueno yôna Wake de Kôtôsyo wa Dai 3ki no Umi no naka no Kwazan no hunsyutu de dekita mono de atte, Taitô no higasi Kaigan no Sanmyaku to onazi Kôzôdesu kara, Yôgan wo nozoku no hoka Umi no Soko kara hunsyutusita mono wa Sô ni natte orimasu. Ima Syôkôtôsyo niwa maeni môsimasita yôni Hunkwakô, Bakuhatukô nado wo mitomeru koto ga dekimasu ga Kôtôsyo niwa doko wo sagasite mitemo korerano mono wa mitukarimasen. Dai 3ki no noti no Toti no Motiagaru sayô wa Kôtôsyo wo tukuriage konniti ni itatta mono de arô to omoimasu Sima no kita no hôno Yama no ue ni Sango-syô ga

kasanariatte orimasu.

Kôtôsyo kara deru Kôbutu wa Kôdôkô, Kakusenseki, Kôtetukô, Kuzyakuseki, Zyamonseki, Tetusekiei, Tyôseki, Zyû.yô.eki nado de arimasu. Sosite Yaku ni tatu Kôbutu to site wa Kin, Gin, Dô nado no Kôbutu ga arimasu ga iduremo sono hukunde oru Ryô ga taisô sukunakutte; Syôbai ni site wa hikiawanai sôdo gozaimasu.

Sima no Na

Ima wa 紅頭嶼(Kôtôsyo) to mô.ite orimasu, kono Na wo tuketa nowa zutto izen no Sinazin de atte 'Antan.û' to mô ite orimasita. Nandemo Kôsyun ka Taitô Hônen ni sunde iru Sinazin ga Asa higasi no hô no Umi no ue wo miruto Asahi ga Sima no Atama wo Beniiro ni someta nowo keiyô ita no dato Torii-Ryûzô Udi ga ima kara 25 6 nen mae ni Taiwan no minami no hô wo ryokô.ita toki sono hen no Hito kara kiki, Udi mo sore ga umaku hamattta iikata de aru to mô.ite oraremasu.

Yô.oppazin ya Amerikazin wa 'Botel Tobago' to mô ite orimasu ga, Torii Hakusi no Okangae ni yorimasu to 1726 n. ni 'Francaius Valenty' ga syuppansita Tidu niwa Kôtôsyo no arika wa tasika dewa nai, tabun sono toki no Orandazin wa kono Sima to tyokusetu Kwankei ga nakatta kara Na wo tukenakatta node arô ga, Huransu no Kôkaisya 'La Perouse' no 1785 n. no Tidu ya, 1791 n. goro ni kono hen no Umi wo kôkaisita 'Abillardiente' no Tidu ni yoruto 'Botol' to natte orimasu. Tadasi mae no hô no Tidu niwa betuni 'Botol Tobaco Sima,' 'Botol Tabaco Xima' tomo sirusite arimasu, 'Sima' mata wa 'Xima' wa Nippongo no Sima de arimasu, karera ga kono hen kara Nippon ni yuku aida ni tukete orimasu Na desu. 'Tabaco' wa suu Tabako no koto de arimasu (Kôtôsyo no Banzin wa tittomo Tabako wo suimasen ga nosodati no Tabako ga arimasu, Toti ga Tabako ni atte imasu noka yoku sodatimasu.) Korede kangaete miru to, imano Tabago wa Tabako no kawatta mono nano desyô. Mata 'Botel' wa sono toki wa Botol to natte orimasu kara, hazime wa ippan ni Yô.oppazin wa Botol to nomi itte ita to omoimasu, sikasi notini Huransu no Daikôkaisya

'La Perouse' Udi ga Nippon no Umi wo kôkaisite Nippon no Timei nado wo sitte ita kara sono Botol ni nao Tabaco-Sima to iu Kotoba wo tuketa mono de aru rasii, tokoro de Kôtôsyo no hazime no Yobina de aru Botol wa hatasite nanikara deta ka to omouto sore wa "Kôtôsyo no mukôgisi ni sunde oru Ami-zoku ga kono Sima wo sasite Baturu to iu koto kara deta no de arô" to iute orare masu. Kore wa watasi no Kangae de wa seitôna Giron dato mitomete orimasu. Mata Bashi-kaikyô no Sima ni oru Dozin wa Kôtôsyo wo sasite Tabaco-Sima to iu toka iu node Botel Tolago wa Ami-Banzin no Yobina to Bashi-Kaikyô no Sima no Dozin no Yobina to issyo ni site Yôroppazin ga iu no dato iu Setu mo aru yôni kikimasita ga, hatasite sono Bashi-Kaikyô no Simabito ga sono yôni iuka dôka wa watakusi wa sirimasen. Nippon no Hurui Tidu niwa Tabakozima to site arimasu. Sorekara imamade no Gakusya ga itte orareru utini Kôtôsyo no Na ni tuite ayamari ga arimasu kara sore wo tadasite okimasu. Torii-Hakusi wa Tôyôgakugeizassi 19 kan dai 245 gô de "Kôtôsyo no Banzin wa sono Sima no Na wo Yami-kami mata wa Yami-nahmen tomo iu, Kami towa Kuni to iu Imi de sunawati 'Yami no Kuni' to iu koto ni nari, Yami to iu koto wa donna Imi wo motte oru ka wa wakaranai. Nahmen towa Mura no Atumari to iu Imi de aru kara Yami-Mura mata wa Yami-Sima to iu koto ni naru sôdakeredo kono Nahmen wa mata kantanni hitotu no Mura to iu Imi ni mo tukau ...... " to kaite arimasu ga, motomoto Kôtôsyo no Yami-zoku niwa Kami to iu Kotoba wa arimasen, Mukôgisi no Ami-zoku niwa Kami to iu Kotoba wa Ninsyôdaimeisi no Daiitininsyô Hukusû de 'watakusidomo' to iu no ga arimasu ga, Torii Udi wa Yami no Kotoba to Ami no Kotoba to mazekoze ni sareta no de wa naika? Soreni site mo Ami zoku no Kami ni mo Kuni to iu Imi wa arimasen Mata Nahmen wa Yami-zoku no Kotoba dewa Mura no Atumari no Imi wa arimasen. Mura, Sato, Buraku, Bansya no Iiarawasikata wa 'Iini' to iu Kotoba ga ari Nahmen sunawati Nâmen wa Yami-zoku no Kotoba no Ninsyô Daimeisi no Daiitininsyô no Hukusû de

arimasu. Soko de watakusi wa kangaemasu noni Torii-Hakusi wa Tôryû 66 niti kan no Gokenkyû de kono hen no koto made zyûbun ni siraberare nakatta node kono Ayamari wo serareta no darô to omowareru.

Mata Taihoku no Hakubutukwan ni orareru Mori-Usinosuke Udi ga Taiwan-Zihô Dai 69—70 gô de "Taiwan no higasi kaigan no Paiwan, Ami-Zoku wa kono Sima wo sasite Botoru to iu, Botoru wa Seibango no Kintama to iu Imi de atte kano Sima no Katati ga koreni nite oru kara kono Na wo tuketa no dato iu" to iwarete orareru ga kore wa taihenna matigai desu. Ami zoku wa 'Vuraru' towa môsimasu ga ganrai ra,ri,ru,re,ro no ra no Gyô ni nite oru mono wa Ami no Kotoba niwa Daiiti, Daini, Daisan no mittu no Syurui ga arimasite Ami zoku dewa sono mittu wa mattaku tigatte orimasu. Ami zoku ga Kôtôsyo no Koyûmeisi ni tukau ru wa Daisan no ra Gyô no ru de arimasite, Kintama to iu Kotoba ni tukau ru wa daini no ra Gyô no ru de atte sono aidani mattaku Kubetu ga arimasu, kore wa Nipponzin niwa mudukasii ga Ami-zoku niwa akirakani Hatuon no Kubetu ga aru node arimasu.

Mata Mori Udi ga kono Zassi ni nosete orareru mono wa Torii Udi no yakinaosi de atte, Torii Udi no ayamatte orareru tokoro wo mina tutaete oraremasu. Sunawati maeni nobeta Yami-kami no koto wa motiron no koto, "karera no Otoko wa Tosiyori mo Kodomo mo Atama no Kami wo tyôdo Naiti no Kodomo no Wankaburi no yôni kirisagete aru, kôyû Kami no Katati wo karera wa zibun de 'guruguru' to iu, kono Na kara uturikawatte zibuntai wo 'Guruguru sera' to itte oru, sunawati 'Guruguru zin' no Imi de aru" to ,zissai Banzin wa sono tôri no Atama no Kami de arimasu. Sikasi Guruguru towa musiro Nipponzin no Gobugariatama wo iimasu, sunawati guruguruBôzu no Atama wo iu node arimasite, Kappa-atama wo sonoyôni wa môsimasen, Mata Sera wa Sira no Ayamari kato omoimasu, Sira wa Nippongo ni sureba 'rasii', ………ka siran ? ', 'gena' nado no Utagai no Kotoba desu. Watakusi ga kangaemasu niwa Torii Udi ga Taiwan de kono koto wo kikareta

to sureba sore wa "Anata no Atama wa Guruguru-Bôzu Ryû da" to iu Imi de, reino Banzin-ryû no Busahô de nadete iuta koto domo darô to sassimasu. Hito to iu Yamigo ni Sira ni tikai Hatuon no Kotoba wa arimasen. Hito to wa Tau to iu Kotoba ga arimasu. Donna Baai nimo kono Tau to iu Kotoba wo tukau nowo mireba Sera matawa Sira wo Hito to minasu nowa Ayamari de aru koto ga siremasu. Mata Mori Udi wa sono kakareta mono no nakani minami no hô no Sima, Phillipine wo sasite Guruguru-Sera to itte orareru keredomo Phillipine no koto wa Manira to iu Kotoba wo Yami-zoku wa tukatte orimasu.

Sima no Ningen

Kôtôsyo niwa ima Mura ga nanatu atte, 1605 nin no onazi Syuzoku no Banzin ga orimasu, kore wo Yami-zoku to môsimasu, konohoka wa Naitizin no Keisatukwan 3 nin giri de, Taiwanzin wa hitori mo orimasen. Yami-zoku wa imamade no Gakusetu ni yotte Marei-zoku ni zokusuru koto wa amaneku wakatte orimasu. Motiron Kotoba wa imano Mareigo sono mamano mono mo ari, Densetu mo mata ooku onazi Syuzoku dato iu koto wo wareware ni osiete orimasu, mata kono Banzin ga sono mottomo Tie no nai tokoro wo hozonsite oru nowa kono Sima ga hoka no Sekai kara ooini kakehanarete oru kara ni aruto omowaremasu. Karera wa zenbu Hadaka de Otoko wa Nipponzin ga rokusyaku no Hundosi wo kaku yôni Hassyakuhundosi (Kanezyaku) wo kake masu. Sore wa Nipponzin wa Hara ni ikkwai maku dake de aru ga kono Banzin wa hutamawari maki maeno hô wa tyotto hasamu dake de arimasu. Karera wa kono Sima de dekiru Ramii (Asa no hitotu no Syurui) de zibunde Nuno ni orimasu ga, maegawa no Kintama no tokoro ni ataru tokoro niwa Asagi-momen wo modoita Ito de Aya ya Sima wo oridasi mata Siri no hô no Hazi mo sukosi bakari onaziyôna Aya ya Sima wo oridasimasu, sôsite sore wo kitin-to simete orimasu kara Taiwan Hondo no Yama no naka ni oru Taiyaru-zoku no yôni maeni Kire wo sageta bakari de purapura to yoko kara Kintama ga mieru yôna koto wa arimasen, Mata kono Huudosi no soto e deru yôna Ke wa minna nukitotte simai-

masu. Karada no ueno Bubun niwa Gisiki no toki niwa Ramii de tukutta Yôhuku no Tyokki no yôna mono wo kimasu, kore wo Tariri to môsimasu. Kore nimo yokoni nisun guraino aidaoki de, nisun guraino asagiuo Aya ya Sima wo oridasite orimasu. Sôsite yosono Mura wo tadunern toki nado niwa Atama ni Kasokasu no Bôsi to, Kata ni naname ni Wakigatana wo kake, Te ni Nagayari wo motte mairimasu. Kasokasu wa Naiti no Na wa Turuadan desu, kore wa kono Sima ni dekite, taitei karera ga zibun de tukurimasu. Onna wa Kosi ni ippon no Ito wo musunde oki, kore ni Haba ga issyaku gurai de Nagasa ga Kosi no Mawari yori 4-5sun gurai nagai Ramii-ori no Nuno wo maki sono Ito ni Nuno no ryôhasi wo tyotto hasamu dake de gozaimasu. Naitihuzin no Yumozi no yôni Himo wo nuitukete wa orimasen. Sôsite Otoko no Tariri ni ataru tokoro niwa, sunawati ueno Karada niwa nanameni sanzyaku izyô no Nagasa no Katakakekire, Bango de Ayôbu to iu mono wo kakete orimasu. Korenimo huû karera ga tesei no mono niwa nisun oki gurai ni Aya ya Sima ga oridasite arimasm. (Torii Udi: Rikwa-Daigaku-Kiyô, Kôtôsyo no Bu wo terasiawase yo). Seiban no Onna wa mada sono uem Nankindama, Menôdama, Kai, Nippon ya Sina no Zeni nado no Kubikazari wo kakete Orimasu.

Gin no Udewa wa Otoko, Onna ni kakawarazu motiite orimasu ga omoni Onna no yôdesu. Onna no Zaisan wa kono Gin no Udewa ya Menô nado no Kubikazarinado de atte Otoko wa nadakai Gin no Kabuto ga arimasu, sono ookii noni naruto Atama ni kaburi Me no tokoro ni Ana wo akete orimasu ga, sono Kabuto no sita no Huti wa Kata ni todoku yôna no ga arimasu. Kore wa Iwai no toki kabutte demasu ga, ookii hodo karera no Zaisanka de aru Sirusi to nari, ooini ebareru Wake desu.

Seiban no hudan no Tabemono wa Miduta no nakani uete aru Satoimo desu, kore wo watakusi domo wa Miduimo to môsimasu, Seiban no Kotoba de Sôri to môsimasu. Satoimo towa sono Situ ga ooini tigaimasu ga kore wo karera ga tukutte tutidukuriuo Tubo de hukasite tabemasu. Kono Syokubutu

wa sono Ha no Kuki no tukigiwa no sukosi sita no hô kara kitte sore wo Miduta no nakani sasite okimasu to 4-5kagetu no noti niwa mata sono Kirikuti to Ha-no-Kuki tono aida ga nobite 3-4 sun no Imo ni narimasu, sorede kono Sima no Seiban wa nendyû Kuimono ni komaru koto wa arimasen. Sono hoka Imo no Syurui dewa Satoimo (Keitan) Satumaimo (Wakai), Yamaimo (Oobi) oyobi Yamaimo no issyu de karera no iu Ibatan zima kara kita Batan-imo nado ga arimasu. Awa wa Seiban wa 12 gt. no Sue matawa 1 gt. no Hazime goro ni Awamaki no Maturi wo yari, 2 gt. no Sue goro madeni taitei Yama ni utusiuemasuga awarena mono de totemo Obanasi ni narimasen, seizei Byôuin ga dekita toki taberugurai sika toremesen. Kore wo kairyôsuru Doryoku ga Seiban ni nai nowa Miduimo ga nendyû aru ga tame to omoimasu. Okadu to site wa Sakana, Niwatori, Buta, Yagi, Kai, Umikusa, Ebi, Kani nado de Kairui ya Umikusa, Nikurui, Sakana no Medama Harawata nado wa mina nama de tabemasu. Mata Sakana no Niku, Yagi no Niku nadomo hosite oite atoni natte Umi no Midu to Namamidu to hanbun dutu irete nite Soppu ni site sono Niku tomoni tabemasu. Kotosarani Yasai nado wo tabemasen, taberu nowa Miduimo no Koimo no Siomidu de nite yawarakani natta noka matawa Midnimo no Hano-Kuki no kutite Midu no naka ni taoreta mono wo sonomama tabemasu. Aidagui niwa Satumaimo mo tabe mata Kudamono ya Makuwauri nado mo tabemasu. (Tuduku)

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

州稅各市街庄別納稅成績

——大正十年度分——

內務局州廳課

大正十年度に於ける各市街庄別州稅の納稅成績は左表の如し、表中調定額の欄には大正十年度中に調定したる稅額を掲く、收入步合の欄には調定額に對する納期內收入額の百分率を掲け、（納期後收入卽ち滯納額を排除したり）市街庄別欄は收入步合に依り順次排列したるものにして收入步合の同じきものは調定額の多寡に依り順位を定めたり。

□臺北州□

市街庄別	調定額（円）	納期內收入額（円）	收入步合
林口庄	一一、七四七	一一、七三七	一〇〇・〇
雙溪庄	二三、五一六	二三、一八五	九八・五
板橋庄	三八、五六三	三七、九三九	九八・三
冬山庄	二七、八六五	二七、三〇九	九八・〇
土城庄	一九、九七九	一九、四四一	九七・三
五結庄	四五、〇八一	四三、四九八	九六・四
員山庄	二一、三三三	二〇、四四七	九五・八
鶯歌庄	四二、二八六	四〇、四八八	九五・七
壯圍庄	二六、六七二	二五、五二五	九五・六
金山庄	一七、七七七	一六、九九三	九五・五
八里庄	九、四四五	八、九八四	九五・一
石門庄	一一、七四三	一一、一四八	九四・九
貢寮庄	一七、九一〇	一六、八九七	九四・三
三峽庄	三三、八一二	三一、八五六	九四・二
羅東街	四四、六三八	四二、〇三一	九四・一
頭圍庄	三〇、一七七	二八、二三七	九三・五
新莊街	四六、〇九六	四二、九四八	九三・二
礁溪庄	三三、四三一	三一、〇七〇	九二・九
平溪庄	一三、九九三	一三、〇七三	九二・九
三芝庄	一六、三五八	一五、一七九	九二・七
深坑庄	三一、〇九七	二八、八二三	九二・六
中和庄	二七、四七七	二五、三五二	九二・五

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

市街庄別	調定額	納期内收入額	收入步合
萬里庄	一二、八六六	一一、九一二	九二・五
五股庄	一一、九〇七	一〇、九五九	九二・〇
石碇庄	一三、三〇四	一二、〇八三	九〇・八
坪林庄	九、二三二	八、三三八	九〇・五
三星庄	二二、四〇四	一九、九六二	八九・〇
蘇澳庄	二三、三三六	二〇、七一九	八八・七
鷺州庄	三二、九〇五	二九、一三五	八八・五
宜蘭街	九二、四九七	七六、〇一七	八二・一
士林庄	四五、七二三	三七、五二四	八二・〇
新店庄	三三、八六一	二七、六三九	八一・六
北投庄	四一、九三〇	三三、五八一	八〇・〇
瑞芳庄	五一、六九八	四〇、五三五	七八・四
松山庄	三四、六八二	二六、九八三	七七・八
内湖庄	二九、〇〇六	二二、一九九	七六・九
淡水街	四三、二三九	三一、六七一	七三・二
七堵庄	二四、一七四	一六、九五九	七〇・一
汐止街	三六、七八〇	二四、九六二	六七・八
臺北市	一、五六八、二五六	九九六、七六〇	六三・五
基隆街	五〇五、〇一四	二九二、二八七	五七・八
合計	三、二二一、七六六	二、三〇〇、三九四	七一・〇

□新竹州□

市街庄別	調定額	納期内收入額	收入步合
	円	円	
六家庄	四、四九五	四、四九五	一〇〇・〇
香山庄	八、六六二	八、六五五	九九・九
芎林庄	八、〇八五	八、〇七八	九九・九
造橋庄	三、七八〇	三、七六七	九九・六
苑裡庄	一六、三三一	一六、二三三	九九・四
峨眉庄	四、六六五	四、六二九	九九・二
獅潭庄	三、八六六	三、八三八	九九・二
大園庄	一四、三八一	一四、二五八	九九・一
竹南庄	二六、七二五	二六、四三六	九八・九
八塊庄	一一、〇六八	一〇、九五三	九八・九
頭分庄	二三、五六四	二三、二七一	九八・七
後龍庄	二一、三〇九	二一、〇三一	九八・六
三叉庄	六、九九八	六、九〇六	九八・六
三灣庄	六、〇二八	五、九四一	九八・五
四湖庄	五、二二八	五、一三三	九八・三
湖口庄	一一、五八〇	一一、二六一	九七・二
舊港庄	一一、七三二	一一、四〇〇	九七・一
紅毛庄	五、六七七	五、四九六	九六・八
龜山庄	一四、二四四	一三、六七一	九六・七
北埔庄	九、五一三	九、一五七	九六・二
銅鑼庄	一〇、五九六	一〇、一六三	九五・八
頭屋庄	五、二五七	五、〇一四	九五・三
南庄	一〇、六八七	一〇、三一九	九五・二
寶山庄	六、四一四	六、〇四〇	九四・一

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

公館庄	一四、九二七	一四、〇一八	九三·九
通霄庄	一四、六五八	一三、七六五	九三·九
新屋庄	一二、八二〇	一二、〇六五	九三·四
橫山庄	九、四八四	八、八六五	九三·四
平鎮庄	一〇、〇二五	九、三五六	九三·三
芦竹庄	一五、八七六	一四、八〇三	九三·二
卓蘭庄	六、六四二	六、〇九九	九一·八
觀音庄	一二、〇六九	一一、〇六〇	九一·六
竹東庄	一七、〇八一	一五、五〇九	九〇·八
關西庄	二〇、二二一	一七、九〇〇	八八·九
新竹街	二六八、二二六	二三六、八二五	八八·〇
大溪街	四一、二九二	三五、八〇一	八六·七
大湖庄	一一、五八八	一〇、〇二一	八六·四
楊梅庄	二九、三四四	二四、九二一	八四·九
桃園街	四三、五八八	三六、四一四	八三·五
新埔庄	二九、二六八	二三、五七五	八〇·五
苗栗街	四七、四三四	三七、八六六	七九·七
龍潭庄	二五、六八六	一九、二三九	七四·九
中壢庄	三〇、七五一	二二、九三九	七四·六
合計	七七一、九二二	六九二、〇五四	八九·七

□臺中州□

市街庄別	調定額	納期内收入金	收入步合
	円	円	
石岡庄	一二、五七〇	一二、五七〇	一〇〇·〇
內埔庄	四三、九六四	四三、九二七	九九·九
梧棲街	一八、三五五	一八、三三九	九九·九
龍井庄	一七、二四一	一七、一八二	九九·六
豐原街	七六、五〇五	七六、一四六	九九·五
福興庄	一三、九四三	一三、八七五	九九·五
坡心庄	一六、九九四	一六、八九八	九九·四
大城庄	八、〇三七	七、九六一	九九·二
埔里街	七〇、三〇二	六九、六八〇	九九·一
大雅庄	二〇、七五〇	二〇、五三七	九八·九
西屯庄	二二、一八九	二一、九〇八	九八·七
溪湖庄	三九、六八〇	三九、〇四二	九八·五
新社庄	八、〇〇五	七、八七九	九八·四
竹塘庄	一二、〇六八	一一、八七三	九八·五
花壇庄	二六、四七八	二五、九七八	九八·一
清水街	四六、五〇三	四五、五六四	九七·九
南郭庄	四二、二一〇	四一、二二三	九七·六
線西庄	一二、九二〇	一二、六一〇	九七·五
社頭庄	二四、九九二	二四、三六二	九七·四
大安庄	一〇、二九九	一〇、〇三七	九七·四
埤頭庄	一八、三五六	一七、八四一	九七·一
大里庄	一三、七一四	一三、二七八	九六·八
大村庄	一七、六〇六	一七、〇一一	九六·六
草屯庄	四七、〇二六	四五、四〇五	九六·五

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

和美庄	六二、九四二	六〇、四一〇	九五·九
名間庄	二三、五三六	二二、五九七	九五·九
外埔庄	一二、九七二	一二、四三二	九五·八
大竹庄	一六、〇七四	一五、三六一	九五·五
鹿谷庄	一〇、九三四	一〇、四二六	九五·三
沙鹿庄	二三、九九二	二二、四二九	九五·〇
南投街	七九、一一〇	七五、〇三五	九四·八
埔鹽庄	一四、六六九	一三、八九一	九四·六
南屯庄	二〇、五一三	一九、三七三	九四·四
集々庄	三二、〇四六	三〇、一六六	九四·一
員林街	六九、四三六	六四、八六四	九三·四
中寮庄	八、二五九	七、六八五	九三·〇
溪州庄	四二、八四六	三九、八三三	九二·九
北屯庄	二八、五六四	二六、五〇八	九二·八
北斗街	二五、二六三	二二、九七二	九〇·九
竹山庄	四〇、三一四	三五、八四九	八八·九
田中庄	三八、二七〇	三三、八一四	八八·三
東勢庄	三五、六九九	三一、四六一	八八·一
大肚庄	一二、八二六	一一、二二九	八七·五
神岡庄	二三、五〇二	二〇、二五七	八六·一
太平庄	一〇、九四二	九、四三二	八五·二
秀水庄	一五、六〇五	一三、一三一	八四·一
二水庄	一八、五六四	一五、四九八	八三·四
芬園庄	一三、一一九	一〇、八一九	八二·四
二林庄	二五、〇七〇	二〇、五〇七	八一·八
國姓庄	九、六〇六	七、八四二	八一·六
田尾庄	一六、〇三三	一二、七六五	七九·六
大甲庄	四四、九三六	三五、六三二	七九·四
永靖庄	二五、六七四	一九、九八一	七七·八
烏日庄	二三、九〇九	一八、四八七	七七·三
臺中市	三七三、〇九七	二八二、四四四	七五·七
潭子庄	四〇、三六六	二九、七二三	七三·六
霧峰庄	二五、六五二	一八、〇九七	七〇·五
鹿港街	六〇、一五八	四一、七九八	六九·四
沙山庄	一〇、八七二	七、四一三	六八·一
彰化街	六九、四三九	四五、二六五	六五·二
魚池庄	二三、九九五	一四、〇一九	五八·四
合計	二、〇六五、八六一	一、八〇七、五八四	八七·四

□臺南州□

市街庄別	調定額	納期內收入額	收入步合
仁德庄	円 三七、三七一	円 三七、三七一	一〇〇·〇
歸仁庄	二八、二一四	二八、二一四	一〇〇·〇
水林庄	一七、八九五	一七、八九五	一〇〇·〇
西港庄	円 一三、二二八	円 一三、二二八	一〇〇·〇
大內庄	一〇、八二七	一〇、八二七	一〇〇·〇
山上庄	九、四八五	九、四八五	一〇〇·〇

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

南化庄	五、七七五	五、七七三	一〇〇・〇
左鎮庄	五、三四八	五、三四八	一〇〇・〇
楠西庄	四、五二九	四、五二九	一〇〇・〇
龍崎庄	三、一五二	三、一五一	一〇〇・〇
善化庄	三八、〇三四	三八、〇二二	九九・九
學甲庄	二〇、三五一	二〇、三四七	九九・九
關廟庄	一九、八〇七	一九、八〇五	九九・九
玉井庄	一五、六八五	一五、六七六	九九・九
北門庄	九、二七九	九、二七二	九九・九
佳里庄	五一、六四二	五一、五八八	九九・八
下營庄	一六、三三六	一六、三二三	九九・八
官田庄	二〇、二七一	二〇、二四〇	九九・八
安定庄	一五、六七七	一五、六六一	九九・八
七股庄	一一、〇一五	一〇、九九七	九九・八
安順庄	一七、五三五	一七、四九一	九九・七
將軍庄	一四、四九九	一四、四四七	九九・六
六甲庄	一六、四九四	一六、三九〇	九九・四
口湖庄	七、七九二	七、七四一	九九・三
白河庄	三五、八四六	三五、五八二	九九・二
新港庄	三四、三五九	三四、〇一九	九九・〇
永寧庄	一六、七六二	一六、六〇七	九九・〇
虎尾庄	七三、二五四	七二、三一五	九八・七
新營庄	七五、三六一	七四、二五五	九八・五
竹崎庄	二四、五八九	二四、二三〇	九八・五
柳營庄	一九、三二六	一九、〇三一	九八・四
二崙庄	一七、九六〇	一七、六七四	九八・四
後壁庄	四七、一七三	四六、二三〇	九八・〇
新市庄	一六、一二一	一五、七九五	九八・〇
鹽水街	八七、七六五	八五、八六五	九七・八
元長庄	一六、二七九	一五、九三六	九七・八
大埔庄	一、一三三	一、一〇八	九七・八
四湖庄	八、九一七	八、七〇〇	九七・六
新化街	二八、二四〇	二七、四七四	九七・三
崙背庄	一五、六五九	一五、二三一	九七・二
溪口庄	一七、六四〇	一七、一〇一	九六・九
番社庄	二〇、七五三	二〇、〇九一	九六・八
東石庄	一五、五四一	一五、〇三一	九六・六
古坑庄	二〇、三六一	一九、六五九	九六・五
大保庄	一八、三二一	一七、六六三	九六・四
小梅庄	一四、七七八	一四、〇二五	九六・三
土庫庄	三〇、〇九三	二八、九二一	九六・一
布袋庄	一七、二九六	一六、三九九	九四・八
大埤庄	一九、三八四	一八、三五四	九四・六
民雄庄	三六、二四九	三四、二一八	九四・三
永康庄	三六、二二一	三四、一六五	九四・三
義竹庄	二三、一二三	二一、六九七	九三・九
麻豆街	七〇、八九八	六六、三三一	九三・六
西螺街	五〇、〇〇四	四六、六八七	九三・三
莿桐庄	一六、四二四	一五、二四七	九二・八
海口庄	一四、一八八	一三、一四三	九二・六

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

市街庄別	調定額	納期内収入額	収入歩合
中壇庄	二〇、三四五	一八、七一四	九一・九
鹿草庄	一九、二六七	一七、四七六	九〇・七
朴子街	四六、一五六	四一、八六三	九〇・六
大林庄	五〇、五二九	四五、六二三	九〇・二
北港街	九八、一五五	八八、四二〇	九〇・〇
六脚庄	六五、九四五	五七、六二四	八七・三
水上庄	七八、七六七	六七、三二五	八五・七
斗南庄	四一、三五八	三四、五九二	八三・八
番路庄	五、五九三	四、五九三	八二・一
臺南市	五二七、一九九	四三〇、八一六	八一・七
斗六街	八八、三六三	七一、二一九	八〇・五
嘉義街	二一五、八三二	一五五、九八九	七二・二
合計	二、六〇七、五七六	二、三五二、六九六	九〇・二

□高雄州□

市街庄別	調定額	納期内収入額	収入歩合
林園庄	円 二三、二〇七	円 二三、二〇七	一〇〇・〇
内門庄	一三、九六四	一三、九六四	一〇〇・〇
燕巣庄	一一、七六六	一一、七六六	一〇〇・〇
田寮庄	九、〇八三	九、〇八三	一〇〇・〇
琉球庄	二、四六七	二、四六七	一〇〇・〇
仁武庄	二一、四三一	二一、四二七	九九・九
阿蓮庄	一六、一一一	一六、一〇三	九九・九
湖西庄	九、六三六	九、六三二	九九・九
小港庄	七五、一七五	七五、〇三一	九九・八
路竹庄	二五、一一六	二五、〇五七	九九・七
九塊庄	一六、三五六	一六、三二〇	九九・七
塩埕庄	一五、二四七	一五、一九九	九九・六
岡山庄	四四、八一七	四四、六二六	九九・五
西嶼庄	六、五〇二	六、四六五	九九・四
枋寮庄	二五、五四九	二五、三六四	九九・二
恒春庄	円 二〇、九八一	円 二〇、八一七	九九・二
佳冬庄	二九、〇四三	二八、七九一	九九・一
大寮庄	四七、三五七	四六、八九四	九九・〇
車城庄	一〇、三七九	一〇、二七六	九九・〇
甲仙庄	五、六六四	五、六〇二	九八・九
里港庄	三一、七九五	三一、三四七	九八・六
枋山庄	四、七二七	四、六六二	九八・六
満州庄	七、二二〇	七、一〇六	九八・五
新埤庄	一三、九一一	一三、六八六	九八・三
彌陀庄	三七、四八〇	三六、八一一	九八・二
湖内庄	三五、四九四	三四、八五九	九八・二
杉林庄	一三、九六一	一三、七四七	九八・二
大樹庄	二五、二〇四	二四、七二七	九八・一
旗山街	一四九、二六三	一四五、六八三	九七・五
竹田庄	二二、九六〇	二二、三一九	九七・〇

島松庄	一三、五〇一	一三、〇八九	九六・九
高樹庄	一八、六二三	一八、〇二六	九六・七
美濃庄	三七、一〇五	三五、八六三	九六・六
白沙庄	六、二五九	六、〇四三	九六・五
馬公街	四七、一二三	四五、一九一	九六・三
左營庄	三〇、四六八	二九、一六二	九五・七
內埔庄	五二、六二九	四九、五九四	九五・〇
潮州庄	三九、二九〇	三七、二八四	九四・八
新園庄	二四、八九二	二三、五三九	九四・五
萬巒庄	三六、〇五三	三三、九四七	九四・一
長興庄	三四、五〇七	三二、四四二	九四・〇
萬丹庄	四五、七六一	四二、五六八	九三・〇
屏東街	三九六、〇八七	三五一、〇〇九	八八・六
鳳山街	八五、一六五	七五、四八七	八八・六
林邊庄	三三、八九五	二九、五六〇	八七・二
六龜庄	一六、四九八	一四、二三六	八六・三
溫安庄	五、六三〇	四、八二二	八五・六
東港街	五二、〇七五	四二、六三八	八一・八
高雄街	四一六、六四一	三一五、八一八	七九・七
楠梓庄	九五、六四四	七一、六四六	七四・九
合計	二、二五二、七一二	二、〇二八、七九三	九〇・〇

尙ほ大正十一年度前期分州税徴收成績表は前號島情欄の終りに掲載したるが參考の便を慮り左に再掲す

□ 大正十一年度前期分州税徴收成績（圓）

州名	税目	調定済額	收入済額 納期限迄	收入済額 調定済額に對する歩合	收入済額 前年度當期に於る歩合	收入済額 歩合増△減	收入済額 納期限後	收入未済額
臺北州	戸税	一〇八、七一七	七七、六三七	七一四	七八五	△〇七一	四、六一三	二六、四六七
	營業税	六一六、六三四	三五七、〇三六	五七九	五五五	〇二四	六五、六〇〇	一九三、九九八
	雜種税	八六、〇五九	五〇、一七〇	五八三	五六二	〇二一	一〇、〇七二	二五、八一七
	計	八一一、四一〇	四八四、八四三	五九八	六一一	△〇一三	八〇、二八五	二四六、二八二
新竹州	戸税	二二六、七九五	二一九、九六一	九七〇	九六七	〇〇三	—	六、八三四
	營業税	一二〇、二六九	一〇六、九六五	八八九	七六七	一二二	—	一三、三〇四
	雜種税	一四、九〇一	一三、七八一	九二五	八四九	〇七六	—	一、一二〇
	計	三六一、九六五	三四〇、七〇七	九四一	八八三	〇五八	—	二一、二五八
臺中州	戸税	一六四、七〇八	一三九、七二一	八四八	九五〇	△一〇二	一五、五三四	九、四五三
	營業税	二六二、七九二	一九四、六二三	七四〇	八二〇	〇八〇	三四、〇四二	三四、一二七

雑種税	八三、二五三	七〇、〇四〇	八四一	八三〇	〇一一	六、三二五	六、八八八
計	五一〇、七五二	四〇四、三七三	七九一	八五〇	△〇五九	五五、九〇一	五〇、四七八
臺南州 戸税	二二〇、〇七八	二一五、四八九	九七九	九七六	〇〇三	一、三〇五	三、二八四
營業税	三三四、六七九	三一四、八六三	九四一	九七二	△〇三一	六、八九七	一二、八九九
雑種税	一五九、六四七	一五三、二四一	九八六	九七三	〇一五	二八六	一、八二〇
計	七一〇、〇〇四	六八五、五九三	九六二	九七五	△〇一一	八、四四八	一七、九六三
高雄州 戸税	二一八、九〇二	一七七、五三三	八一一	八九〇	△〇七九	一三、七八九	二八、五九一
營業税	二三一、八三八	一八二、一八三	八二一	九二〇	△〇九九	一四、〇一〇	二四、六四五
雑種税	一三六、九七七	一二〇、七八五	八八二	九二六	△〇四四	四、四九七	一三、六九七
計	五七七、七一七	四八〇、四八八	八三二	九一一	△〇七九	三一、二九六	六五、九三五
合計 戸税	九三九、二〇〇	八三〇、三二〇	八八四	—	—	三四、二四一	七四、六三九
營業税	一、五五六、一二一	一、一五七、六六九	七四三	—	—	一二一、五〇九	二七八、九三三
雑種税	四七六、五三七	四〇八、〇一五	八五六	—	—	二〇、一八〇	四八、三四二
計	二、九七一、八四八	二、三九四、〇〇四	八〇六	—	—	一七五、九三〇	四〇一、九一四

（備考）一、本表は定期試課に係る年税を掲記せるものなり
二、本表は各税共市街庄に於て徴收せる納期限後十日目の現計を調査したるものなり
三、本表新竹州營業税及雑種税中には新竹郡紅毛庄の分を含ます

臺灣に於ける市街地信用組合の概況

財務局金融課調査

本島に於ける市街地信用組合の趨勢に就ては、今回初めて其の調査を發表したもので、今迄には未だ調査されなかつた最初の試みである。

扨て其の概況を記述する前に市街地信用組合の性質に就て少しく述べて見たい。即ち信用組合の目的は

主として中小產者階級の金融機關として低利なる資金の供給を爲し、同時に一面に於て是等階級者が得たる零碎の資金を貯蓄せしめ、更に之を組合の資金として利用するに在るは言ふ迄も無いが、市街地信用組合に就ては、市街地に於ける中小產者階級の金融機關として其の機能を全からしむる爲め、より多く資金を吸收して、より多く組合の活動を爲さしむべく其の資金を集むる範圍を組合員に限らず、之を擴張して組合員外の貯金をも預り、又た手形の割引をも爲さしむるのである。それで市街地信用組合が最初法律の上に認められたのは、大正六年の七月產業組合法の改正により、市街地信用組合が市又は主務大臣の指定した市街地に於て產業又は經濟の發達に必要なる資金の爲め手形の割引を爲し、又は區域內に居住する組合員外の一般貯金をも取扱ふものとせられたる時に在るのである。

臺灣に於ては大正二年二月律令第二號を以て內地の產業組合法を或る條項を除いて適用されることになり、次で前述大正六年產業組合法の改正により市街地信用組合を認められたる結果、本島に於ては、臺北、臺中、臺南の三市及び指定市街地たる基隆、宜蘭、新竹、彰化、鹿港、嘉義、高雄の七街にも市街地信用組合が設けられ、現在其の數は、臺北市三、基隆一、宜蘭一、新竹一、臺中市一、臺南市二、嘉義二、計十一で、全島信用組合の總數二百三十九に對して約二十分の一に相當する。內地の最近統計では一萬一千八百七十の信用組合に對して六十五の市街地信用組合の數であると聞くが、之に比して本島の市街地信用組合の數は必ずしも少ないとは謂へない。而して右の市街地信用組合は何れも前記產業組合法改正の結果、既設組合の定款を變更して大正七年から其の事業の取扱を開始したものであつて、當初は組合の數も五つ丈けに過ぎなかつたが漸次增加して十一となり、次第に順調に發達しつゝあるのである。今その特質たる手形割引と組合員外一般の貯金とに就いて觀察するに、手形割引は本年八月末現在の割引高は僅かに一萬四千餘圓に過ぎず、貸付高に比して甚だしく少額である。蓋し本島に於ては手形の流通は現今頗る少く、殊に割引業務の如きは十分なる注意と經驗とを要する爲め、事實に於て之が取扱を爲し居る組合は僅かに二つしか無いのに因るのであらう。それから組合員外一般貯金の狀況は現今六十萬餘圓を算し、組合員の貯金百十六萬餘圓に對

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し約五割强に當り、家族團體貯金六十四萬餘圓に對し三萬六千餘圓を超過して居る、數年後には恐らく百萬圓代を算することであらう。要するに本島に於ける市街地信用組合の貯金の成績は先づ良好の方で、年と共に增加の傾向に在るは洵に喜ぶべき現象である。今其の概況を知らしむる爲め、今回初めて調査したる其の發達趨勢を表記として左に揭げる。

□本島市街地信用組合發達趨勢

年別／區分	組合數	組合員數	出資口數	出資金 出資總額	出資金 拂込濟額	貸付金	手形割引	貯金 組合員	貯金 家族團體	貯金 一般	貯金 計	借入金	諸積立金	剩餘金
大正七年末	五	一、四七九	一三、五六八	六七八、四〇〇円	六一四、七八三円	九一八、九七八円	—	九九、四六二円	一九、五一三円	一二五	一一九、一〇〇円	八九、〇五九円	九五、一五三円	八六、五六〇円
同八年末	六	二、四五七	二三、九三五	一、一七八、七五〇	八九九、〇八一	一、七六〇、〇二五	九一三	二六〇、一一四	二〇、七八八	九、九七五	二九〇、八七七	三一一、九八四	一四〇、三六一	一四三、五九八
同九年末	八	三、七四一	三八、八三一	一、五七六、〇八〇	一、二九三、六九八	二、三一四、六四〇	二〇七、九九〇	五一六、三三六	一〇二、二〇五	一五九、一九六	七七七、七三七	二七三、五九〇	二三五、八五〇	二二四、〇三四
同十年末	九	四、五六二	四七、九七五	二、〇〇二、九七〇	一、七二六、三〇五	三、八九一、一〇〇	二四、七〇八	八八〇、七〇四	三四五、一七〇	三六四、九九〇	一、五九〇、八六四	二三四、六五八	三八四、七〇九	二九四、七〇七
同十一年八月末	一一	六、一三一	五六、二六一	二、三七八、〇八〇	二、〇一〇、〇四五	四、九三六、五二〇	一四、〇八九	一、一六〇、二七七	六四〇、七四二	六七六、三三四	二、四七七、三五三	二四〇、九七三	五四八、二二一	二九七、三一五

（備考）（一）大正十年末手形割引高前年に比し十八萬三千餘圓減少せるは基隆信用組合の取扱高全部決濟となりたるが爲なり。

（二）一般貯金は出資總額及準備金其の他の積立金の額の合計を超えて受入るゝことを得ず現在に於ける一般貯金六七六、三三四圓其の受入れ得る限度は二、九二六、二九三圓なれば尙二、二四九、九五九圓卽ち約現在の三倍を受入るゝことを得べし。

支那の茶業

臺灣總督府囑託　小林一馬譯

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一　消費

支那は茶の生產國にして、其茶は價格低廉且つ供給上便宜なる地位に在るを以て其の消費量は頗る多し。外人の推測に據れば支那人一人の平均消費は五磅にして濠洲、新西蘭及英國に次ぎ世界の第五位にあり。然れ共支那人の生活程度は甚だ低く、世界一般の生活に就て之を推測すれば往々にして當を失す、加ふるに支那は統計制度未だ備はらざるを以て據るべき完全なる計算資料無し、試みに文化種族の相同じき臺灣と比較するに、臺灣每年の茶消費額は最近四年間平均五百十三萬五千斤なれば、每人の消費量は一斤半なり。今試みに一步を讓り支那人の消費量を僅に臺灣人の三分の二となす時は、支那人每人の消費量は一斤となり、則ち己に日本を凌駕するに足り和蘭と相頡頏す。試みに世界諸國に就き每人の茶消費量を表示すれば次の如し。

名別	一九〇八年（磅）	一九〇九年（磅）	一九一〇年（磅）
濠洲	八・〇三	六・八三	—
新西蘭	六・六三	六・四五	—
英本國	六・三三	六・三七	六・三七
加奈陀	四・三七	四・四五	四・三四
和蘭	一・七七	一・七三	二・〇七
米國	一・三〇	一・二四	〇・八九
支那	一・二四	—	一・三三
諾威	一・一〇	—	—

名別	一九〇八年（磅）	一九〇九年（磅）	一九一〇年（磅）
露國	〇・九〇	一・〇二	〇・九三
南阿佛利加	〇・五一	—	—
錫蘭	〇・四五	—	—
丹株	〇・二六	—	—
獨逸	〇・一六	〇・一七	〇・二一
佛國	〇・〇六	〇・〇七	〇・〇七
墺地利	〇・〇六	—	—
印度	〇・〇六	—	—

支那の人口は現在四億に止まらざるべきも今試みに四億說を以て標準となせば、則ち支那の茶消費總額は五億二千萬磅となり、其額少しと謂ふべからざるなり。試みに世界各國の茶消費總額を例擧すれば次の如し。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

名別	一九〇八年	一九〇九年	一九一〇年
英本國	二七五、〇〇〇噸	二八五、三〇〇噸	二八六、八九二噸
露國	一六九、〇〇〇	一六一、八五六	一四七、一五三
米國	一二四、〇〇〇	一二四、一九七	八四、二九八
濠洲	三五、〇〇〇	二九、五一九	—
中南部亞細亞	三五、〇〇〇	—	—
加奈陀	二六、〇〇〇	三五、一七八	三四、二五八
印度	一七、〇〇〇	—	—
歐洲大陸諸國	一五、〇〇〇	—	—
和蘭	一〇、〇〇〇噸	一〇、三一九噸	一二、五七七噸
獨逸	九、〇〇〇	一〇、九一四	六、八七五
新西蘭	六、〇〇〇	七、二四四	—
南米	六、〇〇〇	—	—
南阿弗利加	六、〇〇〇	—	—
北阿弗利加	五、〇〇〇	—	—
佛國	—	二、七二六	二、七七四
其他諸國	一五、〇〇〇	—	—

右表を観れば即ち茶消費量の増加は世界各國共通の趨勢たるを知るべし。故に支那の貿易發達し、人文開化せる後は其茶消費量も亦必ず日に増し月に進むべし。支那の茶消費量は其増進狀態を具體的に記載する能はずと雖も、然も試みに一八八四年及一九一〇年に於ける世界各國の茶消費量を列擧して之れを證すれば則ち思半に過ぎざるなり。

國名	全消費額 一八八四年	全消費額 一九一〇年	人口一人の消費額 一八八四年	人口一人の消費額 一九一〇年
英國	一五〇、九八一、〇〇〇封	二八六、九五四、〇〇〇封	四・三〇封	六・三一封
露國	六四、四一二、〇〇〇	一四七、〇〇〇、〇〇〇	〇・七一	〇・九一
米國	八〇、〇六〇、〇〇〇	九八、七二七、〇〇〇	一・〇九	一・一〇
和蘭	三、八一七、〇〇〇	一二、四〇五、〇〇〇	〇・八九	二・〇七
獨逸	三、四五三、〇〇〇	六、八六〇、〇〇〇	〇・〇七	〇・一〇
佛國	一、二六八、〇〇〇	二、七一八、〇〇〇	〇・〇五	〇・〇六
加奈陀	二〇、六二一、〇〇〇	三三、六六〇、〇〇〇	四・〇五	四・六二
濠洲	二六、二〇〇、〇〇〇	三六、八〇〇、〇〇〇	七・四八	八・〇〇
新西蘭	四、四七五、〇〇〇	七、八二〇、〇〇〇	六・四六	七・八〇

右表に據り試みに一人の茶消費量大なる國に就きて累記すれば則ち次表の如し。

濠洲	八・〇二封	和蘭	二・〇七	新西蘭	七・八〇	米國	一・一〇
英國	六・三〇	露國	〇・九一	加奈陀	四・六二	獨逸	〇・一〇

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

右表に據り即ち濠洲及新西蘭の人民は殆んど世界の最大飲茶家たるを知るべし。其一人の消費額は各七磅以上にして其次は英國及加奈陀なり、加奈陀人の茶を嗜好すると英國人の茶を嗜好するとは確實に種族的關係あり。米國は一九〇九年の關稅改正以後茶の輸入額必ず增加すべく豫測せられたるも一九一〇年は其量反つて前年より減少し、此二年間の平均は僅に一・一〇磅となれり。露國は世界の大なる茶消費國との稱ありと雖も、實際上每人の消費量は尙一磅に滿ざるなり。獨佛及其他歐洲大陸諸國は比較的少し、要之に消費方面に就きて論ずれば、支那と露國との每人の消費量は一磅に過ぎずと雖も、國土廣大なるを以て飲茶の人口甚だ多く、其消費總額も實に諸國の上に在り、而して支那は茶の消費國たると同時に又茶生產國なれば、生產事業の擴張により消費狀態の增進を促進すべく、此れ其露國と同じからざる處なり。

二　生產

(一)產額●●　支那茶の產額は元來正確なる統計無きも六億六千萬磅或は七億萬磅乃至十億萬磅ありと稱せらる今試みに支那の茶消費額を五億二千萬磅とし、茶輸出額の一億九千八百五十萬磅(一九一五年以後の平均輸出額)を加ふれば則ち支那茶の產額は七億二千萬磅となる。試みに一九一三年世界重要產茶國の茶產額を觀るに、印度は約三億萬磅、錫蘭は約二億萬磅、日本は約一億萬磅、爪哇は約七千萬磅にして合計六億七千萬磅に過ぎず、故に支那茶は世界全產額の一半を占む、其量たるや亦巨額と謂ふべきなり。

外人の精密なる調查統計に據れば一九一一年支那茶の產額は此年の消費推定額五億二千萬磅に輸出額を加へたる七億四千四百六十八萬三千三磅たりと、前の推定額と甚だ符合す。今該統計に據り世界諸國の茶產額を表示すれば次の如し。

錫蘭	一九八,三四四,六〇二磅	爪哇	二六,三一七,一一〇	以上合計	五一九,四四九,七六二
日本	六〇,四四五,九一三	印度	五〇,〇七〇,〇〇〇	支那	七四四,六八三,三二二
				總合計	一,三六四,一六一,一〇〇

支那農商部の統計一九一四年の茶產額は七億二千六百七十七萬四十九斤、合計九億六千九百二萬六千七百

三十二磅たれば、前の推定額との差甚だ大なり。然れ共支那政府發表の統計は大抵官機の文章たれば信用するに足らず。玆に其各種茶の產額を擧ぐれば次の如し。

紅茶	三三、〇〇一、四八一磅	茶末	四五、八五三、四九七磅	茶芽	三、二二三、八〇一磅
綠茶	二一、六八三、四五三	茶子	四五、八五三、四九七		

次に論ずる支那の茶園面積も亦信頼するに足る確實の統計無し。今茶園一英畝の產額を二百磅と假定すれば最近の茶產額七億三千萬磅なるを以て、茶園面積は三百六十萬英畝となる。試みに印度の六十萬英畝、錫蘭の四十八萬英畝、日本の二十萬英畝と比較すれば則ち支那の茶園面積は世界諸國中にて特殊の地位を占め居れり。農商部の統計に據れば一九一四年の茶園面積は三百八十八萬二千四百四十五畝にして桑樹混植の面積百四十七萬一千百二十畝を加ふれば、則ち五百三十五萬三千百六十五畝を得。試みに各省の茶園面積を列擧すれば次の如し。

省別	茶園面積	茶桑混植面積	合計
河南	二〇、四三二畝	—	二〇、四三八
江	—	一四四、〇九五	一四四、〇九五
安徽	三〇八、〇五三	一五、五四一	三二三、五九四
江西	一、二〇三、一五〇	二一九	一、二〇三、三六九
福建	五五、四六八	二三五、六五五	二九一、一二三
浙江	四九一、六〇二	三二四、一〇一	八一五、七〇三
湖北	一、〇五七、八三六	二〇六、八四三	一、二六四、六七九
湖南	五五四、二九六	六九七、五〇二	一、二五一、七九八
陝西	二四五畝	一、九二一	二、一六六
四川	九九、三五〇	一九五、六五五	二九五、〇〇五
廣東	四九、三二〇	一四、八四七	六四、一六七
廣西	五三、五七七	一六、三二三	六九、九〇〇
雲南	八、七三〇	二、四五一	一一、一八一
貴州	—	四二九	四二九
合計	三、八八二、四四五	一、四七一、一二〇	五、三五三、一六五

(二)產地　支那は土地廣大にして雨量多き亞熱帶に位し、茶樹の栽培に最も適す。地質も亦甚だ適當し砂岩層の丘陵地及中生層の二疊三疊紀とに夾在する炭層の丘陵地到る處に在り。故に茶の生產區域甚だ廣く、北緯二十三度乃至三十二度の支那中部及南部は殆んど茶樹の栽培を見ざる處無し。支那北部に至りては則ち

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

産茶の地甚だ少し、然れ共北部を除きては江蘇、安徽の南部、湖北の一部、湖南、江西、福建、浙江の全部四川、貴州、雲南の北部、廣東、廣西の北部の如き皆茶の重要なる生産地たり。就中南嶺大山支脉の大小丘陵及其傾斜地は尤も茶樹栽培に適す。則換言すれば湖南、湖北、江西、安徽、福建及浙江の六省茶業最も盛なり茶樹の栽培に最も適する地は砂岩層の丘陵地にして支那の主要産茶區域は皆此種の地質なり。湖南の浙江流域、湖北の武昌、江西の義寧、吉安、安徽の廣濟、徽州、浙江の紹興の如き即ち皆是れなり。其次の湖南の寧郷、安化、江西の廣信、福建の邵武、建寧の如きは則ち夾炭層の丘陵地にして、福建の福寧は則ち石英斑岩の丘陵地なり。玆に試みに各省の産茶區域に就きて分述すれば次の如し。

(イ)福建省　福建の茶産地は南嶺大山支脈大小丘陵の一部にして、就中福建北部の建寧、延平、邵武、福州を以て最も著名とす。即ち福州茶の原産地なり。市場に在りては福建の茶に對して普通に東、西、北の三大産路に分つ。

東路　閩江の以東、舊福州府及延平府の一部、沙縣、閩侯縣等是れなり。

西路　舊建寧府、邵武府及延平府の一部、崇安、建甌、政和、松溪、建陽、建寧、閩清、邵武。光澤、沙縣、安順、昌明、將樂、尤溪縣等の如き是れなり。

北路　舊建甯府及福州府の一部にして福鼎、福安、霞浦、壽寧、寧德、羅源、古田、屏南、安溪、漳平、寧洋縣等の如き是れなり。

東西兩路の中其主要産地は沙縣、崇安、建安にして其次は建甌、政和、永安、順昌たり。北路の茶は福建茶總産額の半數を占め福州茶の第一産地たり。

(ロ)浙江省　浙江の茶は舊紹興府下の八縣を以て生産地となす。紹興、上虞、峽縣、新昌、蕭山、諸曁、餘姚、平水、杭縣、餘杭、臨安及舊甯波、溫州、處州嘉興の四府の如き是れなり。

(ハ)湖北省　湖北の茶は崇陽、通山、咸甯、蒲圻、宜昌産のもの最も有名なり。就中蒲圻のもの最も著名なり。其産地は南漳、穀城、廣濟、黄梅、蘄水、通城、咸甯、崇陽、蒲圻、通山、陽新、嘉魚、興山、秭

歸、鶴峯、五峯、宜昌、長陽、恩施、利川、鄖縣の如き是れなり。

（ニ）湖南省　湖南茶の產地は石門、臨湘、岳陽、平江、益陽、湘潭、醴陵、安化、瀏陽、湘鄉、湘陰、常德、桃源等の縣にして就中安化及江平江の長壽街臨湘の聶家市は最も著名なり。

（ホ）江西省　江西茶の產地は吉安、遂州、武寧、寧岡、鉛山、崇仁、宜春、鄱陽の諸縣たり。

（ヘ）安徽省　安徽茶の產地は績溪、歙縣、祁門、婺源、黟縣、休寧、秋浦、寧國、霍山、鳳陽、太平、廬江の諸縣にして、就中舊徽州府下の六縣最も著名なり、祁門は其六縣中の一にして特に名高し。

（ト）山東省　山東茶の產地は甯陽、滋陽、泰安、萊蕪の四縣たり。

（チ）江蘇省　江蘇茶の產地は舊常州、鎭江、松江、楊州の五府たり。

（リ）廣東省　廣東茶の產地は南海、番禺、高要、鶴山、淸遠、永安、連平の諸縣なり。

（ヌ）四川省　四川茶は省の東部に產すと雖も大なる生產地は岷江西部の山嶽地方たり、而して雅州を以て製茶地の中心となす。其主要生產地は灌縣、安縣、茂縣、西昌、閬中、宜賓、高縣、屏山、敍永、萬源、渠縣、城口、平武、東山、夾江、犍爲、榮縣、稚安、天全、名山、榮經、漢源、開縣、松播、懋功、句功峽、蒲江、大邑、隣永、南川、合江の諸縣たり。

（ル）貴州省　貴州茶の產地は貴陽、思縣、安順、興義、石阡、平越、都匀、遵義等の諸縣たり。

（ヲ）雲南省　雲南茶の產地は照通、思茅等の諸縣たり。

（ワ）陜西省　陜西茶の產地は安康、紫陽等の諸縣たり。

三、茶の種類

（一）製造上より分類せる種類　支那人の用ふる茶の名稱は數十種の多數あり。即ち紅綠茶の區別も亦地方によりて不同あり。稅關にて採用する製造の分類に據れば則ち分ちて紅茶、綠茶、烏龍茶、磚茶の四大類となす。此外に筲箕茶(Basket tea)、粉茶、屑茶或は茶末(Dust tea)、香茶(Scented tea)等の名稱あり、然れ共重要な

るものにあらず。茲に詳細に分述すれば其名稱次の如し。

第一、紅茶(Black tea)　(甲)工夫茶　(乙)小種茶　(丙)白毫茶　(丁)彩花白毫　(戊)橙花白毫　(巳)花香白毫　(庚)雙龍　(辛)珠蘭。

第二、綠茶(Green tea)　(甲)小珠茶(Green frowder or Gun powder)大小により分ちて三種となす、(1)蔴珠(蚤目)(No. 1)小、(2)寶珠(蟻目)(No. 2)中、(3)芝珠(蝿目)(No. 3)大、(乙)大珠茶(元珠茶)其大小によりて三種に分つ、(1)珍珠(蝶目)(No. 1)小、(2)丹珠(蝦目)(No. 2)中、(3)燕珠(蛾目)(No. 3)大、(丙)熙春茶(海松茶)摘葉の季節によりて下の三種に分つ、(1)眉熙(No. 1)小、(2)正熙(No. 2)中、(3)副熙(No. 3)大、(丁)雨前茶、分ちて次の五種とす、(1)眉雨、(2)蛾雨、(3)蟻雨、(4)芽雨、(5)熙雨。

第三、烏龍茶　(甲)烏龍茶　(乙)包種茶。

第四、磚茶(Brick tea)　(甲)紅磚茶　(乙)綠磚茶　(丙)小京磚茶(板茶)。

(二)産地により分類せる種類　著名なる茶は多く其名稱に茶の産地を冠す、茲に特に紅綠茶の二大種類に就きて詳述すれば其名稱次の如し。

第一、紅茶　(甲)福州茶　福建に産する茶は福州市場に集散するによる、産地によりて分てば次の種類となる。

(1)武彝茶　或は淮山茶と稱し福建崇安縣産の工夫茶なり。(2)北嶺茶　福建閩侯縣産の工夫茶なり。(3)白淋茶　福建霞浦縣白淋地方産の工夫茶なり。(4)板洋茶　福建閩侯縣板洋地方産の工夫茶なり。(5)洋口茶　福建安縣洋口地方産の工夫茶なり。(6)清和茶　福建政和縣清和地方産の工夫茶なり。(7)界首茶　福建崇安縣界首地方産の工夫茶なり。(8)政和茶　福建政和縣産の工夫茶なり。(9)邵武茶　福建邵武縣産の工夫茶なり。(10)沙陽茶　福建沙縣産の工夫茶なり。(11)水吉茶　福建建甌縣水吉地方産の工夫茶なり。(12)東風塘茶　福建建甯縣東風塘地方産の工夫茶なり。

(乙)湖北茶　湖北及湖南兩省産の茶は多く漢口市場に集散し、普通に兩湖茶と稱す、湖北茶中分ちて次の數

種となす。

（1）宜昌茶　此れ宜昌市場に集散する茶たり。（2）羊樓峒茶　此れ湖北蒲圻縣羊樓峒地方產の茶たり。（3）羊樓司茶　此れ湖北蒲圻縣羊樓司地方產の茶なり。（4）崇陽茶　此れ湖北崇陽縣產の茶なり。（5）通山茶　此れ湖北通山縣產の茶たり。

（丙）湖南茶　湖南の茶は多く漢口市場に集散す、普通に分ちて次の種類となす。

（1）安化茶　湖南の安化縣より產す。（2）桃源茶　湖南の桃源縣より產す。（3）長壽街茶　湖南平江縣の長壽街より產す。（4）高橋茶　湖南瀏陽縣の高橋地方より產す。（5）醴陵茶　湖南の醴陵縣に產す。（6）瀏陽茶　湖南の瀏陽縣に產す。（7）湘潭茶　湖南の湘潭縣に產す。（8）聶家市茶　湖南臨湘縣の聶家市に產す。（9）雲溪茶　湖南岳陽縣の雲溪地方に產す。（10）平江茶　湖南の平江縣に產す。

（丁）安徽茶及江西茶。

（1）祁門茶　安徽の祁門縣に產す。（2）修水茶　江西の修水縣に產す。

第二、綠茶　（甲）徽州茶　安徽の舊徽州府六縣中祁門縣以外の五縣より產する茶を總稱して徽州茶と云ふ蓋し祁門に產するものは紅茶にして、且つ皆九江及漢口等の市場に集散するを以て徽州茶と別あり。

（乙）九江茶　江西、安徽兩省產の茶は九江市場に集散するを以て總稱して九江茶と云ふ。

（丙）屯溪茶　此れも亦徽州茶中の一種なれ共皖浙境の屯溪地方に集散するを以て屯茶と稱す。

（丁）平水茶　浙江の舊紹興府下八縣より產する茶を總稱して平水茶と云ふ、此等地方產の茶は皆平水に集散するが故なり、而して其茶は多く小珠及大珠茶なり。

（戊）武園茶　此れ福建武園に集散する綠茶にして分ちて　（1）長行司正茶、（2）充眼生茶、（3）正眼生熙春茶の三種となす。

（三）產期により分類せる種類　支那茶は普通製造季節及收穫時期によりて分ち春茶及夏茶の二種となす、而して之れを細別すれば頭帮茶、二帮茶、三帮茶四帮春とすり、分述すれば次の如し。

(甲)春茶　春茶は夏茶に比し葉厚く液汁も亦比較的濃厚なり。

(1)頭帮茶　一名頭春茶と稱し淸明節の穀雨以前に摘葉製造せるものなり。(2)二帮茶　一名二春茶と稱し穀雨後十日內外に摘葉製造せるものにして、卽ち頭帮茶摘採後四十日にて二帮茶の摘採期となす。

(乙)夏茶　は春茶に比し葉薄く液汁も淡し、故に夏茶の價格は常に春茶に比し廉價なり。

(1)三帮茶　一名三春茶と稱し、穀雨後二十日內外に摘葉製造せるものにして、卽ち三帮茶摘葉後四十日にて三帮茶の摘葉期となす。

(2)四帮茶　一名四春茶と稱し三帮茶摘葉後一箇月を經て摘葉製造せるものに係れ共、時に前者と共に三帮茶と稱す事あり、三帮茶と四帮茶とは輸出するもの少し。

湖南の安化產は製造時期により春茶、子茶、採花茶、白露茶の四種に區別す。春茶の摘葉期は穀雨小滿前子茶の摘葉期は芒種節後、乃至小暑節前、採花茶の摘葉期は立秋、白露茶の摘葉期は白露節たり。

(四)製造地により分類せる種類　上海市場に在りて製造地による分類茶は次の種類なり。

(甲)路茶　生產地方にて製造完了し、上海市場に運搬せられ取引せらるるものを稱す。

(乙)毛茶　茶葉を生產地より移出し上海にて製造せるものを稱す。

(丙)土茶　杭州毛茶及各地の毛茶を買ひ集め上海にて再び精製せるものを稱す。

(丁)樸茶　上海地方にて買ひ集めたる茶を混合して製造せるものを稱す。

徽州茶は全部路茶にして、平水茶の大部分も路茶なれ共一部は毛茶たり、又高嶺產の茶も亦巖茶と稱する名あり。

(五)品質上より分類せる種類　品質上より分類せる種類は粗製のものを毛茶と稱し、精製せるものを成茶と稱し、十分乾燥し粗製なるを乾粗と稱し、濕氣を含めるを濕茶と稱す。福州市場より支那北部に移出する上等綠茶を芽光と稱し、二等茶を幼結と稱し、三等茶を色茶と稱し、四等茶を淸水と稱す。

(農商公報民國十一月六月號)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

汕頭貿易

臺灣總督府稅關事務官　井出季和太

一　貿易概說

汕頭の貿易は十數年來四、五千萬兩にして支那開港中六、七位乃至十位の間に在り。其の特點は(一)入超多くば二千萬兩以上に在り。其の決濟は每年約十萬人以上の海外移住者あり。三百萬人余の南洋を主とする海外華僑民の送金又は持參金に依つてすること(二)臺灣と同じく內國貿易高は外國貿易高を超過すること多く昨年の如きも前者は後者の約倍額に達せり(三)排日貨の反響を蒙ること殊に著し(四)外國貿易殊に輸入の大部は香港に對するものとす(五)仲繼貨物が比較的多きことに存す。

一九二〇年に於ける汕頭貿易を大觀するに、外國品の輸入一千二百二十三萬二千餘兩、支那品の移入二千七百十六萬六千餘兩、支那品移出二千四百四十五萬三千餘兩にして、合計六千三百八十五萬三千餘兩に達し支那品の移出入多きを以つて前年に比して、約五百四十萬兩の增加あり。外國品の輸入は約三百萬兩の減退を示したれど、總額に於ては開港以來の最高記錄を呈せり。更に純外國貿易額を擧ぐれば其の輸出及再輸出が一千三百九十五萬餘兩、外國品輸入が一千百三十四萬一千餘兩、合計二千五百二十九萬一千餘兩にして前年に比すれば輸入約四百萬兩を減じ、輸出約二百萬兩を增加せり。又前記の外汕頭海關の管理に屬する、五十支里內の菴埠湖後・澄海・厦岺・達濠水井・海川及砲臺の各常關に於て、取扱ひたる貿易類は約五百二十七萬二千餘兩にして、內外品の輸入(主として土貨)二百四十五萬餘兩輸出二百八十二萬一千餘兩あり。

是等貿易中外國貿易は多少出超を呈したれど、就中內國貿易は入超にして總體に於ては、約一千五百萬兩

に達せり。(今年金銀貨及地金の輸入約五百十餘萬兩輸出九十萬三千餘兩とす、南洋方面移民の送金は精確の調査なく。又年に依り區々たれど凡そ二千萬弗內外ならんと云ふ。同年は銀高の爲替を取組むもの少かりしと稱す。)

國別貿易の狀況を見るに輸入總額一千百三十四萬餘兩中獨り香港よりの分、九百五十餘萬兩を占め輸出總額一千三百九十五萬餘兩中最も多きは、新嘉坡其他海峽殖民地の五百六十七萬餘兩とし、其の他香港の三百三十七萬餘兩、暹羅の二百五十一萬七千餘兩、佛領印度支那の百七十三萬一千餘兩とす。而して總額二千五百二十九萬餘兩、中香港は約其の半額を占め、反之日本の如きは七十餘萬兩にして、殊に其の輸入に在りて、僅か十二萬五千餘萬に過ぎざりしは排日貨の結果日本船舶に依る、貨物激減したる爲とす。重要國々に對する貿易額を掲ぐれば左の如きものあり。

國別	外國品輸入	支那品の輸出及再輸出	計	外國品の再輸出
香港	九、五〇三、一四四	三、三七六、九九四	一二、八八〇、一三八	一九八、七八四
佛領印度支那	三七三、四一八	一、七三一、三八二	二、一〇四、八〇〇	二一、一九五
暹羅	一六四、二二〇	二、五一七、三八九	二、六八一、六〇九	二〇、四〇〇
新嘉坡其他海峽殖民地	一三七、〇七六	五、六七二、九七四	五、八一〇、〇五〇	—
英領印度	三九六	二五、〇〇四	二五、四〇〇	—
蘭領印度	二七一、一九五	三、九八二	二七五、一七七	—
日本	一二五、三一〇	五七九、九七五	七〇五、二八五	五、四〇七
北米合衆國	七六五、五五〇	二一、四三七	七八六、九八七	—
其他	三五、三六八	三三、一四二	六八、五一〇	九九一
計	一一、三四一、三五六	一三、九五〇、五〇七	二五、二九一、八六三	二四六、七七七

重要貿易品中外國品の輸入には左記の如きものあり(十萬兩以上のもの)

品名	兩	品名	兩	品名	兩
綿製品	四、九四五、七六八	食料品	二五一、九二三	染料	一五三、七八六
金物類	七九三、四六六	煙草	二四三、三二七	紙卷及葉卷煙草	一三七、〇四九
石油	一、二三四、四一六	革及革製品	二〇八、三六九	莫大小	一三六、七四六
砂糖	六七三、八四三	藥劑	二〇一、六八八	各種包装用袋	一〇八、九七三
石炭	四〇六、四八九	酒精	一七〇、九〇六	穀類(米、麥、麥粉)	一〇四、三三四
洋産物	二八四、四〇五				

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

內國品の輸入は總額二千五百十七萬餘兩中十萬兩以上のもの凡そ十九品あり。就中米及豆粕は各自七百萬兩以上に達し綿絲・豆類之に亞ぎ其の他各品左の如し。

品名	數量	價額
米及籾	二、一九八、八七〇擔	七、五三一、一二七兩
豆粕	二、八七八、一六三	七三一、〇六二
綿絲	七四、八八四	三、三八四、八六八
豆類	四二四、五二五	一、二九九、三三二
苧麻	五二八、一三九	九一二、七六九
小麥粉	二二〇、五〇七	八八三、六二五
落花生	一八二、三六〇	八八〇、九四一
綿花	一三、七四八擔	四三四、八二二兩
水瓜種子	二九、九一七	三九一、九七八
支那酒	四三、五三六	三七七、二六一
大麻	一七、六八七	三五四、七二五
藥劑	—	二六九、三三一
落花生油	一三、七六六	一九八、二九五
絹布	二、四二二擔	一八五、六〇五兩
石炭	三一、七三九噸	一七七、七三八
綠茶	七二七擔	一七四、三〇七
麵類	二〇、二七七	一七三、一六一
煙草(葉)	一五、五九三	一三九、四六六
紙巻煙草	二、二二五	一〇三、二〇六

次に內國品の輸出は二千四百四十五萬四千餘兩あり。中外國に輸出したるもの一千三百九十五萬餘兩支那諸港へ移出したるもの、一千五十萬餘兩にして重要輸出品には左の如きものあり(外國輸出高三十萬兩以上のもの)

品名		外國輸出(再輸出を含む)	總額(再輸出を含む)
紙類	擔	一二一、三一三	二〇四、九六八
	兩	二、二六六、〇三九	三、九一五、八一五
苧麻	擔	二、三三二	一五、〇五二
	兩	三五九、〇六二	三、七八八、四三三
赤糖	擔	三八、九八五	四二八、七四一
	兩	三三二、九六九	三、六六一、四九九
磁器	擔	一六五、一一七	一六九、八〇六
	兩	三、二六六、〇〇三	三、二九八、〇六八
落花生	擔	四二、〇三三	四一、九七七
	兩	五七三、七四一	五七二、九九三
果實	擔	四八、九九二	六一、三〇三
	兩	三三四、五三六	四四〇、五八七
苧麻纖維	擔	一〇、七七九	一〇、八八六
	兩	三三六、〇七九	三四〇、五六五
蒜	擔	七三、三七五	七三、二七五
	兩	三一九、九一六	三一九、四八〇
支那酒	擔	五九、五二二	四四、二三九
	兩	四五一、六八七	三〇八、二五一
豆類	擔	一六九、三九七	九七二
	兩	五七九、三六二	三六、六〇四

汕頭は他港と趣を異にし支那品の輸出入多額にして一九二〇年に於ても、輸出入總額の約八割を占め、外國品の輸入は二割に過ぎず例へば支那全國に於ても、汕頭の如く土貨の移入二千萬兩以上のものは、上海及天津二港のみ又土貨の輸出に於ても同じく二千萬兩を越ゆるものは大連、天津、膠州、漢口、上海、廣東等の六港に過ぎず。而して支那品の移入が其の輸出及外國品の輸入を超過し、又廣東其他と異り仲繼輸出の多きは、南洋方面の多數移住者が常に舊習を慕ひ、其の商品の供給を當地に仰ぐに依るものとす。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

由來汕頭奥地は平野に富み地味肥沃にして、每年二回の米作あるも一般平地は主として、野菜、甘蔗、果實等を栽培し、米の供給不足するが故に、每年安南又は長江筋より之を供給するもの多く、其の輸入額は七八十萬擔乃至二百四、五十萬擔に達し、同年は一期及二期共豊作ならざりし結果、二百二十萬擔に達したり豆粕の輸入多量なるは甘蔗、煙草、野菜等の肥料に供するが爲にして、年に二百萬擔乃至二百四、五十萬擔の輸入あり。又豆粕製造の外に豆の輸入も年々五十萬擔乃至百萬擔内外に上る。蓋し當港は韓江の本支流に依り、福建の西南部及江西省の南部は交通することを得。其の地方の産物例へば煙草、樟腦、紅茶等は厦門に仕向くるよりも寧ろ、當港に仕向くる方其數量多きが如く、更に是等貨物を始めとし陶磁器、落花生油、支那卵、野菜、傘等の殆んど全部を安南、暹羅海峡殖民地等に輸出し、而して支那移民の需要に供するもの、大部を占む。其の他苧麻布、砂糖、紙類、煙草、蜜柑、土布、錫箔等は臺灣北支那及沿岸諸港に輸出しつゝあり。

同年船舶の入出港數は、前年に比し戰後の恢復期に入り、增加し來り汽船及帆船二千五百四隻二百九十二萬一千餘噸にして、國籍別を示さば左の如し。

國別	隻數	噸數	國別	隻數	噸數
英	一、六九六	二、一一三、七六五	蘭	三二	七、四五六
支	三六八	一八六、七六八	伊	四	一一、〇九二
日	二六二	四一八、八〇四	無條約國	五〇	五七、九九四
米	三四	三八、七六〇	露	二	一、五五四
和	三〇	五九、四三二			
諾	二八	三〇、二四四	計	二、五〇四	二、九二一、八六九

要之一九二〇年汕頭の貿易に及したる顯著なる事、例へば財界不況の結果一時昂騰せる銀價頓に暴落し、輸入を抑制し市況閑散なりしことあり。又前半期には銀價尚平年より一倍半高値を保ち南洋華僑民より、送金少くして貿易決濟上困難を來したることありと雖も、尚物價下落せざりしが爲に前述の如く、總體の貿易額は戰後の恢復期に入り、殷況を極めたるものとす。而して英米商品の輸入を著しく增加したるに反し、日

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本に對する貿易は日貨抵制の爲に未曾有の打擊を蒙りたり。蓋し間接に香港上海等より輸入したる日本品は、相當額に達せんも直接日本船に依つて輸入したるものは既に、一九一八年五月頃より漸次減退し、一九一九年の六、七月以降一九二〇年を通し、本年三月迄大阪商船會社の基隆香港線及高雄、廣東線の船舶に於ける、載貨は殆んど皆無なりしなり。卽ち同年の貿易額は前述の如く、輸入十二萬五千二百十兩、輸出五十七萬九千五百七十五兩合計七十萬四千七百八十五兩にして、前年の輸入七十一萬二千二百八十五兩に對して約半減せり。殊に輸入は前年一割七分餘に過ぎず。而して日本より輸入する大宗貨物は石炭、燐寸、海產物、砂糖酒精、「セメント」、油類、硫化染料、硝子壜、綿、絲、「フランネル」、雲齊布、莫大、小麥、酒、人蔘等とし、是等貨物の殆んど全部は臺灣より、直輸出又は仲繼輸出に係る。臺灣より汕頭に對する輸出は臺灣の統計に依れば、一九一六年前以降一九一八年迄は每年二百七十餘萬圓乃至二百九十餘萬圓（約七十三萬兩乃至百二十萬兩）なりしが、一九一九年には百四十八萬餘圓（約五十四萬四千餘兩）に下り、一九二〇年には更に二十九萬六千餘圓（約十二萬九千餘兩）に激減し、數年前の十分の一に下りしなり。殊に同年輸入品、中、例へば海產物の如きは僅かに三千餘圓綿布類は三百圓足らずとなり。其他石炭も九萬四百圓燐寸一萬九千圓一九一八年には石炭十五萬圓燐寸百十八萬圓綿「フランネル」五萬九千圓錫十萬圓鹽鯖八萬三千圓に過ぎず。

反之汕頭より日本に對する輸出は前記の海關統計に依れば大差なく、約九萬餘兩を減退せり。日本に對する輸出品の重要なるものは、苧麻布、砂糖、葉煙草、陶磁器、鐵鍋、釜等にして大部は臺灣土人用の貨物とす。輸出は一九一六、七年戰時中は四五萬圓臺なりしが一九一八年には各自百三十餘萬圓臺に増加し、一九二〇年には更に増加して百四十二萬餘圓に上れり、之を海關兩に換算すれば一九一九年の約四十八萬三千七百餘兩に對して、一九二〇年には約六十萬兩餘に増加したり。

（註一）支那海關の統計は不精確なるが上に、殊に常關の戎克貿易の統計に至りては、殆んど信を置に足らず又戎克貿易船中には不開港より、密輸出をなすもの頗る多きが故に、臺灣に於て作製したるものと霄壤

の差違あるものあり。例へば臺灣に輸入する紙箔の如き支那の統計表に掲記せらるゝものは、臺灣稅關統計の二十分の一以下にあるものあり。

（註二）支那諸港の多くは時々排日貨運動あれば、汕頭に於けるものは殊に顯著なるものとす。今日も尙多少持續しつゝあり。

排日貨の運動は當地中學生を主とし女學生又は幼稚園生徒迄加入し、學生聯合會なる團體を組成し、指導者は上級生なるが米國人が陰に之を使嗾しつゝあり。一九一九年春頃より一九二〇年末位迄は其の運動猛烈を極め、樂隊を以て排日の氣分を煽動し、日本商品の監視は海關前に正帽を被りたる學生が著船毎に貨物の檢査をしたとき又は、檢査中にても日貨なりと疑あるものには、立番をし支那人の手に引取りたるときには、途中又は店舖に至り押收し、約三分の一位を燒棄に三分の二位を掠奪し、倘外に任意に罰金として相當金錢を取得す。押收者の收得は二分の一位なりと云へり。押收貨物の賣却代金又は罰金として取得したる收入は、之を團體の運動費に充當する爲に積立つるものとす。（一九二一年三月頃は其の資金二萬弗位ありと云へり）一九二一年三、四月頃に至りては、學生團の素質は無賴の徒に惡化し單に無法なる劫掠を事とし、私欲に供するに至り、最近に於ける二、三事件を擧ぐれば例へば一九二〇年末日本の染料を取扱ふ支那人の藥舖に於て、主人及店員と學生との衝突あり、裁判沙汰となりし際に、店主は香港に逃亡し學生連は、一支那人の辯護人の家に侵入し、寢衣の儘の辯護人を拉し去り、國賊として市街を引廻したることあり。

一九二一年春當地の有力なる支那人綿絲商が香港より商標を附せざる綿絲を輸入したときに、日本商なりと云ふ嫌疑の下に、學生聯合會より沒收せられ、店主は難を避くるか爲に英國籍となり角石に逃れたり。該事件も訴訟となり久しく紛爭中なりしが、漸く同年四月初頃審檢廳長が警察廳に命し、交渉し學生聯合會に對して、三千五百弗の罰金を支拂はしめ漸く解決せり。聽く所に依れば學生聯合會の當初の申出は三萬五千弗なりしと云ふ。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

又同年春頃支那人の楊文口とか云ふ商人が、例の郭春秧より爪哇糖八十俵を買ひたる際に、學生聯合會は日本産品なりと認定して罰金千五百弗を科したることあり。排貨運動の爲に支那商人の苦痛著しきものあり又內外通商上當地の繁榮を防害すること莫大のものあり。何故に當地官憲は之が取締を厲行せざるかと云ふに、政爭動亂時々發生し、官憲は自己の地位の不安を恐れ、一定の政策を固持すること出來ず、又相當勢力ある政治家と雖も、陰に學生をも利用せむとする底心あり。今日迄斷然其の運動を鎮壓し得ざりしなり排日貨の反響は各方面に及びたるが就中、臺灣銀行の支拂手形及豫金の變動を來たし前者に於て、六分一乃至七分の一に減じ、後者に於て五分の一乃至六分の一に減じ殊に著しきものは前述の如く、海運界の慘憺たる凋落となす。例へば最も大打擊を蒙りたる大阪商船會社の支那沿海船の如きは、一九一九年基隆高雄香港及厦門に對する汕頭よりの出港客數は上半期の七千七百七十二名に對して、下半期は三百十八人に減じ同上運賃は上半期の二萬四千八百餘圓に對し、下半期は一千六百餘圓に下り、更に一九二〇年の上半期には尙九百十三人に過ぎざりしが如き情態なりしなり。

(註三)商業上の勢力の比較は事關係者の秘密に屬するが故に、實際調査極めて困難なり。商社數に於ては昨年末日本五十五英國十・佛三・米國二十にして、日本商社は最も多數に上るが其の實質に於ては、三井等の外は藥劑店又は雜貨屋等にして、到底英米等の商社に及ばず殊に船會社としては、日本の會社は一出張所すら置かざるの情態に在り。當港に於ける貿易額及入出の船舶の數量は必しも、商勢力と比例するものにあらざれば、前述の如くに英國最も優勢なり。實際商品の取扱高は幾何なるか、又精確に知ることを得ざれば一ヶ年約五千萬兩中日本の三井の如きは、百萬兩以上には達せず、或は七パーセント位なりと云ふ。而して日本商品は香港より來り、又は外國品として輸入せらるゝもの少からず。當地支那人は厦門と異り神戶上海香港等に出張し、貨物の買出をなし他國人の手を經ざる傾向あるに依りて、實際當港に於ける商勢力は支那人に根據あることを忘るべからず。卽ち貿易上の表面勢力より云はゞ英商人の言ふが如くに、英國が四割日本が二、三割支那米國其の他三、四割なりと雖も、直接商品の取扱より見れば英商は石油、石

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

炭、(開平及鴻基)、又は綿布等を取扱ふに過ぎず。多くの貨物は支那人の取扱ふ所に係るが故に支那人の商勢力は六七割と看做すことは事實なるが如し。

日本商人は何故に商勢力がないかと云はゞ根本的には日本人の國民性に存す。蓋し日本人は支那人を信用し協同的に利害を共にし、永續的に事業の擴張を計らぬ爲に常に排日の氣分を熾ならしめつゝあり。又當地に對して多年事業上の設備經驗に乏しく。又將來と雖も永久的經營及住居の精神を缺如す。反之英米人等は航海貿易上の設備を有すると同時に、學校病院其の他社會文化的設備にも相當投資をして、支那人の甘心を買つて、實力を扶植しつゝあり。殊に戰爭の結果一時根據を喪失したれば、獨逸人の如きは廣東、厦門其の他を通じて、支那人に對しては大膽に長期の信用取引をなすと同時に、薄利多賣主義を實施し、常に「プロチヤイニース」のみでなく「支那人よりもより多く支那人である」の態度に於て支那人は家族的交際に努力し來りしなり。近き將來に於ては當時の勢力を恢復するの傾向頻々として顯はれつゝあり。

二　重要輸出入品

(一)　輸入品(全移入品)

第一、**綿製品**　綿製品中主なるものは綿絲金巾類とし、綿絲には印度絲、上海絲及日本絲あり。平年には印度絲最も多く十餘年來日本絲も、相當輸入ありたれど一九二〇年は排貨の爲に輸入を杜絶し、而して近年上海紡績業發達の結果、上海絲の輸入漸次増加し印度絲に代らんとする傾向あり。日本絲は二十手以上なれど印度絲は二十手以下とす。昨年は日本絲の輸入なき爲に前年の約半額に減退し、印度絲は三萬八千二百五擔二百四十九萬三千餘兩とし、上海絲の移入は七萬四千八百八十四擔三百三十八萬四千餘兩にして、合計十一萬擔に達せり。其の用途は主として、潮州に於ける土布製造の原料とす。

綿布類中金巾の英國品最も多く日本綿布は戰時中は輸入したりしが、排貨の爲に大打撃を蒙り殆んど取引

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を見ざるに至り、上海粗布の移入相當額に達せり。今一九二〇年輸入したる綿布類の數量及價額を示さば左の如し

品名	數量(反)	價額(兩)
無地羽金巾(英國)	一七、六〇三	九四三、二二四
同生金巾(同)	一三、八七七	四五五、六四二
ジーンス(同)	二、五〇五	八六、五二一
染付綿イタリアン	九、一四五	七五、八八七
同ポプリン	六、八〇七	七七、五四一
同ヴイネシアン	二七、〇一	一〇〇、二一五
同ラスチング	五、六六五	四五、六一三

品名	數量	價額(兩)
綿毛布	三六七	四七、六五八
天笠布(英國)	二、九九一反	三三、九三三
綿更紗	九、一六四	四六、六一四
同緞	一、九八〇	一九、四三五
無地綿イタリアン	四、六一四	五六、二五六
無地アイネシアン	三、三九八	二五、九七七
形付ポプリン	三、五三三	三八、九九一

第二、其他の織物　綿毛交織布はアルパカ羅紗等洋服地を主として一九二〇年一萬八千三百九十五兩の輸入ありしのみなり。

毛織物は洋服地及フランネルを主とし同年六萬八千四百二兩の輸入を見たり。從來獨逸品多かりしが今や、英國品を主とす。雜種織物として絹布及帆布を主とし同年八萬八千百六十二兩の輸入あり。外に支那絹布の移入は著しく增加し、二千四百二十一擔十八萬五千六百五兩に達せり。

第三、石油　石油は「スタンダード」石油會社、亞細亞石油會社の獨占にして、米國產「ボルネオ」產「スマトラ」產等あり。平均一ケ年の輸入は約六百萬「ガロン」餘にして一九一四年當時には尙臺灣產の輸入多少あり。米國產最も多くスマトラ產は其の約半額餘を占め總計に於て七百五十二萬餘「ガロン」百三十八萬七千餘兩に達せり。一九二〇年に至りては米國及「スマトラ」よりの輸入何れも約半減したるが爲に「ボルネオ」より輸入は約五倍に達したれど總體に於て前年の約六割に過ぎず。其の數量四百三十六萬二千八百十三「ガロン」にして、價額百二十三萬四千四百十六兩とす。今日に於ては英、米、蘭油中米油多きも將來或は伯仲の間に在るべきが如し。前記兩石油會社は日本領事館の前面に相對立して、廣大の油槽を加設し更に海岸を埋立て、工事に著手し大擴張をなしつゝあるは注目すべきなり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第四、石炭　石炭の輸入は一箇年七八萬噸なれば多きは十萬噸、少きは三四萬噸とす。從來は日本炭勢力あり。又臺灣炭は一九一九年輸入したるが排貨に依り急激に其の輸入を減退し一九二〇年僅かに三千七百噸に過ぎず。反之當地の有力なる需要者たる電燈會社が、英商の手を經て開平炭を熾に使用し前年に比して著く、其の數量を增加し三萬一千七百三十九噸十七萬七千七百三十八兩に達し、鴻基炭其の他外國炭の輸入は前年に比し、約三千噸を減退し二萬九千三百七噸四十萬六千四百八十九噸を占め、合計せば六萬一千四十六噸とす。開平炭は將來日本炭臺灣炭に對して競爭の地位に在るべく、其の品質は基隆の四脚亭一等炭に劣るも、其の他の臺灣炭には優る。粉炭稍多く主として、瓦燒に使用し火持好良なりと云ふ。

第五、酒精及酒類　酒精は爪哇及臺灣より輸入し。土酒の製造に供し藥品とするものは、極めて少量に止る。兩地產品を比較するに、爪哇品は價格低廉にして、酒精度數稍高く臺灣產に對する勁敵なり。殊に一九二〇年は前年に比して約二割五分減退せり。又同年當地警察令を以つて、酒精を原料とする酒の製造を禁止したれど、地方に對しては效果なく又當地にても、政府の地位變動あり本令は勵行せられざりしなり。(土酒は高粱酒類似のもので其の約八割は南洋に輸出す) 又石糖蜜(固形糖蜜)を爪哇より輸入して、酒精の製造をなす。臺灣產糖蜜も戰爭中輸入したりしが一九二〇年は排貨の爲に其の跡を絕ちたり。同年輸入したる酒精は三十萬六千二百五十八「ガロン」十七萬九百六兩に達せり。土酒の移入は前年と大差なきが瓶詰紹興酒又は芝罘產の葡萄酒等も輸入せられ、土酒の移入數量は四萬三千五百三十六擔三十七萬七千二百六十一兩にして、一方外國酒の輸入は漸減の傾向あり。一九二〇年九萬四千餘兩に過ぎず。

第六、燐寸　燐寸は從來日本品獨占の姿にして一九一九年には約八十萬哥に達したりしが一九二〇年は僅かに二十萬哥に減せり。其の主たる原因は元より排日貨にあるが、又上海廣東等の上產品の移入增加に在り而して土產品の原料は日本品を使用しつゝあるも、福州杉の如きは只劣等品の柚木となすに足る。

當地學生聯合會は商標を替へたる、日本燐寸が香港方面より輸入せらるゝことを聞き、廣東方面に調査員を派し輸入元を取調へたる結果、廣東、東山公司製造の外吉祥、大益、民生等の諸公司製品は、何れも日本

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の材料を使用せるを以つて、其の販賣を許さゞることを廣告し、之に對して抗議を提出して問題となつたことあり。蓋し前記吉祥、民生、及上海恒昌公司等製造の燐寸と學生團の所謂國貨とせる東山燐寸とを比較せば東山の品質遙かに劣等なり。即ち包裝粗笨の上に軸木又黑白大小混入せられ、火附甚だ不良なり。反之日本製の燐寸は品質優良にして、市價低廉なるが故に將來土貨の爲に全然市場より驅逐せらるゝ虞なし。只當地にある日本製の三等燐寸は濕氣を受くるときは火附惡しきが劣等品に屬す。當地には支那人に依り汕頭火柴廠なるもの成立したれば尙作業の運には至らず。

第七、**金物類**　本品中は錫板及錫箔を主とし、總額の約半分を包み其の他鐵棒、鐵線、鐵索、鐵釘、鐵板、電鍍鐵等之に次ぎ、一九二〇年の輸入高七十九萬三千餘兩に達せり。錫は新嘉坡及雲南產の輸入を見るが前者を主として、當地にて加工し南洋方面に輸出し、又は禮拜紙の材料に供し南北沿岸に移出するものあり。當地製品は優良にして、價格低廉なり。

第八、**其他輸入品**　豆粕は滿洲大連牛莊漢口等より移入し、每年約二百萬擔乃至二百四五十萬擔に達す。內地甘蔗、煙草、野菜其の他の農產物の肥料とす。漢口の豆粕製造工場成立以來は、當地に於て製造するもの減少し、豆粕としての移入を增加し一九二〇年に百八十萬餘擔七百三十一萬餘兩に達せり。米は暹羅、西貢及蕪湖米を主とし、蕪湖米六割外米四割の見當とす。一九二〇年內國米の移入は二百十九萬餘擔七百五十三萬一千餘兩にして、移入內國品の巨擘たり內外米とも皆當地の消費に供す。麥粉は上海及漢口より移入し、就中上海粉は七八割を占む。當地方に於ては米の不足を補充するが如く、麥饅頭、菓子等の材料とす。一九二〇年の移入は前年は大差なく、二十二萬餘擔八十八萬三千餘兩に達せり。砂糖は爪哇糖を輸入し(主として香港仲繼に依り)赤糖及白糖は前年より減退したるが、精糖は反對に增加せり。一九二〇年の輸入は五萬六千擔餘にして、其の價格騰貴したるが爲に六十七萬三千餘兩に達せり。

海產物中乾鮑、鱶鰭及鹽鯖等は日本より輸入し、海參は南洋より輸入し、殊に從來は日本の海產物が當市場に勢力を有したりしが排日貨の爲に不況となり、商人中には破綻したるものあり。一九二〇年輸入したる

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

海産物の內譯を示さば左の如し。

海産	一、九九四擔	九四、八一七両	寒天	一擔	九〇両
燕巣	一、七〇六打	九、〇八二	其の他産物	九一四	一七三、三八五
昆布	一、七〇七擔	七、〇三一	計	—	二八四、四〇五

染料は戰時に於て獨逸品の輸入杜絕したる後は日本より硫化染料多量に輸入せられたるが、昨年は排日貨の爲に不況に陷り米國よりも「アニソン」染料を輸入したるが、前年の半額に過ぎず。然れども人造藍は約五倍の輸入を見たり。蓋し人造藍は一九一六年以降輸入を開始し、液體及粉の兩種あれば天然藍の如くに、幾回も繰返して使用することは出來ず、一九二〇年輸入したる染料は前年に比して、約二割五分減退せり。其の內譯は左の通りとす。

(アニリン)	三、七七二両	人造藍	六五、一〇九両	
銀硃	二、四八八	蘇木	八、一四八	
栲皮	三五、一八八	其他	三九、四四七	計 一五三、七八六両

藥劑は香港より輸入するもの增加し、二十萬餘兩に達したれば、日本品は排貨の爲に又著しき反響を蒙りたり。莫大小は主として靴下にして、前年に比し數量に於て著しき差違なきも、價額に於て約二倍したるは排貨の結果日本の廉價品は輸入杜絕したれば、香港方面よりの輸入增加したるに依る。煙草は輸入としては葉煙草二十一萬一千餘、兩紙卷及葉卷十三萬七千餘兩とし就中、紙卷大部を占むるが前年度に比して、約半減したるは南洋兄弟煙草公司の製品、需要增加したる結果なるが如し。移入には葉煙草十二萬九千餘兩及紙卷煙草十萬二千餘兩あり。就中後者は昨年より輸入を增加し海關統計に於て獨立に揭載せらるゝに至り、廣東、南洋兄弟煙草公司の製造に係り、外國品に比して價格低廉なるが上に又、支那人の嗜好に適すと云ふ。

(二) 輸出品

第一、**紙類**　紙類は福建汀州地方に生産するもの內河を下り移入し、當地より上海其の他の北部に輸出す。

主たるものは禮拜紙にして臺灣に多く輸出す。其の他白唐紙及粗唐紙あり。一九二〇年の總額は輸出品中の首位に在り。外國に對し二百二十八萬六千餘兩總輸出高三百九十一萬五千餘兩に達せり。

第二、**砂糖**　當地特產品の一にして約二十箇年前には白糖及赤糖の輸出は百三四十萬擔に達したりと云ふも近年外國種に壓倒せられ白糖の如きは一九二〇年僅かに二萬六千餘擔を輸出したるに過ぎず。一九一九年頃より多少好況に在り。一九二〇年は赤糖、青糖の外國に對する輸出高三萬八千九百餘擔三十三萬二千餘兩總輸出高四十二萬八千餘擔三百六十六萬一千餘兩に達せり。蓋し近年禁烟後罌粟園又は蜜柑、煙草等か甘蔗畑に變したるが如きも、一方製糖法に何等の改良なく、依然舊式の石車を使用し近年一擔の生產費十弗見當なりと云ふ。

砂糖の產地は潮州、澄海、揚場、朝陽方面を主とす。十數年前大古洋行は新式工場を當地角石に建設したれば原料甘蔗の買收に關し、舊式製糖業者の反對に遭遇し事業を開始するに至らずして中絕せり。

今最近二十箇年間に於ける每五箇年の外國糖の輸入及支那糖の輸出數量を對照せば左の如し。

	外糖の輸入(擔)			支那糖の輸出(擔)	
	白糖	精糖	赤糖	白糖	赤糖
三十四年	九〇九	五、四八六	—	五七二、一九八	八一四、四〇三
三十九年	八一、四三六	五五、四一〇	—	三二一、二三四	三二五、六二一
四十四年	二五、七〇八	八、〇五九	—	二九七、一八七	八六一、四三七
大正五年	二八、一二四	四三、〇六二	—	九七、〇五四	三三五、七〇七
同九年	二五、六六九	二四一八一	七〇三	二六、三四一	四八、七四一

第三、**陶磁器**　本品は潮汕鐵道沿線の潮州を去る數哩の楓溪地方の特產にして、同地方は全村之が製造に從事し主として、移民用として安南、暹羅及海峽殖民地等に輸出す。一九二〇年の輸出中磁器は外國に對して十六萬五千百餘擔、三百二十八萬六千餘兩總輸出高十六萬五千八百餘擔、三百二十九萬八千餘兩に上り、外に陶器及土製器が外國に對して七萬八百餘擔二十四萬八百餘兩總輸出高七萬一千餘擔二十四萬一千七百餘兩に達した。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

如し。

第四、鑛產物　當地方の鑛產物としては「タングステン」蒼鉛及鉛の三種あり。其の大部は香港に輸出し、其の他日本に輸出したるものあり。卽ち一九二〇年の例に於ても、香港に對して一萬百四十四擔十四萬三千餘兩日本に對しては、六百七十八擔二萬七千六十兩を輸出せり。左に同年各種別數量及價額を擧ぐれば左の如し。

タングステン	擔 一、〇〇三	兩 三七、六二〇	鉛	擔 五	兩 五一
蒼鉛	八一四	三四、〇八一	計	一、八二二	七一、七五二

「タングステン」は十年前汕尾附近に發見せられ香港に仕出したるが、其後一層良質のもの省內各地に發見せられ、就中江西省界、定南附近の礦石は純分多く六十一％乃至六十五％の「タングステン」を包含す。「タングステン」は一九一九年秋頃には盛に產出したれど其後價格下落の爲不況に沈淪しつゝあり。蒼鉛は主として揭陽の奧地九哩なる塘湖山に產出し、臺灣籍民の乾記洋行の採掘する所に係り、工夫多きときには二百名以上を使用し當港に移出せり。鉛鑛は近年丙村、豐順、鎭平、三河壩の北部に發見せられ、其の他銅、鐵等も存在すると稱す。又揭陽の北方二十四哩の河床には錫の流下ありと云ひ、或は嘉慶州地方には無煙炭の產地ありと云ふ。

第五、其他の輸出品　苧蔴布は當地特產品の一にして、原料は漢口地方より多く移入し、又臺灣より多少輸入し主として、揭陽に於て織布し當地及支那沿岸の消費に充つる外、從來臺灣に輸出せられたるもの多く北支那を經て朝鮮に輸入したるもの少からず一九二〇年外國に對して二千三百三十二擔三十五萬九千餘兩總輸出高一萬五千餘擔三百七十八萬八千餘兩に達し、外に苧蔴纖維として輸出が約十萬擔三十三四萬餘兩あり土布の外國に對する輸出は二百三十擔一萬三千四百餘兩總輸出高六千八百五十二擔三十九萬四千餘兩に達したるが如く、嘉應州、興寧、潮州、澄海等に於て織造し染め上げ新嘉坡及沿岸廣東、福州又は厦門地方に仕向く。煙草は福建江西其の他より來る三井扱の分を見るに一箇年に二千擔見當にして、生產地は江西省を主とし、一部廣東省產を交ゆ江西省よりは、山路廣東省に出て後水路に依る。品質は中等とし專賣局に納入するが、專賣局は福建の平和縣の生產の補充として、當地の供給を仰ぐ一九二〇年刻煙草の南洋其の他外國

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に對する輸出は、四千三十五擔十四萬一千餘兩とし、總輸出高は二萬六千百八十二擔九十一萬七千餘兩に達せり。

柑橘類は當地の特産品の一に屬し。品質優良にして南洋方面其他に輸出す。産地は當地より潮州に至る一帶饒平縣下寧山及澄海縣下店仔頭地方とす一九二〇年蜜柑の輸出は外國に對して九萬七千餘擔二十八萬九千餘兩總輸出高二十三萬七千餘擔七十萬八千餘兩を占む。野菜類は當地の名産物にして、殊に惠安縣下降江及棠潭地方を最多とす。是等野菜は或は罐詰とし乾燥し又は鹽漬として主として、南洋方面に多量に輸出す。例へば一九二〇年外國に對し漬菜は六萬七千餘擔十五萬四千餘兩、豆類は十六萬九千餘擔五十七萬九千餘兩野菜は十一萬餘擔十七萬七千餘兩を輸出し、芋粉（甘藷澱粉）は四萬五千餘擔十七萬五千餘兩を移出し、蒜は七萬三千三百餘擔三十一萬九千餘兩を輸出せり。果實類も四萬八千九百餘擔三十三萬四千餘兩を輸出し、總輸出高は六萬一千餘擔四十四萬餘兩を占め、乾柿は二萬三千餘擔十二萬八千餘兩に達せり。

樟腦は粗腦に屬すれど一九二〇年外國に對して、二千二百六十二擔二十九萬四千餘兩支那酒は五萬九千五百餘擔四十五萬一千餘兩錫箔二千二百餘擔十四萬一千餘兩（總輸出高二千八百八十五擔三十一萬兩餘）魚網二十一萬七千餘兩錫十六萬一千餘兩竹及竹製品十五萬九千餘兩線香十二萬九千餘兩紅茶十二萬八千餘兩を輸出し、其の他十萬兩以上に達するもの數品あり。

（註一）當地方に於ても近世的の機械工業の發達なく前述の如く、土布及麻布の織造、舊式製糖業、陶磁器の製造、錫器製造、罐詰業、豆粕製造、靴下製造（時下中止）等のみなりしが、又潮州地方には個人又は小規模の製紙工業發達し來り、其の他近來洋館建設の增加に從つて、瓦及煉瓦の製造諸所に勃興し例へば、窯數潮陽には二十八箇揭陽には二十七箇饒平に二十箇あり。尙遠隔地方に其の數少からずと云ふ。

（註二）汕頭人は人情輕薄にして疑心深く、頑固にして古來より排外思想に富み又利を見て變節すること掌を覆すが如く、又殘忍性ありと云ふが一面には鄕黨の團結心强く、又極めて勤儉貯蓄の風盛なり。現に當時在住者に聞くに農夫の勤勉努力が、到底日本農夫の及ぶ所にあらず。野菜の栽培の如き一々各葉を除し蟲を驅除し毎日全園に撥撒しつゝあり。而して野菜の價格は極めて低廉にして、毎船滿載し南洋に輸出するものは、七、八割に腐朽するも尙利益ありと云ふ。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

征蕃私記

大路主人　水野遵氏纂述

第八回

清官贈書。都督見會

曩に日本より蕃地處分派遣の軍艦舳艫相銜みて出帆なしにければ清國政府に於ても大に驚愕し日本政府の措置或は臺灣全島を奪據するやも計るべからずとて上下の騒動一方ならず遂に公信を我外務省へ贈りて其事を詰問せりと云へりされど外交秘密にして余輩局外者の得て知るべきにあらざれば當時上海新聞に掲ぐるところの中國總理衙門初次致日本文書の一項を摘錄して清國政府當時の景情を觀察するの便に供す又該項は清國政府公信の大意を掲載せしものに似たれば其行文官府用的體裁をなさざれども論旨に至りては大差なかるべし。

中國三月二十六日、中國總理各國事務衙門致信與日本國外務卿衙門云、貴國自與我中國立約以來、頗稱雍睦彼此均有敬愛之心、日愈多而情愈厚、上年貴國所派琅副島欽差、到我國京與談諸事、狠爲平順、繼至五月間、柳原大臣郎前同副島欽差而來者、同貴國繙譯鄭、復至總理衙門、據稱係奉副島欽差所委而來問事三件、一問澳門島地方是屬中國、或係屬葡萄牙國、二問高麗國是否自行專主、末後一問乃欲派人往臺灣間土蕃傷害琉球國人一事、我總理衙門郎以實話將三事答之、嗣後又經副島欽差會晤、以鄭繙譯傳語云、一、將來東洋若與澳門島通商、該地究歸何國管轄、二、高麗國與我日本近來大有不和之見、中國可否從公通說、三東洋意欲派人往臺灣、囑令生蕃撫保應允、若有東洋於此經過永不傷害、竝無開釁征戰等情、此等辭冒、足顯貴國與我中華有敦和之見、郎前或有疑、兩可藉此開釋、再後副島欽差臨去之時、我總理衙門諸王大臣等、送至門前拱手時曾云、我等兩國惟願和好永敦各不侵擾轄界爲幸、而副島欽差親口答云、此又吾之所願也、繼而副島欽差直回國、至於今未曾更改之說、在我意見無甚緣由右恐失其和好、但現在各西國駐我國京之各欽差通知我總理衙門云、日本擧兵至臺灣欲打生蕃、又有各處新聞紙及各海口岸信息並我大小地方官員文書皆云、本年二月間有日本砲船一號至厦門口岸停泊並欲登岸在教場中操演該船所載之兵、又據該船云係由臺灣澎湖而來、若論臺灣本係一島分例海中未曾別設律法收束生蕃、且未設官管理、而貴我國舊例有云、無須更改土蕃之規模容該蕃自循舊制、但是蕃人所居地土實中國管轄之中、不獨蕃地一區亦有他省邊遠之境如此等蕃人、悉容該蕃自守舊例、我中國現聞日本發兵至臺灣甚爲希罕而且我不甚信、若果眞有此擧何以先不見日本與我國商議、請問貴國派來此停泊厦門之兵船是何意見爲特喆、諸貴國外務卿衙門諸大臣詳思查察爲要

右の公信は我が外務省へ贈致せしといへども猶清官の掛念甚しかりしにや軍艦揚武號を瑯璠灣に出艦せしめけり恰も西郷都督の臺灣に際したれは五月二十二日高砂丸の投錨するや揚武號の船長は士官を都督の許へ送り面謁を乞ひたれども都督は其日の面會を謝絶せられ

其翌日日本營中に於て面會の約をなし該士官を歸艦せしめられき去る程に二十三日の正午清國使臣は本營に來着し都督に面謁し閩浙總督李鶴年の公信を交呈し了りて曰く臺灣島は清國政府の管轄地なれば日本の軍兵恣に上陸なすの謂れなし然らば都督には陣營を撤し軍兵を本國に回し兩國の交際を親睦ならしめられよと頻に强請に及びければ都督は自若として本都督は本國政府の命を奉じて出張せしものなれは貴使臣何と論辨せらるゝとも我皇帝陛下より回師の聖詔を請けざる間は一歩も此地を退去せざるべし且又此島の貴政府に屬すると否を論決する爲には我特命全權公使柳原前光其人のあるあれば本都督の是非すべき事にあらずと答辨ありしかば清國使臣は詮方なく本艦にそ退出せり斯くて楊武號は蒸氣をたてゝ將に拔錨せむとするとき我日進艦より二十一發の祝砲を放ち清國々旗に對して行禮なしにけれは楊武號も之に應砲なしけれども五分時に一發十分時に一發と其放砲に未熟練なるは各國軍艦に於て曾て見ざるところなりされば此時より清國軍艦祝砲の不規則なる日本營中一般の笑柄とこそなれり閩浙總督より都督へ照覆文に曰く

大清國頭品頂戴兵部尙書兼都察院右都御史閩浙總督部堂李、爲照覆日本陸軍中將西鄕爲照覆事、照得查臺灣全地、久隸我國版圖、雖其土著有生熟番之別、然同爲食毛踐土、已二百年、猶粤楚雲貴邊界猺獞苗黎之屬、皆古所謂我中國荒服羈縻之地也、雖生番散處深山、獉狉成性、文敎或有未通政令、偶有未及、但居我疆土之內總屬我管轄之人、査萬國公法云、凡疆內植物動物居民無論生斯土者自外來者、按理皆當歸地方律法管理、又載發得耳云各國之屬物所在卽爲其土地又云、各國屬地或由尋覓或由征服遷居既經諸國立約認之、卽使其間或有來歷不明、人皆以此爲嘗管既久、他國卽不應過問又云各國自主其事自任其責、據此各條則臺灣爲中國疆土、生番定歸中國隷屬當以中國律法管轄不得任聽別國越俎代謀玆、貴中將照會以臺灣生番戕殺遭風難民、奉命率兵深入番地以其凶首以示懲戒、在生番疊選悍暴、殺害無辜、卽按以中國之法、亦律所必誅、惟是臺灣全地素屬中國、貴國政府並未與總理衙門商允作何辨理逕行命將統兵前往、旣與萬國公法違背、亦與同治十年所換和約內第一第三兩條不合、然詳閱來文先云、招彼酋長百般開導使毋蹈前轍、復云雖率兵前往、惟備土番抗抵不得已始示懲戒是、貴中將之意、但在懲辦首凶以杜後患、并非必欲用兵、所開兩案首凶、其備中州遭風難民前由生番送出、并未戕害一人、嘗經本部堂派員、送滬交領事官送還、自枋寮至瑯𤏸、一帶早經本部堂飭令臺灣道委員、建造監察選舉隘丁隘首、過有外外國遭風船隻、以便隨時救護、此後貴國商民來往該地當不至有刼殺之患、去歲備中州難民、併未被害卽其明證其琉球島卽我屬國中山國疆土該國世守外藩甚爲恭順、本部堂一視同仁已嚴檄該地方官、責成生番頭人趕緊勒限交出首凶、議抵處之、臺灣屬在中國應由中國自辦毋庸貴國代謀各國公使俱在京師必以本部堂爲理直總准前因、合卽照覆貴中將查照辨理須至照覆者

都督著灣後第三日卽五月二十五日の夜九時頃十八番社の大酋長周勝東故トーキトクの會弟ツールイ小麻里酋長イサ蚊蟀酋長カルリン副酋長アイー龍鑾酋長ヒンナウイ加釣來酋長ツールイの六酋長は社頭人ミヤに就て我都督

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

轅門へ牛鷄を捧けて歸順の誠意を表したれば都督は其の請を允許せられ谷赤松兩參軍佐久間參謀と共に社寮に至り六酋長と面會交話せられたりき其時甲比丹カッセル氏は先づ譯官ジョンソン氏をして此位將軍西鄕公は日本總軍の都督にして今你諸酋長の信誠にして疑懸せざるの實意を嘉納せられ本日面謁を許されたれば你等も其旨を宜しく領知すべしと演示せしめられければイサ諸酋長に代りてイサ等も亦都督公の英威を欽慕して黄牛一頭小鷄十隻を捧け來りて謁を轅門に請ひしに辱なくも都督公には斯の如き優禮以てイサ等を待遇せらるゝは其喜實に望外に出たりと答へたり甲比丹又曰く都督公にはイサと說話せらるべき若干の要件あり是は重要の件なれば謹み畏て其主旨を誤解することなかれ抑汝の配下にある總ての人民は親睦を旨とすれども今に茲に征討して一人の命たも寛宥すべからさる兩種の人民あり此の兩種の人民は悉く不日の中に日本刀下の鬼となること毫も疑なし你此等の人民は如何なる者なるやこれを知れるや是即你の配下に屬するところの牡丹社と其應援なしたる高士猾社なり而して此惡民の必ず日本刀下に生命を失ふことの違ひなきは恰も日輪の東方より西方に出没するか如し然るに此頃の風說によれば周勝東小麻里其の他我と親睦の約を結へる南部蕃社中に惡民ありて山路潜行し牡丹高士猾に合體保助をなす徒ありと故に都督公は其の惡民を遠からず嚴罰に處せらるべきに決心せられけり因て實に斯くの如き所業をなすものあらば大刑の果して南部良民に波及するや余か言を俟たずして明瞭なり又茲に都督公の思慮せらるゝ一事あり夫は日本軍の牡丹生蕃を掃蕩するときには其殘賊の或は遁れて南部へ潜入することあるも計られず其時こそイサ及諸酋長務めて各自の勢威を張り遁賊を庇護することなく捕獲の方法を設け其の手脚を縛して我陣營に送致すべしイサ曰くイサも亦斯くこそ思ひ侍りぬ牡丹高士猾の惡民遁來することあらば必ず之を捕獲して貴營に送りイサの誠意を表すべし又イサ配下中に加知來と稱する蕃社あり正に牡丹社の要路に當れば其人民は牡丹人民のために禍害の連累せむことを大に畏れり其人民の純良なるはイサの誓て保證する所なれ其村民のために保護の良法を設けらるゝよふ致したし、甲比丹曰く我日本軍は既に加知來人民の牡丹社に助力なさむことを掛念して先きに攻擊の日其蕃社を痛く戒め置きけりされと你等の其純良なるを保證すれば都督公は你の言を容ぬ加知來其他邪心なき蕃社毎に保護票章として日本の號旗を賜り置かるべければ兵士の社邊を通過するときには其號旗を高く揭けて我と親睦なることを表示して蕃社の平寧を保つべしと此話を聽や否諸酋長は喜色面に溢れ卽時に其の保護票を下賜ありたき旨を演述なしけれども未だ其號旗の備なきを以て先づ假に護身符を製して各社の人口に應じて之を配與せられたりきイサ又曰くイサの誓て邪心なきを保證するところの蕃社十六個あり其蕃社へも號旗を付與ありたしと希ひしかば甲比丹は都督公の你の請を許可し玉ふ可きは必定なれども其十六社の酋長も今夕你等の來降する如く都督公に謁を執り鄭重の敬禮を行ひて邪心なきを明證するに非ざれは我より都督公に稟請なし難しと答へればイサ曰く此十六蕃社の人民は今日まで日本人と接交することを甚だ恐怖せり然れども今夜イサ自ら歸社して都督公優待の景況を以て說諭せば其酋長等は一點の疑念

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

なく安然として都督轅門に投降して其誠意を表すべし此に於て西郷都督は甲比丹カッセル氏をしてイサを詰問せしめて曰く過日日本兵船の南部海岸を測量せしとき其の地方人民と親睦の約を結ばむとて陸地近く駛航せしとき豈計らむや傀仔角人民は我端船に向ひ發砲して其上陸を拒めり此一事は實に日蕃の交際を破却するのみならず全く我兵船に對し兇暴の所業と謂ふべし故に自今都督は斯くの如き無禮なる人民と親睦することを斷然絶意せり向後再び我國旗に對し發砲を試みるか又は轅門に來りて其罪を謝せずむは直ちに兵辨を派遣して全社の人民を鏖殺すべしと其言未だ畢らさるにイサは此座中に傀仔角の酋長ありと自己の次席に座するものを指さしたれは其酋長は平身低頭して陳すらく過日發砲せるは全く過誤に出て其實は野島を遊獵せる兒童のなせし所なれば偏に其罪を謝免相成たしと其言語頗る恭順に似たれば甲比丹此に於て殊更に推究せずして更に都督の寛慮を傳へて曰く都督は其發砲の過誤より出たることは今你の謝辭によりて之を赦免して其罪を問ふことなかるべし然らば都督の交誼を結ばれ其人民の保護を加へらるゝ等の報謝として你等は務めて日本兵士のために利便を計畫せざるべからず其利便とは目今瑯璠灣に碇泊せる我軍艦の飲水需要のため水夫の上陸を要するとき風浪の爲めに其用を果さゞる事まゝあり故に我等は島の東部に於て恰好の良灣を選定するを急務とせり今其地形を按ずるに上陸するに適當の地とは周勝東河口の土地なり因て都督は其の所有主の請求に應じて地價を付與すべければ其河口の一小地を割きて日本軍兵上陸の便に供すべしと宜り示されしかばイサ又曰く日本人の既に我等と親睦の約束を結へる上は此島の南部一帶地何方にても自由に上陸することを得べし然れども其土地は周勝東社に屬して我配下ならざれば其所有主と更に講話ありたし又向後薪水需用のために上陸する日本人に對し發砲する如き暴徒あらば其時にはイサは擔負日本兵士を嚮導し以て其の惡徒征伐に十分盡力致すべしと答へたりき本日都督より初對面の引出物として周勝東小麻里兩酋長に大太刀一口つゝに緋央呂服を賜り其他の蕃人へも夫々恩賞ありたり右畢りて甲比丹は諸酋長に告げ曰く你等の歸途遙遠なり明朝まで此地に逗留することを得ば日本營中に你等を導き心目を娛樂せしむべき奇品を縱覽せしむべしイサ之に應じて都督公並に貴官の厚意誠に以て辱く存ずれども奈何せむ我配下の人民頻にイサの歸社を待ち且イサに於ても今夜此幸福なる交信の情況を速かに配下の人民に報道せむがために歸途に就くべきことを急げりとて都督並に一座の人々に拜別して同行の諸酋長と共に松明に暗路を照し社寮を東南に出てて退散せり時に軍艦戌夜の鐘聲海上遙かに一點鐘を報せり

■次回はいよく牡丹社總攻擊なり

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

統計

臺灣人口統計論（五）

臺灣總督府統計官　堤　一馬

第三章　人口動態統計

第一節　總論

（一）動態調査の來歷　本島に於ける人口動態調査の必要及其の目的に付ては緒論に於て一言したるが、今動態統計の本論に入らんとするに際し、同調査の全般に亘り簡單に其の梗概を略述することとし先づ其の來歷を一言せんに、抑々明治三十八年十月一日の第一次臨時臺灣戶口調査施行以前に於ける動態統計の調査は殆ど形式的にして、其の結果の不正確なりしは今更贅言の要なし、故に第一次臨時戶口調査の實施と同時に小票式に依る動態調査を施行するの議確定し、明治三十八年九月に至り府令第七十號人口異動に關する届出規則、訓令第二百二號人口動態報告規程、戶口第二十九號民政長官通達人口動態小票取扱順序、府令第七十一號人口動態小票郵送方、訓令第二百六號郵便に依る人口動態用小票取扱手續、民警第一八〇三號民政長官通達人口異動に關する届出事項取扱心得等の諸法規制定せられ、玆に初て第一義統計として人口動態調査を爲すことゝ爲り同年十月一日より施行せられたり。

然るに同年府令第九十三號を以て戶口規則を發布し翌三十九年一月十五日より之を施行すると同時に人口異動に關する屆出規則を廢止せられたれば、爾後人口動態調査は戶口行政の副產物たる形式と爲り、卽ち戶口規則の命ずる所に從て各人より警察官署に差出されたる屆書に依りて動態小票を作製報告する所謂第二義統計として動態調査を爲すこと、爲り以て今日に及べり。

爲參考人口動態報告規程の發布後に於ける改正の要旨を摘記すれば左の如し。

(イ) 明治三十九年一月訓令第一號を以て第一條、第二條第一項中、第三條中、第四條中、第五條中、第六條中及樣式中改正。

(ロ) 同年四月訓令第七十九號を以て轉住票樣式改正。

(ハ) 明治四十年十月訓令第百八十三號を以て結婚票樣式記入心得中「屆書受理」を「結婚」と改む。

(ニ) 明治四十一年五月訓令第八十二號を以て離婚票樣式中「屆出ノ日」を「離婚ノ日」と改む。

(ホ) 明治四十二年八月訓令第百十六號を以て各票記入心得中改正。

(ヘ) 大正二年一月府令第三號を以て明治三十八年九月府令第七十一號人口動態用小票郵送方の件を廢止。

(ト) 同年一月訓令第四號を以て明治三十八年九月訓令第二百六號郵便に依る人口動態用小票取扱手續を廢止。

(チ) 大正九年九月訓令第百九十一號を以て地方制度改正に伴ふ改正あり。

(リ) 大正十年十二月訓令第二百十號を以て記入心得及樣式中の「及大字」を削除。

(二)動態調査の調査事項　人口動態報告は警察署、警察分署、郡警務課、同分室及支廳に於て管掌し、動態小票を以て各月分を翌月十五日迄に報告すべき規定なり。而して其の報告を要する動態事項は生產(棄兒及就籍を含む)死產、死亡(失踪及除籍を含む)婚姻、離婚及轉住(轉入及轉出)の各種なり。而して轉住は轉居、寄留又は寄留退去等の如く轉住其物を目的とする場合の轉住と、婚姻、離婚、養子緣組、養子離緣、戶主相續又は私生子認知等の如き主たる事實に伴ふ結果として生じたる轉住とを區別せざるが故に、所謂移住又は移民等の意味とは同一ならず、是れ臺灣人口統計に於ける轉住調査は人口算定の用に供するを一の目的と爲すものなればなり。

(三)人口の算定　動態調査は動態統計其物の研究以外、靜態人口の算定を其の任務とす、卽ち靜態人口調査

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の理想的方法たるセンサスは其の施行容易ならざるを以て、之を施行せざる年の靜態人口を、動態調査の結果より推計する制に依れり之を人口の算定と稱す、前年の人口に生產及轉入を加算し死亡及轉出を控除すること是なり。但し轉入を加算し轉出を控除するは地域的算定の觀念を前提とするものにして、絕對的增減の原因は勿論生產及死亡なりとす。尙センサスの結果たる現在人口に加味するに、現住人口の動態事實を以てするの可否に付ては前章第一節第一欵の(七)に述べたり。

(四)動態調査の刊行物　上記の如く人口動態統計は明治三十八年十月一日に於ける第一次臨時臺灣戶口調査の施行と同時に之を施行し、其の調査に依りて動態統計のみならず靜態人口をも算定する制度を襲用し各年其の結果を公表せり。其の刊行物左の如し。

明治三十八年分は(イ)自十月一日至十二月末人口動態統計原表之部(實數表)、(ロ)算定年末現住人口統計の二種。

明治三十九年乃至大正八年の十四年間は每年(イ)人口動態統計原表之部(實數表)、(ロ)人口動態統計記述報文(說明及比例表)、(ハ)算定年末現住人口統計の三種。

大正九年分は、(イ)人口動態統計(說明、實數表及比例表)、(ロ)算定年末現住人口統計の二種にして、大正十一年以後も之と同一なるべし。

大正九年分より從來の十四年間の方針を變更し、三種の刊行物を二種に改めたるは記述報文を縮約したる結果なり。即ち明治三十九年以來實數表なる原表以外、別に許多の比例表を調製し、之に詳細なる說明を附したる記述報文を特別刊行物として刊行し來りしも、人口總數僅に三百餘萬に過ぎざる一島地に現はるゝ動態事實は各年大同小異にして、隨て之に對する各方面の統計的觀察も各年殆ど其の歸趨を一にするものと謂て可なり。故に明治三十九年乃至大正四年の十年間に於て、總ての動態事實に對して詳細なる說明を反覆し來れる方法を不必要なりとし大正五年よりは特に重要なりと認むる特定範圍の事項に付てのみ詳細なる說明を下し、一般的事實に對しては其の總數に付て簡單なる解說を加ふることとし、五年は婚姻、六年は死因、七年は離婚、八年は生產を以て右特定範圍の事項と定め、從前通り原表以外に記述報文の一編を刊行し、九年以後も此の方法を踏襲する方針なりしも、主として經費上の都合より更に縮約を必要とするに至り、已むなく九年以後は總ての動態事實に對して簡單なる槪說を附し、比例表と共に之を原表と合綴することゝ爲り、記述文の特別刊行を廢するに至れる次第なり。

尙算定現住人口統計も、地域の區分は之を市街庄區の大字別迄に細別表章し來りしも、之亦經費の都合上、大字別を廢することゝ爲りたれば大正十年分よりは市街庄區を最低單位として表章することゝ爲り、其の大字別人口を知ることを得ざるに至れり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

要するに本島に於ける人口動態調査事務は近年縮小の一方なりとす。

以上の外下の刊行物あり(イ)明治三十九年乃至明治四十三年の五年間の事實及其の五年平均を表示したる人口動態統計五年報（實數表及比例表）、(ロ)明治三十九年乃至明治四十三年の五年間の事實及其の五年平均、明治四十四年乃至大正四年の五年間の事實及其の五年平均並明治三十九年乃至大正四年の十年平均を表示したる人口動態統計十年報（實數表及比例表）

(五)最近の動態調査　總督府調査課に於ける動態調査は目下大正十年分の集計中にして、既に同年末現住人口の算定を了し正に動態統計の編成中なるを以て、本章の動態事實は大正九年分迄を援用したるが、十年分の動態統計も一、二箇月内には確定すべきが故に確定次第同年分をも援用せんとす。

第二節　婚姻

第一款　婚姻實數及婚姻率

第一項　總數

(一)大正九年の婚姻　本島最近の調査たる大正九年の婚姻は四萬九百十五組にして人口千に付一一・一組なり。然るに婚姻を爲すは現に配偶を有せざる者にして且適婚年齢に在る者に限るが故に、人口總數に對する割合は婚姻可信數として適切なるものに非ず、宜しく一歩を進めて適婚年齢に在る無配偶者に比例せしむる必要あり、然れども第一章第二節に於て述べたるが如く、年齢別人口、配偶關係別人口或は職業別人口等の如きは、センサスなる大規模の特別調査に依て初めて知ることを得べく、毎年の算定人口には其の調査なきが故に、センサスを施行せざる年には、其の事實を數年前の人口に比例せしめざるべからざるも亦已を得ざる所なり。而して何歳を以て適婚年齢と認むべきやは困難なる問題なるも、本島人口の大宗たる本島人は一般に早婚の民にして、且年齢級區分上の關係もあるに依り、假に十一歳以上を本島全住民の適婚年齢と看做し、大正四年十月一日に於ける第二次臨時臺灣戶口調査の結果に依りて十一歳以上の無配偶者（未婚者、死別者及離婚者の總數）たる男六十五萬五千八百六十七人、女五十三萬九千三百九十九人、計百十九萬五千二百十六人に之を比例せしむれば、千に付男は六二・四人、女は七五・九人、平均六八・五人なり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大正九年十月一日に於ける第一回國勢調査の結果は、十一歳以上の者の總數も、又無配偶者の總數も既に判明せること、第二章に述べたるが如しと雖、而も十一歳以上にして且無配偶たる者の數即ち年齢と配偶關係とを連結したる人口數は尚未詳なるが爲大正四年の人口により算出したり。

（二）累年比較　明治三十八年の動態調査は十月一日より十二月三十一日に至る三箇月分のみなるを以て以下總て明治三十九年以後を比較せんとす。今明治三十九年以降大正九年に至る各年の婚姻を比較すれば、其の實數は大正九年の四萬九百十五組を以て前後十五年間の最多とす。然れども是れ主として人口增加の結果に起因するが故に人口總數に對する婚姻率に至りては同年よりも高率なる年少からず、即ち先づ大正七年の四萬九百二組は同年に比して少きこと僅に十三組のみなるが故に、人口千に對しては一一・四組を示し明治四十二年及同四十三年と同率を以て各年中の最高に居り、同四十四年及大正元年（大正元年とは明治四十五年及大正元年を謂ふ以下皆同じ）の各一一・三組、明治四十一年の一一・二組及大正四年の一一・一組等も亦九年と同率以上なり。而して婚姻率の最低は大正三年の九・八組にして各年中獨り千に對する一〇組未滿を示し、其他明治三十九年の一〇・二組大正二年及同八年の各一〇・六組亦甚低率なりとす。

抑ゝ婚姻は社會上、政治上及經濟上其他の諸原因に依りて鋭敏なる反映を受くるものなり、而して一般的に之を言へば國家安泰なるときは婚姻增加し隨て出生增加し人口增加するを原則とするも、又一面に於ては社會の進步に伴ひ經濟事情複雜と爲り隨て婚姻減少するを自然の勢とす。然れども本島に於ける明治三十九年以降の婚姻數は一高一低必しも一定せず、此の數を以てしては何等特別の現象を發見することを得ず、左に表示するもの是なり。

□婚姻累年比較

年	實數	人口千に付	十一歳以上の無配偶者千に付 男	女	平均
明治三十九年	三一、六八九組	一〇・二組	五三・五人	六九・四人	六〇・四人
明治四十年	[illegible]、五九七	一〇・八	五七・四	七四・六	六四・九

明治四十一年	三九、〇六一	一一・三	五九・九	七七・八	六七・七
同　四十二年	三五、九六五	一一・四	六一・四	七九・八	六九・四
同　四十三年	三六、七八六	一一・四	六二・八	八一・六	七一・〇
同　四十四年	三六、九八五	一一・三	六三・二	八二・一	七一・四
大正　元　年	三七、九一九	一一・三	六四・八	八四・二	七三・二
同　二　年	三六、一六七	一〇・六	六一・八	八〇・三	六九・八
同　三　年	三三、九七七	九・八	五八・〇	七五・四	六五・六
大正四年	三八、六八六	一一・一	六五・九	八六・六	七四・五
右十年平均	三六、六三三	一〇・九	六〇・九	七九・一	六八・八
大正　五　年	三七、六〇四	一〇・七	五七・三	六九・七	六二・九
同　六　年	三八、〇九五	一〇・七	五八・一	七〇・六	六三・七
同　七　年	四〇、九〇二	一一・四	六二・四	七五・八	六八・四
同　八　年	三八、三四一	一〇・六	五八・五	七一・二	六四・二
同　九　年	四〇、九一五	一一・二	六二・四	七五・九	六八・五

「十一歳以上の無配偶者千に付」の割合は大正四年以前の分は明治三十八年十月一日第一次臨時臺灣戸口調査の數に依り、大正五年以後の分は大正四年十月一日第二次臨時臺灣戸口調査の數に依りて算出す。

（三）內地及其の他との比較　內地に於ける明治三十九年乃至大正八年の婚姻は三十五萬餘組より五十萬餘組に至る間にして、著しく本島よりも多數なるは當然なりと雖人口千に對する婚姻率は本島に比して甚低し卽ち本島にては大正三年の九・八組を最低とし、其の他の各年は一〇組以上にして最高は明治四十二年、同四十三年及大正七年の一一・四組に及べるに、內地の最高は明治四十一年の九・四組にして著しく他の各年よりも高率なるに拘らず、本島の最低なる九・八組にも及ばず、況や其他の各年をや。加之朝鮮、關東州は勿論歐州各國の事實を見るも、殆ど千に對する一〇人に達するものなし、本島に於ける婚姻の如何に世界的に高率なるかを知るべし、今國勢院編纂の「大正八年日本帝國人口動態統計記述編」に依り內地其他の事實を左に表示す。

口內地其他各地の婚姻の一　（實數）

地名	明治三十九年	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
內地	三五二、八九七	四三二、九四九	四六一、二五四	四三七、八八二	四四一、二二二	四三三、一一七	四三〇、四二三	四五一、二八七	四九二、九三二	四四五、二一〇	四二五、六八〇	四四七、九七〇	五〇〇、五八〇	四八〇、一三六
朝鮮	？	？	？	？	五一、八四二	三六、三九二	一二三、七九八	一三二、七四一	一一六、八六四	一〇六、七二一	一二八、七九四	一三八、一二九	一四六、一一〇	一四五、七六一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

關東州	英吉利	佛蘭西	伊太利	獨逸	墺地利	洪牙利	瑞西	白耳義	和蘭	丁抹	瑞典	諾威	西班牙	葡萄牙
？	三二九、八四三	三〇六、四八七	二六〇、八〇〇	四九八、九九〇	二一七、二一七	一七六、八二六	二七、二九八	五八、三八八	四三、二二三	一九、三六八	三二、九八五	一五、五九〇	一五八、四八四	三五、四八五
二、三五五	三三一、三三八	三一四、〇六二	二六〇、一〇四	五〇三、九六四	二〇九、五一四	二〇一、四三二	二七、六六〇	五八、六六〇	四三、五七九	二〇、二〇四	三三、二五一	一五、九五三	一五六、五三二	三五、三五七
三、七〇七	三一九、二六〇	三一五、六四一	二八三、一六〇	五〇〇、六二〇	二一五、六七〇	一八八、六四八	二七、六三四	五七、五六四	四一、九九二	二〇、〇〇二	三三、〇八四	一四、一五三	一四一、五八一	三五、七六一
三、三二一	三一五、三〇五	三〇七、六八七	二六六、三五四	四九四、一二七	二一五、〇八三	一七六、八八九	二七、四七〇	五七、一二六	四一、六八七	一九、六四四	三二、九四六	一四、〇八〇	一二九、四二四	三五、八〇七
三、九四六	三二〇、七三五	三〇七、七一〇	二六九、〇二四	四九六、三九六	二一四、九〇〇	一七九、五三七	二七、三四六	五八、七七六	四二、七四〇	一九、九八九	三五、一六二	一四、五六六	一五九、四七七	三八、九三一
四、二二三	三三〇、二六〇	三〇八、〇一八	二六〇、一九六	五一二、八一九	二一七、三七四	一九三、四八二	二七、八〇九	五九、三六〇	四五、二四八	一九、八七九	三三、六二四	一四、八二六	一四二、六六五	四一、二三九
四、〇五五	三三九、六二三	三一一、九二九	二六四、六九七	五二三、四九一	二二〇、一八七	一八二、三三七	二七、八三四	六一、三七八	四六、一六三	二〇、五三七	三三、一四九	一四、七九七	一四五、八三〇	四四、一二六
四、七六七	三四二、二五五	二九八、七六〇	二六四、二五九	五一三、二八三	一九七、八四六	一九九、〇五〇	二六、八四一	六一、〇九六	四八、六八七	二〇、四六三	三三、三二九	一五、二六二	一三七、六〇四	三九、九九〇
四、四〇二	三五五、一二四	一六九、〇一一	二八二、一八七	四六〇、六〇八	二二二、五七七	一五五、七九七	二三、二四九	？	四二、五五九	一九、七五七	三三、九二二	一五、七七三	一五五、七一六	四一、七二四
五、〇五八	四三一、五一一	七五、五二七	一八五、六七五	二七八、二〇八	？	六八、〇七六	一九、五二七	？	四三、六五一	一九、九八七	三五、一八二	一五、九〇〇	一二七、八六〇	三八、〇六九
五、二九七	三五五、九七〇	一〇八、五三六	一〇五、八八二	？	？	六二、八六六	二三、二五一	二八、四一〇	四六、九九〇	二一、〇七一	三五、一五六	一七、三三三	一三六、六八八	三六、六五七
五、二四六	三一〇、四一〇	一五八、五〇八	九六、六四九	？	？	七五、七四五	二三、二九四	五〇、四六八	四九、三四四	二〇、八二〇	三五、五八九	一八、〇八六	一四二、〇六五	三四、二一〇
五、三五〇	三四四、五五五	一七七、八二三	一〇七、三二六	三五二、四五一	四〇、七五八	？	二六、一一七	四〇、〇五九	四九、五二七	二三、九八九	三八、六二六	一九、七四五	一四一、二九四	？
五、九四八	四四〇、七四一	四四七、二〇七	二一四、一一五	？	？	？	三〇、七五一	九七、〇八四	五八、二六〇	二五、〇七五	四〇、五二七	一七、八八〇	一六六、七一六	？

□內地其他各地の婚姻の二（人口千に付）

地名	內地	朝鮮	關東州	英吉利	佛蘭西
明治三十九年	七・三	？	？	七・五	七・八
明治四十年	八・八	？	五・四	七・六	八・〇
明治四十一年	九・四	？	八・一	七・三	八・〇
明治四十二年	八・八	？	八・五	七・一	七・八
明治四十三年	八・七	三・九	七・六	七・二	七・八
明治四十四年	八・四	二・六	七・七	七・三	七・八
大正元年	八・三	八・三	七・一	七・四	七・九
大正二年	八・二	八・六	七・九	七・四	七・五
大正三年	八・四	七・五	七・一	七・六	四・二
大正四年	八・二	六・四	七・七	九・四	一・九
大正五年	七・九	七・七	七・八	七・一	二・七
大正六年	八・〇	八・二	七・四	六・五	四・〇
大正七年	九・〇	八・六	七・三	七・一	四・四
大正八年	八・六	八・四	七・四	九・五	一四・一

伊太利	獨逸	墺地利	洪牙利	瑞西	白耳義	丁抹	和蘭	瑞典	諾威	西班牙	葡萄牙
七・八	八・二	七・九	八・七	七・七	八・一	七・一	七・五	六・一	六・九	七・三	六・二
七・八	八・一	七・六	八・九	七・七	八・〇	七・六	七・六	六・二	六・〇	七・一	六・三
八・四	八・〇	七・六	九・二	七・六	七・八	七・五	七・三	六・一	六・一	七・三	六・二
七・八	七・八	七・六	八・七	七・四	七・七	七・四	七・一	六・〇	六・〇	六・七	六・三
七・八	七・七	七・六	八・六	七・三	七・九	七・三	七・三	六・〇	六・三	七・一	六・二
七・五	七・八	七・五	九・二	七・四	七・九	七・二	七・二	五・九	六・三	七・三	六・七
七・六	七・九	七・三	八・六	七・三	八・一	七・三	七・七	五・九	六・二	七・三	七・三
七・五	七・七	六・七	九・一	六・九	八・〇	七・二	七・八	五・九	六・四	六・九	六・六
七・〇	六・八	四・二	七・一	五・七	?	六・九	六・八	五・八	六・五	六・六	六・八
五・一	四・〇	?	三・一	五・〇	?	六・五	六・七	五・八	六・六	六・四	六・二
二・九	?	?	二・九	五・七	三・六	七・二	七・三	六・一	七・一	六・八	五・九
二・九	?	?	三・四	五・七	三・八	七・〇	七・四	六・一	七・四	七・〇	五・五
二・九	[illegible]	六・七	?	六・七	五・〇	七・七	七・五	六・六	八・〇	六・九	?
八・七	?	?	?	八・〇	一三・七	八・三	八・六	六・五	六・六	八・〇	?

(四)婚姻と出生　抑、婚姻は出生の原因なるを以て、婚姻多ければ出生随て多きは自然の理にして、本島の事實は正に之に吻合し婚姻の多數なるに伴て出生亦甚多數なり。然らば婚姻數と出生數との關係は如何にして之を測度すべきやと云ふに、今日實際上に行はるゝ方法は有配者數に其の年の公生出生を比例せしむるに在り、然れども婚姻其物の成績を觀察するに付ては更に一歩を進め、婚姻者の方面より直接に其の生殖力を調査する方法を執らざるべからず、而も其の方法は極めて困難にして事實不能と言ふも不可なし、即ち各組の婚姻に就て間斷なく其の出生を計査せざるべからざるに、之を爲すには通常各組に二十年の歳月を要し其の實行難きを以て、之に代るべき簡易の方法と稱せらるゝは一年の婚姻を以て同年の公生出生を除するに在り。然れども一年の出生は同年に於ける婚姻者の出生とは固より一致するものに非ず、故に此の點に關し或學者は、母たる者の婚姻せし時の平均年齡と、子を出みし時の平均年齡とは六年の差ありと說明せり、此の說に依るときは或年の公生出生を六年前の婚姻前にて除するときは一婚姻に對する出生の成績を知ることをきべ得も、實際上這般の調査あるを聞かず。

第二項　種族別

(一)各種族の婚姻　大正九年の婚姻總數四萬九百十五組を、男の種族に依りて分てば内地人七百十八組、本島人四萬百二十六組及外國人七十一組なり。然るに男女の種族は異なるものあるが爲、女の種族に依りて之を分つときは内地人七百十七組、本島人四萬百五十二組及外國四十六組と爲りて、本島人に二十六組を増し内地人に一組及外國人に二十五組を減ず。是れ即ち異種族婚姻の結果にして内地人と本島人との間に在りては男の内地人たる婚姻一組あるも男の本島人たる婚姻なく、又外國人と本島人との間に在りては男の外國人たる婚姻六十二組あるに男の本島人たる婚姻は三十七組に過ぎざるを以て、結局本島人女の婚姻は本島人男の婚姻よりも二十六組多きに至れるものに外ならず。

以上の如く本島人の婚姻は男より之を見れば四萬百二十六組にして女より見たる數よりも少しと雖、要するに本島に於ける婚姻の大部分を占め總數の九割八分を示すに、内地人は七百十八組即ち一分八厘、外國人は七十一組即ち二厘に過ぎざるなり加之人口千に對する婚姻の割合に至りても本島人は一一・五組にして獨り平均一一・一組以上を示し、内地人の四・三組及外國人の二・九組は著しく低率なりとす。

(二)内地人累年の婚姻　本島に於ける婚姻は本島人に屬するもの其の大部分を占むること明治三十九年以來異なる所なし。而して在臺内地人の婚姻は明治三十九年は二百四組にして、爾後増加を告げざるに非ざるも、其の増加は誠に遲々たり且區々たるものにして深く論ずるに足らざるを以て、之が説明を略し左に各年の事實を表示せん。

□内地人累年の婚姻

年	實數	婚姻總數百中	人口千に付
明治三十九年	二〇四	〇・七	二・九
同　四十年	二三六	〇・七	三・〇
同　四十一年	三二四	〇・九	三・九
明治四十二年	三七九	一・二	四・二
同　四十三年	三四四	〇・九	三・五
同　四十四年	四三九	一・二	四・〇
大正元年	四三〇	一・三	三・五
同　二年	四九八	一・二	三・四
同　三年	四八二	一・二	三・二

大正四年	五一五	一・三	三・八
右十年平均	四六	一・二	三・五
大正五年	六五五	一・七	四・五
大正六年	七五四	二〇	九・二
同七年	七〇〇	一・七	四・七
同八年	六七四	一・八	四・四
大正九年	七一八	一八	四・三

第三項　州廳別

大正九年の全島婚姻總數四萬九百十五組を、婚戶の所在地に依りて各州廳に分てば、實數は州に在りては臺南州、臺中州、臺北州、高雄州及新竹州の順位を以て一萬千四百三十六組と五千九百七十四組との間を示し、臺東廳の七百八十九組及花蓮港廳の七百九組は甚少數なり。然るに人口千に對する割合を求むれば、臺東廳の二〇・三組は他と比較すべからざる高率を示し花蓮港廳の一四・二組亦顯著なり是れ蓋し生蕃人の影響にして彼等蕃人は元來濫離の習俗を有し、忽ち合しては忽ち離れ、其婚姻制なる贅壻法に依りて夫は妻家に入ると雖、須臾にして去て他に配を求め、女も亦轉々夫を易ふるが如き狀態なるを以て、婚姻の高率をも來すものとす。而して各州の婚姻率は臺南州、高雄州、臺中州、新竹州、臺北州の順位を以て一一・九組乃至一〇・〇組を示し、前三州は全島平均以上に、後二州は其の以下に在るが故に、南部地方には特に婚姻多しとす。詳細左表の如し。

□各州廳の婚姻　（大正九年）

種別	全島	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳
實數	四〇、九一五	七、一三一	五、九七四	八、七六九	一一、四三六	六、一〇七	七八九	七〇九
人口千に付	一一・二	一〇・〇	一〇・六	一一・三	一一・九	一一・四	二〇・三	一四・二

參考の爲に內地道府縣に於ける大正八年の婚姻中特に高率なる地方と特に低率なる地方とを表示せん、但し道府縣の平均は人口千に付八・五八組なり。

	道府縣	實數	人口千に付	道府縣	實數	人口千に付
高率なるもの	岩手縣	八、七二八	一〇・二九	新潟縣	一七、九九一	九・六四
低率なるもの	神奈川縣	一〇、二八〇	八・一二	宮崎縣	九、〇九二	七・八一

宮城縣	九、九〇九	一〇・一五
廣島縣	一六、二八九	一〇・〇〇
秋田縣	九、九〇六	九・九三
佐賀縣	六、三八一	九・七八
青森縣	七、六五六	九・六六
島根縣	六、七七〇	九・五八
山形縣	九、二二五	九・四六
福島縣	一二、七二二	九・三八
兵庫縣	一七、九二三	八・二一
德島縣	五、八五一	七・九八
愛知縣	一六、二四〇	七・八二
三重縣	八、五〇六	七・八一
東京府	二六、九五一	七・七九
京都府	九、九三四	七・四五
大阪府	一八、九〇一	七・一四
沖繩縣	三、六三九	六・二六

第四項　都・鄙別

(一)都會と村落との婚姻　次に都會と村落との婚姻率の高低如何に付て述ぶる所あらんとす。而して本島にては都會の發達尚幼稚にして、村落との懸隔著しからざるも、假に臺北、臺中及臺南の三市を都會とし、其の他は市街を形成する地區と雖總て之を村落に總括す。今全島婚姻總數四萬九百十五組を分てば、都會に屬するもの二千九十九組、村落に屬するもの三萬八千八百十六組なり。而して人口千に對する婚姻率は都會は七・七組にして村落の一一・四組に比して甚低率なり、都會に於ける婚姻難の實情以て想見すべく、社會の進運と共に都會の發達著しきに伴て漸次其の困難を加ふるや必せり。

(二)三市別　都會の婚姻を三市の各個に區分すれば、婚姻實數は臺北、臺南及臺中の順位を以て千二百二十組乃至二百九十六組を示すに、婚姻率は臺中、臺南及臺北の順位を以て九・二組乃至七・四組を示す。

尚參考の為大正八年內地に於ける人口五萬以上の市區の婚姻中特に高率なるもの及特に特率なるものを紹介すべし。但し同市區の平均率は人口千に付七・〇〇組なり。

高率なるもの

市區	實數	人口千に付
廣島市	一、四五八	九・五〇
福岡市	七八三	九・四七
新潟市	九四三	九・三一
福井市	五三七	九・二一
函館區	一、二〇四	八・九一
富山市	六四六	八・八六
和歌山市	七〇二	八・五五
名古屋市	三、四〇七	八・三一
靜岡市	五九三	八・一九
小樽區	七八四	八・〇七

低率なるもの

市區	實數	人口千に付
濱松市	三六三	六・〇五
大阪市	九、三一九	六・〇〇
澁谷町	四七四	五・九〇
吳市	八七六	五・九〇
豐橋市	三七一	五・七七
松本市	二七八	五・六三
水戸市	二四〇	四・九六
津市	二五七	四・九八
佐世保市	五七五	四・八四
那覇區	二一四	三・六六

第二款　婚姻の種類

本島に於て行はるゝ婚姻の種類は普通婚姻、壻養子緣組の婚姻、入夫婚姻及招夫婚姻（招婿婚姻を含む）の四種なり。普通婚姻は女が男家に入る婚姻にして最普通なる事象に屬し、他の三種の婚姻は男が女家に入る變例的婚姻なり。而して普通婚姻は內地人、本島人及外國人に共通するも、壻養子と入夫とは內地人の專有、招夫は本島人中の漢人及外國人中の支那人の專有なるを原則とす。然るに臺東及花蓮港二廳に於ける平地蕃の婚姻法は所謂贅壻法にして夫が妻家に入るものなるも、壻養子婚姻、入夫婚姻又は招夫婚姻とは本來の性質を異にするが如し、然れども實際の取扱は區々不定ながら此の三種の一として處理せらる。

大正九年の婚姻總數四萬九百十五組中、普通婚姻は三萬三千八百四十三組卽ち八割二分七厘を占め、他の三種は之を合算するも七千七十二組卽ち一割七分三厘に過ぎず、而して後の三種中に於ては招夫最多く六千五百八十五組卽ち總數の一割六分一厘にして、壻養子は九厘、入夫は三厘を算するのみ。

以上各種類別の大勢は（イ）之を既往に比較すれば大差は勿論之なきも、壻養子及入夫の二種漸減して普通及招夫の二種漸增する形跡あり。然れども是れ實際の增減に非ずして既往の壻養子及入夫の調査に他種類のものを混せるが爲なるべし。（ロ）種族別に之を觀れば內地人に在りては七百十八組中の六百九十七組卽ち九割七分餘は普通婚姻なるに、本島人の普通婚姻は四萬百二十六組中の三萬三千七十五組卽ち八割二分餘にして招夫に六千五百八十五組卽ち一割六分餘を示す。外國人の七十一組は總て普通婚姻なり。（ハ）州廳別に之を觀れば五州と二廳との間著しき差異あり、卽ち五州にては普通婚姻は總數の八、九割を占め殘餘は招夫にして壻養子及入夫は千分の一以內なり、然るに二廳にては壻養子及入夫にも比較的多數を示し又招夫も五州に於けるよりは多數なり。（ニ）內地に於ける婚姻は招夫以外の三種類なるを以て本島と比較するは妥當ならずと雖要するに內地にては普通婚姻約九割一分、壻養子約六分、入夫約三分なるを每年の概況とす。

第三款　季節と婚姻

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(一)季節的觀察法　獨り婚姻に限らず又獨り人口動態上の現象に限らず、宇宙間の總ての事實に對する季節的觀察を爲ずには或は各月別に之を研究するを得べく或は四季別に之を比較するを得べし。然れども四季の分界は本島に於ては明確を缺くのみならず、各月の數を詳にするときは之を以て四季別多寡を推知することを得るが故に、人口動態上の觀察は常に月別の數に依る制なり。然るに月には大小の差ありて日數相同じからざるが故に、月別事實の多寡は各月の實數にては判定するを得ず、是に於てか各月の一日平均數を算出する必要を生ず、然れども一日平均數を算出するのみにては未だ實數たる性質を脫せざるのみならず、各月の數は箇々獨立して一年の總數に對する割合を知ること能はず、故に各月の一日平均數を更に全年の一日平均數に比例せしめ、其の比例數の多寡を比較するに於て初て正確に各月の多寡を知ることを得べし、即ち「一年平均一日婚姻(離婚其他)百(千)に付各月平均一日婚姻(離婚其他)」と稱する比例法にして、依りて得たる割合數の一〇〇(一、〇〇〇)以上なるを一年平均以上の多數なる月とし、其の以下なるを一年平均以下の少數なる月とす。以下各月の多寡は總て此の法に依る。

(二)各月の婚姻　上記の比例法に依りて大正九年の婚姻四萬九百十五組を各月に區分比較すれば、本島の婚姻は月に依りて大差を存し、甚しく一月、二月、三月の交即ち陰曆新年の前後に密集せるを見る。即ち二月は五千五百二十四組、一月は四千六百二十二組、三月は四千四百七十二組にして、著しく他の各月を凌駕し更に一年平均一日婚姻百に付其の平均一日婚姻の割合に至りても二月の如きは一七〇・四組の高きに上り、一月の一三三・四組及三月の一二九・〇組亦頗高率なり。而して四月、五月及六月の三箇月は約一年平均と同率なるも漸次に減少して九月(二千二百六十二組)の六七・四組及十月(二千三百十三組)の六六・七組を特に低率とし、之より一轉增加を告げ以て最高二月に至れり。

尙一言を附加せんに婚姻の實數は九月の二千二百六十二組を最少とし十月の二千三百十三組は九月よりも五十一組多きに拘らず、全年平均一日婚姻百に付各月平均一日婚姻の割合の最少は反て十月の六六・七組にして、九月は六七・四組即ち十月よりも〇・七組多きを示す。是れ九月の日數は十月よりも一日少き結果にして、即ち各月の比較に右の特別比例法を必要とする所以なり。

（三）累年比較　三十九年以來の婚姻を通觀するに（イ）全年平均一日婚姻百に付各月平均一日婚姻の最高率は常に一月又は二月にして、就中明治三十九年、同四十一年、同四十二年、同四十四年、大正三年及同六年の各一月並明治四十三年の二月は同上の割合二〇〇組以上を示す。（ロ）其の最低率は大正八年迄は七月、八月又は九月なりしが故に大正九年に十月を最低とするは新記錄なり。而して大正三年の七月、明治四十一年及同四十三年の各八月並明治三十九年及同四十四年の九月は特に少數にして同上の割合は五〇組未滿即ち一年平均の半に達せず。詳細は左表に就て知るべし。

口各月の婚姻累年比較の一（實數）

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
明治三十九年	六、一〇三	二、七二二	二、六四三	二、五六三	二、五九一	二、一五八	一、六四〇	一、六六四	一、三五六	二、六二一	一、八四八	五、七三二
同　四十年	四、八五八	五、〇五四	二、七八四	二、九二六	五、〇八〇	二、二九四	一、七二一	一、六六八	一、八一九	二、三二五	二、五五八	二、八九〇
同　四十一年	六、二五八	四、五八八	二、八一八	二、七八六	五、〇七五	一、九八四	一、八九七	一、四一二	二、〇五三	一、八四七	二、八九九	五、五〇八
同　四十二年	七、五〇六	六、一二四	五、一四一	二、七〇四	二、九五五	二、七〇三	一、七五三	一、八九〇	一、七一九	二、四六八	二、四七四	五、五五〇
同　四十三年	五、三二五	五、八四〇	五、二七四	二、八四〇	二、八六五	二、五〇一	二、〇六〇	一、五五九	二、二五五	二、四七五	二、九七五	二、二二七
同　四十四年	七、四〇八	四、五五八	五、〇二五	二、七〇五	五、五二五	二、一六〇	一、九二五	一、七一八	一、五五五	二、六六六	二、六六二	五、五七一
大正　元年	五、六六九	五、五六二	三、四九四	五、一〇五	三、二四〇	二、二〇七	一、六九四	一、八七六	一、六六六	二、五五八	五、〇八五	三、七八五
同　二年	五、八七五	四、八五五	五、五五四	二、八五七	二、九六八	二、〇七九	一、五五五	一、五八八	二、五五八	二、〇六六	五、五〇八	三、五六八
同　三年	七、〇八五	四、一五九	五、〇七五	二、九〇八	五、一二九	二、〇九三	一、五二二	一、六〇七	一、六三二	二、〇五五	一、九九四	二、九八一
同　四年	五、九七五	四、七九九	五、二四五	五、二五四	五、四五六	五、〇二七	二、五四六	二、一六五	二、五一一	二、二五二	二、二一〇	五、二六四
右十年平均	六、二一九	四、五〇一	五、〇八五	二、八六二	五、〇六六	二、二九八	一、八〇五	一、七二〇	一、八五五	二、五一五	二、五六五	五、五七九
大正　五年	五、五七五	五、一七一	五、二二七	二、九五一	五、〇一五	二、四三三	二、〇〇五	一、六七五	二、五四五	二、五九四	五、五二四	五、五一六
同　六年	六、六八一	五、八五五	五、二九九	二、九一六	五、四五〇	二、七九五	一、九五四	一、九〇三	一、九五五	二、六五八	二、五四六	四、一〇八

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大正七年	五、三〇六	六、〇九六	三、七六〇	三、五二九	三、四九七	二、六六八	二、〇一一	一、八六五	二、二六八	二、八九七	二、九二一	四、〇五四
同八年	五、九五四	四、四九六	四、〇二三	三、二六五	三、二四三	二、四七〇	二、二六一	一、八〇一	二、〇四〇	二、八〇三	二、八九五	三、四九四
同九年	四、六二三	五、五二四	四、三七二	三、五三三	三、四八五	三、三六七	三、一一七	三、一七一	二、二六二	二、三三一	二、三五八	二、七〇二

口各月の婚姻累年比較の二（一年平均一日婚姻百に付各月平均一日婚姻の割合）

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
明治三十九年	二三九・六	一二三・〇	九九・四	九九・六	九〇・二	八三・二	六一・七	六二・六	四八・七	九八・五	七一・九	一四〇・〇
同四十年	一六九・六	一九五・三	九七・六	一〇六・〇	一〇七・九	八三・一	六〇・〇	五七・四	六五・九	七八・〇	八五・四	一〇一・五
同四十一年	二一〇・七	一六五・二	九四・九	九六・九	一〇三・五	六九・〇	六二・五	四七・五	七〇・七	六二・三	一〇〇・九	一一八・一
同四十二年	二四六・七	一二三・二	一〇三・八	九一・五	九六・一	九一・四	五七・四	六一・九	五八・二	八〇・八	八五・七	一一六・二
同四十三年	一六七・二	二〇六・九	一〇四・八	九三・九	九二・七	七六・一	六五・九	四九・五	七三・九	七九・二	九八・四	一〇〇・一
同四十四年	二三五・八	一五三・六	九六・三	八八・九	一一一・九	七一・一	六一・五	五四・七	四四・五	八五・七	八六・二	一一五・七
大正元年	一七六・五	一八九・一	一〇八・八	九九・八	一〇〇・九	七一・〇	五二・七	五八・四	五三・六	七九・〇	九九・五	一一七・八
同二年	一九一・二	一七四・三	一〇九・三	九五・[illegible]	九六・六	六九・九	五〇・六	五一・七	六八・七	六七・五	一一一・五	一〇九・六
同三年	二四九・五	一五九・六	一〇六・五	一〇四・一	一〇八・四	七四・九	四九・五	五九・七	五八・一	七二・二	七〇・〇	一〇五・五
同四年	一八二・三	一六二・一	九九・〇	一〇二・六	一〇四・八	九五・四	七七・七	六六・一	七九・二	六八・一	六六・五	一〇〇・三
右十年平均	二〇四・八	一六五・六	一〇二・〇	九七・八	一〇一・四	七八・五	五九・七	五六・五	六五・四	七六・五	八七・六	一一一・七
大正五年	一七九・〇	一七三・五	一〇一・〇	九九・七	九四・七	七六・六	六二・九	五二・六	八二・五	七五・二	一〇七・八	一〇四・一
同六年	二〇六・五	一三一・二	一〇二・〇	九三・一	一〇六・六	八九・三	六〇・四	五八・八	六三・四	八二・二	八一・五	一三七・〇
同七年	一五二・七	一九四・三	一〇八・二	一〇九・〇	一〇〇・七	七九・四	五七・九	五三・七	六八・四	八三・四	八六・九	一一六・七
同八年	一七〇・六	一五二・九	一二三・五	一〇三・五	九九・六	七八・四	六九・四	五九・三	六四・七	八六・〇	九一・九	一〇七・五
同九年	一三三・四	一七〇・四	一二九・〇	一〇五・〇	一〇三・六	一〇〇・四	八九・九	九一・五	六七・四	六六・七	七〇・五	七六・〇

（四）內地との比較

內地の婚姻は三月に最多く四月より減少して六月又は七月に最少く、八月及九月には

聊増加し十月及十一月には再び減少するも十二月には頓に増加し、一月には又減少し二月に増加して三月の最高點に達するを各年の例とす。故に本島とは其の傾向を異にするのみならず、內地にては最多の月と雖一年平均百に對する一五〇組を越ゆること稀に、又最少の月と雖同七〇組を下ること稀にして本島の如く多寡の差大ならず。

(五)種族別　大正九年の婚姻は二月に最多にして一月之に次で多數なること固より本島人の反映なるが故に內地人及外國人は之に異なれり、然れども此の二種族の婚姻は甚少數にして詳說の要なきを以て單に內地人のみに付て一言せんに、內地人の婚姻は三月七十六組の一二五・〇組を最多とし七月七十三組の一二〇・〇組之に次ぎ其他本島人に少數なる八月、九月及十二月にも一年平均以上の多數を示す等を本島人に對する主なる差異とす。

(六)州廳別　月別婚姻は各州廳間に大差なきも其の主なる差異を擧れば(イ)一月乃至三月を一年平均以上の多數とする點に付ては臺北州及花蓮港廳に異例あり、即ち臺北州は一月(九八・二人)・花蓮港廳は一月(五九・九人)及二月(九六・一人)を少數とす。(ロ)二月を最多とする點に付ては花蓮港廳に異例あり即ち同廳の二月は一年平均以下の九六・一人にして同廳に限り八月に二一三・一人なる多數を示す。(ハ)九月乃至十二月は少數にして殊に十月乃至十二月は各州廳總て一年平均以下に在り、然るに九月は五州と二廳との間に差異を存じ、五州は孰も少數なるに反し臺東廳は一三一・四人、花蓮港廳は一七三・八人の多數を示す。

第四款　婚姻者の年齡

第一項　總婚姻者の年齡

本項に於て先づ婚姻者總數の年齡を觀察し次に第二項に於て總數中初婚者のみの年齡を再說せんとす。

(一)男女各自の年齡　大正九年本島に於ける婚姻者は男女各四萬九百十五人なり。今男は二〇歲以下女は一五歲以下を最低階級とし其れより六十歲迄を每五歲級とし六十一歲以上は又之を一括して各自の年齡を區分すれば(イ)男は二一—二五歲に於て一萬五千九百十八人即ち三割八分九厘を占め、二六—三〇歲の八千六

十四人は一割九分七厘、二一歳以下の七千八百十人は一割九分一厘にして相次で多數を示し、此の三級に於て七割七分七厘を示すが故に爾他の各級即ち三十歳以上の者は之を合計するも九千百二十三人即ち二割二分三厘に過ぎず、而も六十一歳以上にも尙百十人即ち二厘の婚姻者あり。(ロ)女は男より一級を下れる一六―二〇歳を最多とし且つ其の數も二萬二千二百六十四人の多きにより此の一級のみにて總數の五割四分四厘を占む、而して二一―二五歳も亦九千百三十九人即ち二割二分三厘の多きを示すが故に、此の二級を合算すれば七割六分七厘の多數と爲り、隨て二六歳以上の各級は男に於けるよりは孰も少し。

婚姻者の各年齢の多寡は上記の如しと雖、元來其の多寡は各年齢の人口の多寡に由來するが故に、眞に各年齢の婚姻の多寡を知らんには、各年齢の婚姻を各年齢の人口に比例せしめ、其の比率を比較せざるべからず、然るに年齢別人口は既に述べたるが如く、年々の調査を缺ぐ爲、センサスの人口を、數年後に至る迄使用せざるべからず、其の結果は比率として現はれ來れる數に多少の虛僞數を含むに至る不便あり。今此の不便を忍びて大正九年の婚姻者に付右の割合を算出せんに、婚姻者たる男女は各四萬九百十五人にして、大正四年第二次臨時戶口調査の結果たる十一歳以上の無配偶者千に付、男は六二·四人女は七五·九人なること本節の初に述べたるが如し、而して各年齢級の婚姻率を求れば男は二一―二五歳の一五六·九人(即ち約七人に付一人の婚姻者ある割合)を以て最高率とし、二六―三〇歳の一四八·二人及三一―三五歳の一二四·〇人等一級毎に遞減するが故に、大體に於て前記各年齢級の權衡的割合の傾向に一致せり。然るに女の最高率は男に同じく二一―二五歳にして三八七·三人(即ち約二人中に付一人の婚姻者ある割合)の高率を示し、又之に次ぐは二六―三〇歳の二六九·六人にして、一六―二〇歳の二二二·七人は第三位に在るに過ぎざるを以て、前記の權衡的割合とは大に趣を異にし、同割合に於て一五―二〇歳に五割四分四厘の多數を示したるは、主として同級無配偶女の多數なる結果なるを知るべし。

以上に述べたる所を表示すれば左の如し。

口婚姻者の年齢(大正九年)

性體	總數	一五歲以下	二〇歲以下	二一―二五歲	二六―三〇歲	三一―三五歲	三六―四〇歲	四一―四五歲	四六―五〇歲	五一―五五歲	五六―六〇歲	六一歲以上
男	四〇、九一五	―	七八一〇	一五、九一八	八、〇六四	四、九〇九	二、四八二	一、四三四	六〇四	四六二	一六二	一一〇
女	四〇、九一九	一、二〇九	二二、二六四	九、一三九	三、三三九	二、二〇四	一、四四五	七九四	四五七	一三三	二三	一九

百分比例 男	一〇〇・〇	―	一九・一	三八・九	一九・七	九・五	六・一	三・三	一・九	〇・九	〇・四	〇・二
百分比例 女	一〇〇・〇	二・九	五四・四	二三・三	八・二	五・四	三・五	二・〇	〇・九	〇・三	〇・一	〇・〇
人口千に付 男	六二・四	―	一一・〇	一五六・九	一四八・二	一二四・〇	一一六・〇	七五・九	五六・九	三一・八	一四・二	四・九
人口千に付 女	七九・九	六・八	二二・七	三八七・三	二六九・六	一六二・六	八四・一	三三・九	一三・〇	四・三	〇・七	〇・二

一、「人口千に付」は十一歳以上の無配偶者たる男女各千に對する割合にして、大正四年十月一日第二次臨時臺灣戸口調査の人口に依りて算出す。

二、「二〇歳以下」は女に在りては一六―二〇歳なり。

(二)累年比較　男の婚姻年齢は二〇―二五歳を最多として總數の三割七、八分を占め、又女の婚姻年齢は一五―二〇歳を最多として總數の五割以上を占むること明治三十九年以來同一なり。然るに女の第二位は常に二〇―二五歳にして二割内外を示せるも、男の第二位は大正六年迄の各年及大正九年は二五―三〇歳にして二割二、三分を示すを通形とせるに、大正七年及同八年は二〇歳以下の最年少級を第二位とし七年は二割一分一厘、八年は二割七厘なり。

尚明治三十九年以降の事實に就て男の二五歳以下及女の二〇歳以下なる比較的早婚者を通覽するに決して減少の形跡なく、寧ろ十餘年前に比すれば増加を認むるが故に、此の點に於ては未だ本島に於ける婚姻の晩婚に赴く傾向を發見するを得ず、卽ち左表に依て之を知るべし。

ロ二五歳以下の男及二〇歳以下の女の婚姻累年比較

年	男 二〇歳以下	男 二一―二五歳	男 計	女 一五歳以下	女 一六―二〇歳	女 計	婚姻者總數百中 男 二〇歳以下	男 二一―二五歳	男 計	女 一五歳以下	女 一六―二〇歳	女 計
明治三十九年	五、〇八一	一一、七〇六	一六、七八七	一、六五四	一五、三二一	一六、九七五	一六・二	三七・五	五三・七	五・三	四八・九	五四・二
同　四十年	六、五九二	一一、四〇二	一七、九九四	一、九五五	一六、五四八	一八、五〇三	一六・六	三六・九	五三・五	五・八	四九・三	五五・一
同　四十一年	五、九四二	一三、二五三	一九、一九五	一、八六六	一七、九七六	一九、八四二	一七・〇	三七・六	五四・六	五・三	五一・一	五六・四

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

明治四十二年	五、九六五	一三、二四六	一九、二二一	一、九三九	一七、九一〇	一九、八四九	一六・六	三六・八	五三・四	五・四	四九・八	五五・二
同四十三年	五、九九〇	一三、六〇六	一九、五九六	一、九二七	一八、七八九	二〇、七一六	一六・三	三六・九	五三・二	五・二	五一・三	五六・四
同四十四年	六、四二七	一五、六二三	二〇、〇五〇	一、九五四	一九、六三一	二一、五六五	一七・四	三六・七	五四・一	五・二	五三・二	五八・四
大正元年	六、九九六	一四、二三三	二一、二二六	二、三〇六	二〇、六〇九	二三、九一五	一八・四	三七・五	五五・九	六・一	五四・四	六〇・五
同二年	六、八一三	一三、一七三	一九、九八四	二、一二九	一九、五八〇	二一、七〇九	一八・八	三六・六	五五・四	五・九	五四・一	六〇・〇
同三年	六、五一八	一三、五〇三	一九、〇二〇	二、〇三三	一八、六九一	二〇、七二三	一九・二	三六・八	五六・〇	六・〇	五五・一	六一・一
同四年	七、六六四	一四、二三七	二一、九〇一	二、二四一	二一、五二六	二三、五六七	一九・九	三六・八	五六・七	五・八	五五・三	六一・一
右十年平均	六、三九九	一三、一九六	一九、四九七	一、九九八	一八、六三八	二〇、六三六	一七・七	三七・〇	五四・七	五・六	五二・三	五七・九
大正六年	七、二七七	一四、〇五八	二一、三五五	一、八一八	二〇、七八一	二三、五九九	一九・四	三七・三	五六・七	四・八	五五・四	六〇・二
同六年	七、五〇三	一三、九六七	二一、四七〇	一、七四六	二二、二九一	二三、〇三七	一九・七	三六・六	五六・三	四・六	五六・八	六〇・四
同七年	八、六一三	一五、九一八	二四、五三一	一、七二五	二五、五六〇	二五、〇八五	二一・二	三八・八	五九・九	四・二	五七・一	六一・三
同八年	七、九二〇	一四、二〇八	二二、一二八	一、五一八	二一、三二八	二三、八四六	二〇・七	三七・一	五七・八	四・〇	五五・六	五九・六
同九年	七、八二〇	一五、九一八	二三、七三六	一、二〇五	二三、五六四	二五、四六九	一九・一	三八・九	五八・〇	二・九	五四・四	五七・三

（三）内地との比較　内地大正八年の婚姻を本島の大正九年に比較すれば（イ）内地の男は二五―三〇歳の者最多くして總數の三割三分を占め、二〇―二五歳の三割之に次ぐが故に本島の男よりも婚期晩きこと一階級なり、加之第三位は三〇―三五歳の一割五分にして本島の第三位なる二〇歳以下は遙に少數なるを以て、今二五歳以下の比較的早婚なるものを合算比較すれば本島は五割八分を示すに内地は三割四分に過ぎず。（ロ）内地の女は二〇―二五歳最多くして總數の四割四分を占め、一五―二〇歳の二割六分之に次ぐが故に女も亦本島の女に比して一階級晩きのみならず、此の二級の合計數は本島の七割七分に對して内地は六割九分と爲り、更に二〇歳以下の比較的早婚者は本島の五割六分に對して内地は二割六分に過ぎざるなり。

（四）種族別　以上本島の事實は主として本島人の反映なるを以て本島人男女の婚姻年齢は之に依て知るを得べく、又外國人に付ては特説の要なきが故に、單に在臺内地人の婚姻年齢を觀察し傍ら之を本島人に比較

せんに、內地人は母國を離れて異域に在住すると風土順化上の關係とに依り本島人よりも晩婚多きは當然なり、即ち男女共に本島人よりも一階級を上れる年齡を最多とし男は二五―三〇歲（二百四十三人）に三割三分八厘、女は二〇―二五歲（二百八十九人）に四割三厘を示すが故に、恰も內地に於ける男女の婚姻年齡に髣髴たり。加之本島人男の最多なる二〇―二五歲は內地人男にては僅に八分一厘に止まり、又本島人女の五割以上を占むる一五―二〇歲は內地人女にては一割六分五厘に過ぎず。故に今男は二五歲以下の二級、女は二〇歲以下の二級を合算し以て比較的早婚なる者の多寡を比較すれば、男は本島人の五割八分九厘に對して內地人は八分九厘と爲り、女は本島人の五割八分一厘に對して一割六分六厘に過ぎず、而して此の點に於ては在臺內地人男女は內地に於ける婚姻者よりも更に晩婚なりとす。

（五）州廳別　男女の婚姻年齡を州廳別に觀察するも男は二〇―二五歲最多く、殊に女は著しく一五―二〇歲に密集せること一として違ふものなし。而して男は二五歲以下の二級、女は二〇歲以下の二級を合算して比較的早婚なる者の多寡を比較すれば、左表に示すが如く新竹州最も早婚多きは廣東人の影響なるべく、又臺東及花蓮港の二廳に早婚甚少きは生蕃人の影響なるべし、是等は初婚年齡に關する次項の解說を參照ありたし。

口州廳別二五歲以下の男及二〇歲以下の女の婚姻　（大正九年）

性		全島	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳
男		二三、七二八	四、一四五	四、一一〇	五、一〇五	六、四三八	三、三三四	三一六	二八〇
女		二二、四六九	四、二〇〇	三、九七七	五、一五六	六、五〇三	二、九八九	三三四	三一〇
婚姻者總數百中	男	五八・〇	五八・二	六八・八	五八・五	五六・三	五四・五	三四・二	三六・六
	女	五七・三	五八・八	六六・四	五九・〇	五六・九	四九・一	四二・一	四三・七

（六）男女相互の年齡連結　以上述べ來れる如く本島に於ける男の婚姻年齡は二〇―二五歲、女の婚姻年齡は一五―二〇歲を最多とするが故に、婚姻各組に付き男女相互の年齡を連絡して總組數中に於ける各連結年齡の割合を見るに、右の年齡者たる男女間の婚姻は一萬千五十組にして總組數の二割七分を占む、加之女

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の婚姻は著しく右の年齢に密集せる爲同年齢の女に對する男の二〇歳迄は一割五分七厘、同二五—三〇歳は九分四厘にして亦多數なり。而して爾他の各連結年齢中男女共に二〇—二五歳なる九分六厘と同年齢の女に對する二五—三〇歳の男の六分六厘とを除くときは、他は總て三分以内なりとす。倘男の女よりも年長なる婚姻は女の年長なる婚姻よりも多數なること想像に一致する所なるも、男の二〇歳以下に對し女の二一歳以上なる婚姻九百十四組卽ち二分二厘を存し又女の五一歳以上に對し男の五〇歳以下なる婚姻四十八組卽ち一厘餘あり。

第二項　初婚者の年齢

（一）初婚者の調査　抑〻初婚は婚姻總數中の大多數を占むるが故に、婚姻と年齢との關係として顯はるゝ現象は主として初婚年齢の影響なり、加之婚姻年齢を調査するは國民の成熟期を知るを主たる目的とし而して之を知るには初婚年齢に依ることを要するは勿論なるを以て玆に婚姻者總數中特に初婚者に付て年齢の觀察を爲さんとす。

婚姻者の緣事身分は次款に述べんとする所なるが、要するに本島にては初婚者は男に多く、女に少きを特徵とす、卽ち大正九年の婚姻者たる男女各四萬九百十五人中初婚の男は三萬千七百九十三人卽ち七割七分七厘に及べるに、初婚の女は三萬六百六十二人卽ち七割四分九厘なり。

（二）初婚年齢　初婚者は婚姻者總數に於けるよりも年少者に多かるべきは當然なり、而して婚姻者總數に在りては男は二〇—二五歳の三割八分九厘、女は一五—二〇歳の五割四分四厘を最多とするが故に、初婚年齢の最多も同級に在るは勿論にして殊に其の割合は男は四割七分一厘に上り更に女は六割九分二厘に達せり。加之初婚の年少者に多き傾向は男に在りては三〇歳以上に及ばざるも女に在りては二〇歳以上に及ばざるが故に、男は二五歳以下の二級、女は二〇歳以下の二級を合算するときは、婚姻者總數に在りては男は五割八分女は五割七分三厘なるに、初婚にては男は七割一分三厘、女は七割三分一厘を算す。

（三）初婚者平均年齢　初婚者の年齢は婚姻者總數の年齢よりも年少者に多きは、種族別に於ても州廳別に

於ても異なる所なきを以て、各年齡級の多寡の比較を省略し、種族別に初婚者の平均年齡を算出すれば內地人及外國人に晩婚多きは當然なるが、本島人中に於ては福建廣東以外の漢人を除き熟蕃人最も早婚、生蕃人最も晩婚にして、廣東人は福建人よりは稍早婚なり。左の如し。

口各種族の初婚者及其の平均年齡　（大正九年）

種性		總數	內地人	本島人 總數	福建人	廣東人	其他の漢人	熟蕃人	生蕃人	外國人
男		三一、七九四	五九〇	三一、一四〇	二五、九四九	四、五一四	—	三六六	五一	六四
女		三〇、六六二	六五七	二九、九六五	二四、六二五	四、五三三	四	四〇七	五八九	四〇
平均年齡	男	二三・九歳	三一・七歳	二三・七歳	二三・九歳	二三・八歳	—	二三・七歳	二四・六歳	二八・八歳
	女	一九・五	二五・四	一九・四	一九・四	一九・五	一九・八	一九・二	二〇・二	二六・五

以上の如く本島人口の大宗たる本島人の初婚年齡は男は二三・七歳卽ち二十三歳八箇月餘、女は一九・四歳卽ち十九歳四箇月餘にして明治三十九年以來の各年も殆ど同一なるを以て本島人の初婚年齡は男は二十四歳、女は十九歳なりと謂て可なりとす。

第五款　婚姻者の緣事身分

（一）男女各自の緣事身分及其の內地との比較　婚姻者の緣事身分には初婚者と再婚以上の者とあり、再婚以上の者には又離婚者と死別者とあり。而して各身分中にては初婚者最多きこと古今東西一途に出で、本島の事實亦然りと雖、元來本島住民の大宗たる本島人の婚姻制度は所謂賣買婚なるが爲、內地の婚姻に比して著しき差異あり。其の要點左の如し。

（イ）初婚者の比較的少數なること　大正九年本島の婚姻者總數たる男女各四萬九百十五人中の初婚者は男は三萬千七百九十三人卽ち七割七分七厘、女は三萬六百六十二人卽ち七割四分九厘を示すが故に男女共に死別者及離婚者に比すれば勿論大多數を示すと雖、而も內地に於ける初婚者は常に八割以上にして、殊に女は約九割を示せるに、本島にては曾て八割に達することなく反面に再婚比較的多きを示す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（ロ）初婚者の男に多きこと　初婚者は女に多く再婚者は男に多かるべきは普通の現象にして、內地の事實は正に之に適合し男の初婚者は總數の約八割なるに女の初婚者は約九割に達せり。然るに本島にては常に女の初婚者は男よりも少く反面に女の再婚者は男よりも多し、卽ち大正九年の初婚者は男は三萬千七百九十三人卽ち七割七分七厘なるに、女は三萬六百六十二人卽ち七割四分九厘にして男よりも二分八厘少し。隨て再婚者の女に多きこと二分八厘にして、之を離婚者と死別者とに兩分すれば離婚者たる女は八分三厘にして男よりも一分一厘多く、又死別者たる女は一割六分八厘にして男よりも一分七厘多し。

此の如く本島の婚姻に於て初婚者の男に多く再婚者の女に多きは卽ち賣買婚の眞相にして、再醮の婦は所謂聘金の廉なるに起因するものとす、而も再醮の婦は聘金廉なるが爲男殊に下流社會の男は故らに之を希望し歡迎する者比々として然らざるはなし、是れ本島人間に女尊の傾向ある所以にして又離婚の訴訟或は爭訟の提起者が殆ど女なる所以なり、「女やもめに花が咲く」とは臺灣婦人の爲に作られたる俚諺なるが如く思はる。

（ハ）死別者の再婚離婚者よりも多きこと　男女共に再婚は死別者よりも離婚者の方多かるべきは年齡其の他諸般の關係より考察して首肯すべく、現に內地の婚姻にては大正八年の男に輕微の例外ある外明治三十九年以來の事實に於て男女を通じて然るを示せり。然るに本島にては全く之に反し死別者の再婚は男女共に離婚者よりも多數なり、卽ち大正九年の婚姻にても死別者たる男は婚姻男總數の一割五分一厘にして離婚男の七分二厘に對し、又死別者たる女は婚姻女總數の一割六分八厘にして離婚女の八分三厘に對し共に倍數を超過せり。而して其の原因は之を本島に於ける死亡の多數なる事實に歸する外なし。

以上本島の事實は各年其の揆を一にするを以て累年の比較は之を省略す。

（ニ）種族別　以上本島婚姻者の緣事身分は主として本島人の反映なり、故に內地人のみに付て之を觀れば本島人とは趣を異にし內地に於ける婚姻者の緣事身分に類似せるや當然なり、今之を略言せんに、（イ）初婚者たる男は婚姻男總數の八割二分二厘、初婚者たる女は婚姻女總數の九割一分六厘なるが故に男女共に初婚

者の割合比較的に多し。(ロ)初婚者は女に多く再婚者は男に多く且再婚者を離婚者と死別者とに分つときは女は離婚者を多數とすること內地の事實に同じきも、男は死別者の一割二分一厘を以て離婚者の五分七厘よりも多數とするを差異とす、但し內地にても大正八年には明治三十九年乃至大正七年と反對に死別者を多數とする異例あること前にも一言したる所なりとす。

(三)州廳別　婚姻者の緣事身分別に付各州廳を比較すれば其の異同の大要凡そ左の如し。

(イ)初婚者の多寡　婚姻者に初婚者最多きことは各州廳同一なりと雖其の特に多きは北部地方にして、即ち臺北及新竹二州の初婚者は男女共に婚姻者總數の八割以上を示し特に臺北州を多數とす。爾他三州二廳の初婚者は男女共に一として八割に達するものなく、就中臺東及花蓮港の二廳甚少數にして花蓮港は男女共に六割强、臺東廳は女は五割强なるも男は五割に達せず、蓋し此の二廳の主なる人口たる生蕃人に濫婚濫離の風習あること夙に述べたるが如くなるを以てなり。

(ロ)初婚者たる男女の比較　本島に於ける初婚者の男よりも女に多きは一に本島漢人族の婚姻の影響なるが故に、生蕃人を主たる人口とする臺東及花蓮港の二廳は此の點に於ても各州と趣を異にし僅少ながら女の初婚者を多數とす。即ち臺東廳の初婚者は男の四割八分二厘に對して女は五割二分七厘を示し、花蓮港廳にては男の六割二分七厘に對して女は六割四分七厘を示す。而して新竹州の初婚者に男女同數八割一分五厘を示すを除けば其他の各州は孰も男の初婚者を多數とし就中臺中及臺南二州を以て女に對する超過の大なるものとす。

(ハ)離婚者と死別者との比較　再婚者中に於ては男女共に死別者を以て離婚者よりも多數とするに、新竹州、臺東廳及花蓮港廳は男女共に離婚者を多數とし特に二廳を然りとす。

各州廳婚姻者の緣事身分別を左に表示すべし。

口各州廳婚姻者の緣事身分　(大正九年)

體性及緣事身分	全島	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳

男	總數	四〇、九一五	七、一三一	五、九七四	八、七六九	一一、四三六	六、一〇七	七八九	七〇九
	初婚者	三一、七九三	五、九九六	四、八七〇	六、九六七	八、六一〇	四、五二六	三八〇	四四四
	離婚者	二、九六四	三八四	五七八	五八七	五七六	四〇三	二五五	一八一
	死別者	六、一五八	七五一	五二六	一、二一五	二、二五〇	一、一七八	一五四	八四
女	總數	四〇、九一五	七、一三一	五、九七四	八、七六九	一一、四三六	六、一〇七	七八九	七〇九
	初婚者	三〇、六六二	五、八五九	四、八六七	六、五三八	八、〇四一	四、四八二	四一六	四五九
	離婚者	三、三九四	四九二	四六六	五七七	八五七	四五九	二一三	一五五
	死別者	六、八五九	七八〇	六四一	一、六五四	二、五三八	一、一六六	一六〇	九五
百分比例 男	總數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
	初婚者	七七・七	八四・一	八一・五	七九・四	七五・三	七四・一	四八・二	六二・七
	離婚者	七・二	五・四	九・七	六・七	五・〇	六・六	三二・三	二五・五
	死別者	一五・一	一〇・五	八・八	一三・九	一九・七	一九・三	一九・五	一一・八
百分比例 女	總數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
	初婚者	七四・九	八二・三	八一・五	七四・五	七〇・三	七三・四	五二・七	六四・七
	離婚者	八・三	六・九	一〇・七	六・六	七・五	七・五	二七・〇	二一・九
	死別者	一六・八	一〇・九	七・八	一八・九	二二・二	一九・一	二〇・三	一三・四

(四)男女相互の縁事身分連結 以上述べ來れる如く男女の縁事身分は初婚者多數にして死別者之に次ぎ離婚者最も少きが為、各組の婚姻に就て男女相互の縁事身分を連結すれば、婚姻總數四萬九百十五組中男女共に初婚者なる婚姻は二萬八千五十五組即ち六割八分六厘を占め、死別者と死別者との三千七百四十三組即ち九分二厘之に次ぎ、離婚者と離婚者とは八百十八組即ち二分に過ぎず。而して初婚者は元來男に多く再婚者は女に多きを以て男女の身分相異なる婚姻を見れば初婚男と再婚女との婚姻は初婚女と再婚男との婚姻よりも多數なるは當然なり、即ち婚姻總數中初婚男に對する再婚女の婚姻は死別者五分二厘、離婚者三分九厘なるに、初婚女に對する再婚男の婚姻は死別者三分五厘、離婚者二分八厘に過ぎざるなり。以上は大正九年の事

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

實なるも明治三十九年以來の各年も其の揆を一にせり。

第六款　婚姻者の職業

（一）男女各自の職業　男女各四萬九百十五人の職業を職業分類法（大正十年四月八日總國第六號總務長官通牒）の大分類款別たる十類に區分すれば、農本國の眞相として男女共に著しく農業を多數とし男は二萬七千二百人、女は二萬七千百十四人にして男は婚姻者總數の六割六分五厘女は同六割六分三厘に當る。農業に次ぐは男女共に「其他の有業者」（雜役日傭を主なるものとす）にして男は五千六百二十七人卽ち一割三分八厘、女は六千九百二十六人卽ち一割六分九厘なり然るに第三位は男女に依て異なり男は商業の六分四厘なるに女は工業の六分四厘にして又男は工業の四分八厘女は商業の四分五厘を第四位とす。第五位以下は男女共に三分以內の少數にして男は水產業、公務自由業、交通業、無職業、鑛業及家事使用人（職業大分類の第九類なる家事使用人卽ち同第十類無職業者中の收入に依る者に使役せらる家事使用人と所屬不明なる家事使用人の二種にして、本業從屬者たる家事使用人に非ず以下同じ）の順位を爲し、女は水產業、公務自由業、無職業、交通業、鑛業及家事使用人の順位を爲す。而して以上各業中には本業者と本業從屬者（無業家族及家事使用人）とを包含す。尙職業調査に關する各種の注意事項は前章第六節靜態人口の職業別の部に詳記したり、就て參照せられ度し。

婚姻者の職業を分配したる權衡的多寡は以上の如しと雖此の多寡は主として各業人口の多寡に由來するが故に、適切に婚姻上に及ぼす職業の影響を知らんには各業人口に各業の婚姻者を比例せしむるを要す故に今各業人口千に付各業婚姻者の割合を算出すれば、婚姻率最高きは男女共に「其他の有業者」にして男は五一・五人、女は更に高く七四・三人なり。同業以外は男女共に二五・〇人未滿にして同業との間に大差を存し、男は農業、水產業、商業、公務自由業、工業、無職業、鑛業、交通業及家事使用人の順位を以て二二・四人乃至四・三人を示し、女は水產業、農業、工業、商業、無職業、公務自由業、鑛業、交通業及家事使用人の順位を以て二四・九人乃至三・七人を示す。婚姻と職業との關係は此の率の高低を以て判定するを適切とすと雖、如何せん算出の基數たる各業人口は每年の調査なく、最近の調査たる大正四年十月一日第二次臨時戶口調査の結果を採用せるが故に婚姻率として現はれたる數は幾分の酌減を要する嫌疵あり。

右各業中には自ら職業に從事する本業者（業主、役員及勞務者）と、本業者に扶養せらるゝ本業從屬者（無業家族及家事使用人）とを包含す。以上に述べたる所を表示すれば左の如し。

□婚姻者の職業（大正九年）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

性 體		總數	農業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務自由業	其他の有業者	家事使用人	無職業
男		四〇、九一五	二七、二〇〇	一、〇九七	二六六	二、〇二七	二、六〇六	六四〇	一、〇二九	五、六二七	六	四一七
女		四〇、九一九	二七、二一四	九九五	二三一	二、六二四	一、八四八	三一九	四九七	六、九二六	八	四四二
百分比例	男	一〇〇・〇	六六・五	二・七	〇・七	四・八	六・四	一・六	二・五	一三・八	〇・〇	一・〇
	女	一〇〇・〇	六六・三	二・四	〇・五	六・四	四・五	〇・八	一・二	一六・九	〇・〇	一・一
人口千に付	男	二一・六	三三・四	二二・九	一〇・六	一三・四	一六・五	九・五	一四・七	五一・五	四・五	一一・八
	女	二三・二	二三・二	二四・九	六・七	一七・九	一三・六	六・二	九・五	七四・五	三・七	一〇・六

「人口千に付」の割合は大正四年十月一日第二次臨時臺灣戶口調査の各業別人口に依り算出す。

尙職業の新分類法は大正九年より適用せられたるを以て職業に關しては大正八年以前との比較及內地との比較を爲すことを得ず。

(二)內地人婚姻者の職業　婚姻者の職業に農業甚多きは主として本島人の反映なるが故に內地人の婚姻のみを見れば男總數七百十八人、女總數七百十七人中農業者は男は二十六人、女は六十人に過ぎざるを以て男は總數の三分六厘、女は同八分四厘にして各業中の第五位に在り。然らば第一位乃至第四位の職業は何ぞやと云ふに、其の順位は內地人人口總數の職業別順位に致し卽ち公務自由業、工業、商業及交通業にして男は三割九分六厘乃至一割一分一厘、女は三割三分七厘乃至一割二厘を示す。而して爾他の各業は男女共に一分四厘以內なり。但し內地人婚姻者には男女共に家事使用人なし。

(三)男女相互の職業連結　以上の如く男女の職業は農業を以て大多數とし、「其他の有業者」は遙に少數なるも農業に次で第二位に在るが故に、各組の婚姻に付て男女相互の職業を連結するときは農業の男と農業の女との婚姻最多く、總數四萬九百十五組中の二萬二千二百三十六組卽ち五割四分三厘を占むるのみならず、男女一方の農業者なる婚姻比較的多數を示し、又雙方又は一方の「其他の有業者」なる婚姻之に次ぐ。而して爾他の各業は就も少數なるも其の中に於て同業者間の婚姻は幾分多數なる傾あり。(第二節婚姻完、以下次號)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

浦鹽から

十月二十三日

GT生

（略）大正七年帝國が西伯利亞出兵以來、强力で無理に白黨を支へて來たもの〻、愈〻撤兵と確定、その實施期を第一期から第四期位に分ち、奥地から段々引上げて、只今では最終の撤兵の時機となり、日本兵は僅かに浦鹽市内及び浦鹽から一里半位の郊外だけと り ました。それも二十四日から二十五日にかけて全部撤兵を終る豫定だそうです。その間我一歩退くときは彼一歩進み、白軍はてんで對手にならぬが、浦鹽市内に潜んでゐた赤派は同時にぼつ〳〵頭をもたげ出し、種々の宣傳をなすあり、我々第三者から見れば我陸軍の迷惑と一通りでない様です。市内赤派の暗中飛躍のため三日前より總ストライキで電燈、電車、荷揚人足等皆な停止、市内は急に寂れました。白黨は軍人及びその家族で市民は續々遁避しました。行先は敦賀、長崎、朝鮮、支那方面です。人數が多いので出帆する船は何れも滿員、日本へ留るものは餘程金のあるもの然らざるは案通りで支那へ（日本の物價の高いのには餘程劫えてるそうです）敦賀行船中で見せ金が二人分無い爲に泣き別れするものなど澤山見られます。

▲二十六日、日本の陸軍が内地へ向ふと同時に沿海の一帶も完全に赤派になる譯です、押收武器は私も見ましたが大變なもので、三十何萬噸といふ高で日本に持ちゆく譯にも行かず、日本海軍陸戰隊に保管さすといふ説もありましたが、海軍では引受けず、とう〳〵市の自衞團（白がゐなくなつたから矢張り赤）に引渡すことになりました。兵器類は大部分は直には使用が出來ない物が多いのですが、火藥は直にも使へる危險なもので、之が何萬噸といふ額です。

▲只今市内は殆ど無警察狀態で、强盜竊盜等は茶飯事です。日本人も七分通りは引き上げました。七年以來十億の國帑と三千の人命との犠牲は、只今どんな形になつて西伯利亞に殘つたか。露人の反感と外國人の猜忌心位のものでしょうか。

▲當地通貨は全部朝鮮銀行紙幣と内地小額紙幣稀に米國貨幣があります。今年は西伯利亞は豐作だつたさうで物價は至つて廉く、居殘り内地人菓子屋が酒保に取つて吳れと泣きつくが、露西亞人より高いのは其の菓子位のものです。どこの港へ行つてもそうですが、在留日本商人が一番ずるくて突き合ひにくい様です。

▲市民亡命の際家具類を二束三文に賣り飛ばすのでミシン器械が十圓、七圓、甚だしきは三圓位、日本人の賣つた箪笥が四圓位、その他何でも捨て値だつたそうです。結局命知らずの支那人が丸儲けする様です。

▼船へよく遊びに來る露西亞の十三歳の少年商業學校生徒で、學校では獨逸語を習ふそうですが、自分の家の向側が日本の軍司令部なのでいつの間にか日本語を覺え、常に露日會話辭書を携帶してゐて普通の談話はすら〳〵やつてのけます。或る時その少年が士官次室で皇太子殿下の寫眞を見て早速例の辭書を引いた所が、皇太子といふ語が見當らないので、天皇と人の子といふ二字を綴つて〔ミカドムスコ〕とやつたので皆々大笑ひでありました。

▲當地、寒い日にはそれは〳〵寒いですが、風の無い日には大變暖いのです。今日などもポカ〳〵と丁度小春日和です。それで一日〳〵寒くなるだけは確かで御座います。露西亞の家は設備がよいので室内では夏服です。室外へ出るとき丈け外套を着るのです。（略）

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

物價調節の實行方法

總督府に於て去る十月六日物價調節施設十三箇條を發表したることは本誌前號島情欄所報の如くなるが右十三箇條の實行方法に就き去月十六日中央委員長たる喜多殖産局長の發表せるもの左の如し

物價調節實行方法

(一)官廳の支拂方法を改善すること

旣に實行中なるも尙は之が監査を行ふこと

(二)日用必需品に付船運賃低減に付交涉を試むること

(三)日用必需品に付汽車運賃の引下を行ふこと

本件は其の結果を不日發表のこと

(四)主要都市小運搬賃の低下を交涉すること

本件は不日發表のこと

(イ)運輸組合員貨物取扱料に付調査すること

(ロ)內地移入貨物取扱賃に付調査をなすこと

(ハ)主要都市の運送業者の市內運搬賃の調査をなすこと

(ニ)軌道運賃の調査をなすこと

(五)暴利抑制の爲め必要に應じ標準價格の公示其の他適當なる手段を講ずること

(イ)平價の調査は差當り左の品目に就て之を行ふ

鳥獸肉、菓子、薪炭、齊貊、雜穀、紙類、文房具日用洋雜貨

(ロ)平價の調査は臺北市にありては中央地方兩委員合議し臺北市以外にありては各地方委員中心となり民間有識者を囑託し之を行ふ

(ハ)市內店舖賣値調査

(六)公設市場をして特定商品に限り原產地より直接委囑販賣を行はしむること

取扱品目

鹽鮭、澤庵、味噌、醬油、傘、下駄、綿織物等

(七)市場の增設及其の機能の發揮を計ること

(イ)牛、豚、野菜雜市場を至急開設すること

(ロ)市場の充實

市場商人の精選

市場使用料は收入を目的とせざること

適當なる市場職員の採擇市場への出荷の奬勵

市場內に於ける卸賣相場小賣値段の公示法に付き一層注意すること

(八)購買組合の奬勵及機能の發揮を促すこと

(イ)購買組合の合併新加入者の奬勵をなし成る可く其規模を大にし其の機能を發揮せしむること

(ロ)購買組合をして米、味噌、醬油、白木綿其の他取扱の容易なるものに付聯合仕入の方法を取らしむること

(九)現金取引の習慣を奬勵すること

(イ)市場の現金取引を一層奬勵すること

(ロ)囑託雇員及傭員の給料を每月二回拂にする樣攻究すること

(一〇)勤儉貯蓄の奬勵を爲すこと

(イ)宴會儀禮は之れを質素にすること

(ロ)虛禮に涉る贈答は之を廢すること

(ハ)華美なる服裝を愼むこと

(ニ)講演其の他の方法により勤儉貯蓄の宣

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

傳をなすこと

（一一）投機資金融通の抑制を計ること

（イ）今後信用組合無盡業者の監査を一層嚴重にすること

（ロ）各金融業者に對して商業資金の融通に付き常に注意し投機資金の供給をなさしめざること

（一二）計量器及び其使用並に商品量目の取締を嚴重にすること

本取締は今後一層嚴重に繼續して行ひ之を公表すること

（一三）正當なる物品の價格及び量目等に關し需要者の自覺を促すこと

（イ）主婦の會其他に於て講演講話等により物價量目に對する自覺を促すこと

（ロ）女學校其他に於て物價量目に對し教養を進むること

臺灣商況（九月中）

殖產局商工課

■米・ 內地米相場左の如し

	定期米九月限 東京	定期米九月限 大阪	正米標準相場（中米） 東京	正米標準相場（中米） 大阪
九月一日	円 三一・二八	円 三〇・七九	円 三八・九〇	円 三八・七〇
同 十一日	（十二月）二九・六一	三〇・八六	（十二月）三四・八〇	三六・〇〇
同 二十日	二八・九九	二七・三八	三五・二〇	三五・四〇
同 三十日	二四・六一	（二十九日）二五・九八	三二・〇〇	（二十九日）三三・四〇

內地及朝鮮の米作は天候順調にして殊に懸念されたる厄日の二百十日及二百二十日共に無事經過し彼岸天候亦順調なりし爲め豐作豫想せられ一段の氣崩により正米の續落を來したる結果本島米も亦影響を受け手持筋の狼狽的投物現はれ爲めに下落一方にて百斤五圓六錢見當にて取引され前月に比し一圓五十錢の大暴落を告げたり內地米及び本島米安より外米も同一軌調を辿り相場引合はざる爲め輸入減少し反つて島米の輸出が前月に比し著しく增加したり

本島米相場左の如し

	北部玄米	白米一升	長糯	丸糯
九月一日	円 一五・八七	錢 二〇	円 九・二〇	円 一一・二〇
同 十日	一四・九五	一九	八・八〇	一〇・〇〇
同 二十日	一三・九七	一七	八・〇〇	八・八〇
同 三十日	一三・八八	一七	七・二〇	八・二〇

■砂糖・ 初旬末外糖高なりしも內糖は本年糖分蜜在荷尙多く末期へ持越す可き數量約八十萬擔位ならんとの豫想にして此過剩糖の懸念と金融は益々梗塞する而已にて持堪へ困難等氣配愈々柔弱となり各糖商は自衞上各製糖會社に對し製品の制限分蜜糖の還元を極力運動せしも各社共自ら利害を異にし一致的意見の疏通を見るに到らず折柄物價調節の聲高き際とて遂行至難に陷るや市場は忽ち氣配惡化し相場は日々低落歩調に變じ取引一層の不振を來せしも月末に到り値頃感ひの買物多く並に引返しとなり氣保合裡に越月せり島內消費糖は品薄の爲め內地低落移りの安値も少なく强保合に經過せり

精糖は各社製品ストック多く支那輸出に極力

奔走せし爲め相應多量の荷動きありしも需用季を過ぎたる事と内國荷捌け活潑ならず安値裡に越月せり

■麥粉　麥粉は米價安、需用不振、原料安、物價調節に對する輸入税の減免問題等弱材料而已にして市況追日柔弱と化し相場は漸落歩調を辿り將に二圓臺の關門を割らんとする折柄海外輸出の商談頻々として成立し米價の一時の安値より引返す等並に底入模樣となり海外輸出荷引續き商談成立せば幾分引締りを呈するならんかを見受く

■綿布　綿絲は前月末期米株式の崩落に伴れ新甫より暴落に始まり米棉の鈍重と四國の頽勢衝動に一段不透明となり引續き期米、株式の奔落に連續的崩落を辿り人氣益々阻喪し月末遂に二百圓の大關門を割るの慘狀を呈したり綿布も輸出筋一巡の折柄綿絲慘落甚しく落付く處を知らざるより各市場依然沈滯の域を脱せず内需品必需期を控へ乍ら期待に反し四國の惡材料と物價調節の脅威等に人氣極度に萎縮し各品共新安値を實現せり本月に入りては島内農家閑散期と冬物實行時期に當り殊に前月市況一般の反動として相當活氣を呈すべく期待されしが一期米處分前米價の漸落と精界不振其他農産物の低落に依り農家の購買力頓に低減し加ふるに全島を通じて連日の降雨に阻害せられ出客少く各商人は日に天を仰いで青息を吐くが如き不況を呈せり

實行高の如きも例年に比し約三割に過ぎざりしものゝ如く一面全く不景氣による消費者の節約誘致をも窺知するに足るべく相場は内地奔落により人氣愈々先走りし不實勢先行不安に驅られ必需さへ手控ふるに至り卸商筋之賣焦りを來たすと共に市場相場益々下鞘に走り日先容易に恢復の見込なく沈衰裡に越月せり

本月末成行左の如し

駱駝六百番	一四・七〇円	龍〇粗布	八・八〇円
同　五百番	一〇・三〇	三輪〇天竺	三・五〇
乗兒綢布	一〇・三〇	尺一白木綿(三八〇目付)	一・九〇
五福祥亜布	九・九〇	同　(二六〇目付)	一・三〇
大尺布(五八〇目付)	三・〇五円	無地朱子目(ヤル)	〇・四七
同ポプリン	〇・七四	紋ポプリン	〇・六九
紺小倉	一五・六〇	黒光輝ジンス	一一・二〇
縞ジンス	一五・六〇		

■鐵　内地金物界に於ける鐵材の需要は先月頃に比し約五、六割方の増加を示せるも一面八月頃迄に輸入されたる在荷尚相當ありし爲めと金融關係の爲め多少敢て活況を呈せりと云ふ程にあらず依然鈍狀を呈し居る本島商況も其軌を一にし一段に需要振はず幾分小締りを呈して居り一向活氣無く平滑板は漸く二三割方の高値を示せるも腰弱く鉛は一時非常なる品併れを生せし爲め高調を續けたるも其後續々入荷を見市場在荷潤澤なるに連れ續落の不況を辿り丸釘は在庫豐に安値を持續しつゝあり瓦斯管は引續き優勢にて其他大體保合なり而して月末の相場左の如し

品名	相場
丸鐵四分(貫)	〇・九七円
同　五分(同)	〇・五五
同　六分(同)	〇・九九
釘類六分(百斤)	一九・七〇
同　一吋半(同)	一五・五〇
同　二吋(同)	一三・四〇
亞鉛引平板鐵二十八番(一枚)	一・四五
同　三十番(同)	一・二五
亞鉛浪鐵板三十番(六尺)	一・〇〇
同　(七尺)	一・一七
同　(八尺)	一・五〇
亞鉛引鐵線八番(一九八四斤)	九・八〇
同　十六番(同)	一五・五〇
瓦斯管内徑一吋(一尺)	〇・二〇
同　二吋(同)	〇・四五
レール十二封度(噸)	二八〇・〇〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

■石炭　當月の島內石炭界は冬期需要期を控へ需要頓みに增進し商況活氣旺盛の狀態にして一般に順境を保ち對岸輸出は前月末より廣東方面は戰亂熄み需要活況にて當月末の輸出高三萬二千五百噸に激增し移出高は內地にて需給不圓滑を來したる爲め其の不足の間隙に乘じ二萬六百噸の移出を示せり當月の相場は强含みにて而して當月末の相場左の如し

一等炭（四脚亭）	塊	円 一三・五〇
	切	一二・〇〇
	紛	一〇・〇〇
二等炭（大武崙）	塊	一一・五〇
	切	九・五〇
	紛	八・〇〇
三等炭（南港）	塊	一〇・〇〇
	切	七・〇〇
	紛	五・〇〇

■木材　內地は米松の輸入に壓せられ低落に低落を重ね市況は一時沈靜の狀態にて山元筋も問屋筋も茲一息の軟勢を示したり翻つて島內の商況を窺はんに財界不況の爲め需要振はず內地材及福州材は保合相場を示し實行思はしからず割安なる米國材は稍々良好なり當月の相場左の如し

□內地材

杉貫（長二間幅三寸七分厚六分）	一丁	円 〇・六八
杉棰（正一寸八分角）	一本	一・〇七
杉板（六分）	一坪	四・八三
杉板（四分）	一坪	三・六三
杉桂（三寸五分角）	一本	三・五五
同（四寸角）	一本	四・六〇

□福州材

福州杉丸太末口自三寸五分至六寸長十二尺	一才ニ付	〇・〇九
同 十四尺 同	同	〇・一一
同 十六尺 同	同	〇・一一
同 十八尺 同	同	〇・一三
同四分板七寸以上	一坪ニ付	三・〇五
同六分板六寸以上	同	三・三九
同 挽角檳類	一才ニ付	〇・二三
同 板割	同	〇・三〇

■紙　和紙は一般物價低落の大勢に伴ひ下押の狀態にて需要期も切迫し居るに拘らず最近ざん底に達し市場在荷多大にて實行捗々しからず生產減退せる生漉物さに落付の有樣にて相場は一丸（九千六百枚）四十八圓乃至六十圓美濃紙中物（九千六百枚）三十八圓半紙中物一丸（一萬二千枚）三十五、六圓を唱へたり洋紙も和紙さ同樣實行思はしからず相場は上騰の氣勢なく寧ろ低落に向ひ兎に角實行惡き爲め在庫品益々增加の一方加ふるに舶來紙の壓迫を受け（B）模造紙一封度二十二錢新聞ざら六圓八十錢並ざら六圓にて沈靜裡に越月せり

■肥料　需要期に入るに拘はらず最近米價の慘落糖界不振を始め物價調節に財界は益々緊縮の折柄なれば地方農家の買氣萎縮し市場取引は閑散にて相場豆粕一枚二圓五錢過燐酸石灰（十六度七貫五百匁入）一圓七十錢硫安一噸二百十圓の弱含みなり

■燐寸　沈靜の極に達したる燐寸の商狀は輸出依然不振を呈し需要漸減の狀態なる故市場は至つて活氣なく加ふるに米國ダイヤモンド社さの合同不調に陷りし中央燐寸の狀態は痛く一般の人氣を害し各製造會社の窮狀も察せられ製造家は資金融通を企て在庫品を競つて投賣をなし島內相場は月琴五十二圓珊瑚四十五圓白龍四十圓を示し其他の相場は區々にて大體軟弱のまゝ越月せり

■セメント　滯貨不消化の對策さして各社共平均二割方の生產制限を實行し來たりたる內地セメント界は本年は天候順良の爲め水力電氣工業を主さし諸工事の進捗良好にて需要好

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

況を呈し市場品薄を告げ居る折柄實需筋の買氣引續き旺盛にて各會社は何れも頑強なる態度を持續し爲めに相場は漸騰歩調を辿りて會社側の唱へ値は淺野九圓五十錢愛知小野田盤城各九圓三十錢其他の品も八圓五、六十錢所にて市中小賣相場は十圓より十一圓の高値を唱へあり島內の商狀は需要一向振はず相場淺野七圓二、三十錢の持合ひなり內地高當地安の爲め値引合はず却つて淺野セメント高雄工場より內地に移出し居る有様にて尙對岸の輸出は殆んど絕えたる觀あり

■工業藥品　工業藥品は相變らず實行鈍重なる推移を辿れる爲め需要期と値頃安とより幾分買方の喚起を期待せるも財界の不況金融の梗塞と共に遂に擡頭せず依然沈滯の商況を持續しつゝあり而して曹達灰はプ社對サ社の競爭販賣の結果月印曹達灰竝に天然曹達灰共に激落を告げて輸入減少を來せり當月の相場左の如し

六十六度硫酸二〇〇磅一箱		一四、〇〇円
六十五度同	同	一三、〇〇
二十度鹽酸一二〇磅同	同	一二、八〇
四十度同	一四〇磅同	二三、〇〇
苛性曹達	一箱	一二、六〇
硫化曹達	同	八、二〇
晒粉（カルキ）百磅		一三、八〇
洗曹達	一樽	三、八〇
硫酸曹達	百斤入　一俵	四、七〇
月印曹達灰二〇七磅一袋		輸入元賣止
月印重曹	一袋	八、〇〇
◇印曹達灰二〇七磅		七、五〇
氷醋酸九九％	一壺	一六、二五
▲スメ印粉末石鹼六貫入一箱		七、五〇
カーバイト	一〇〇廿	八、八〇

■麻袋　麻袋は需要激減し取引頗る閑散にてカルカッタ產品は產地高の爲め騰貴し北部に於て移入殆んど無くコロトン產品は取扱ひ便利に金融關係上商人に取りて有利なる故一般に使用多く相場は三十二錢なり

■海產物　產地に於ける漁業家は例年の例により九月に入りては所謂商機の熟する時期となるも豫想外入船殺到し來らず商內圓滑に進捗せず期待を裏切られたる觀あり翻つて島內の商況を窺はんに概して品薄勝にて興味ある商狀も見ざりしが鹽物は鰈、海月の外陸をヒソメ干貝大に活躍し出し其他一般閑散なり相場を示せば左の如し

鯣（排）	六六円	平海老（機械）	九二円
干貝（角）	一〇七	五島鮑	四二〇
鹽　鰈	九、三〇円	海　月	一二

■苧麻　元來島產麻は原料の儘對岸に輸出し加工せられて再び本島に逆輸入の現況にして就中琉球に移出されたる本原料は薩摩上布となりて內地各地に愛用せる而して琉球に於ては原料を我本島其他に仰ぎ尙ほ能く經濟的に經營せられつゝあり豐富なる原料を有する本島に於て經濟的に經營せんとするは本島紡織業普及及び發展上緊要事なるもこれが企業者少く唯り日華紡織會社あるも未だ目的の半にも達せず翻つて市況を窺はんに前月末弗々市場氣分を濃厚化せしめつゝありし苧麻は當月は主として二水物の取引なりしが對岸輸出旺盛にして且つ前記の日華紡織會社は產額の半を消費したるため商況は頓みに強調を以て推移し漸次高を辿り居れり月末相場は宜蘭出辦四十四圓苗栗上物三十五圓を唱へたり

■芭蕉實　內地に移出する芭蕉實は最近益々盛況を極め今年は夏期に暴風雨なく氣候順調のため頗る豐作にして當月の如きは其移出高十八萬四千四十五籠に上り本年の最高移出として芭蕉實開始以來の新記錄を作りたり而し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て前年同月に比すれば八萬三千七百九十四籠の增加を來したり相場は五月より漸次下落歩調を辿り八月中旬以來平均百斤一圓四、五十錢乃至二圓四、五十錢を往來しつゝあり其の原因は販賣の擴張に先だち生產過剩を生じたるさ內地果物出盛りの爲め其の影響を受けたるを主因さし更に最近內地虎疫流行の影響も亦之れを助成したる如し昨年同期に比し二三圓方の安値にて月末市場の相場は三圓方を示せり

●木炭　需要期を目前に控へて居る木炭界は山力に於ては貯炭豐富にして且つ連日の暴風雨の爲め運搬不能となりたる故市場在荷薄を告げ爲めに市場活氣を呈し商人等は直接山力に出動し我先きに買入れんさし而して市場に於ては可成安く賣らんさし互に競爭をなしつゝあり月末の相場は想思炭三圓二十錢雜木炭二圓四十錢を示したり

●鳳梨罐詰　本月の鳳梨罐詰は需用期過ぎたるに依り內地移出減少し相場は雙鹿標一箱(四打)十二、三圓に下落したり

●野菜類　所謂夏枯閑散季さて生產減切減却し、新菊、マコモ、芹菜等出廻りありたるも市場入荷少數量の爲め一般氣配强硬なり月初月末の相場左の如し

品名	月初	月末
大根	一三・〇〇円―一五・〇〇円	一八・〇〇円―一六・〇〇円
ウリ	四・〇〇―六・〇〇	九・〇〇―七・〇〇
白菜	五・〇〇―八・〇〇	一〇・〇〇―八・〇〇
長茄子	四・〇〇―	七・〇〇―六・五〇
丸茄子	七・〇〇―一〇・〇〇	一五・〇〇―一三・〇〇
ハス	七・〇〇―五・〇〇	六・〇〇―五・〇〇
三葉	一六・〇〇―二〇・〇〇	三二・〇〇―二五・〇〇
玉葱	六・〇〇―	八・〇〇―七・〇〇
牛蒡	六・〇〇―八・〇〇	八・〇〇―七・五〇
長山芋	八・〇〇―一〇・〇〇	七・〇〇―八・〇〇
里芋	七・〇〇―七・五〇	七・〇〇―六・〇〇
サヽギ	五・〇〇―六・〇〇	八・〇〇―七・〇〇
枝豆	七・〇〇―一〇・〇〇	七・〇〇―八・〇〇
內地南瓜	一〇・〇〇―八・〇〇	九・〇〇―八・〇〇
ヘチマ	二・〇〇―	二・〇〇―
ニラ花	四・五〇―	五・〇〇―
鹽菜	四・〇〇―	六・〇〇―五・〇〇
葱	三・〇〇―二・五〇	五・〇〇―四・〇〇
姜	三・〇〇―二・五〇	三・〇〇―二・五〇
人參	一五・〇〇―	九・〇〇―一三・〇〇
芹菜	一五・〇〇―一三・〇〇	一四・〇〇―八・〇〇
マコモ	七・〇〇―	二〇・〇〇―一六・〇〇
新菊	六七・〇〇―	二五・〇〇―一九・〇〇

內マコモ、新菊、芹菜の激落甚だしきは月初市場入荷稀少の爲なり

■東都片信□

―東京、森博士からの葉書だより―

(略)　當地本年は大變暖く、また綿入も要らず、火鉢の御用も無之候。左れど田園は最早や晚秋、菊も盛りに候。柿の葉も赤く相成り候、本日は日曜日にて井の頭公園へ散步に參り候。萬世橋より吉祥寺まで一時間程にて著、夫れより五分位にて公園に入り候。池あり林も好く候。歌に曰く。

水は澄く楓は赤し井の頭
栗さ柿さは店前にあり

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣地方自治法令研究

內務局內自治法令研究會

質疑應答

問 街庄制第十條に依り街庄長又は吏員は法令の定むる處に依り國州其の他公共團體の事務を掌るの規定なるが此の公共團體中には農會、公共埤圳、畜牛保健組合、産業組合、赤十字社、愛國婦人會等を包含するや

答 産業組合、赤十字社、愛國婦人會は一の私設團體にして公共團體にあらず此の以外の農會、公共埤圳等の事務は法令の命ずる處に依り街庄長又は吏員に於て其の事務を執行するの義務あるものとす

問 法令に於て定めざる他の團體の事務執行に要する費用は街庄に於て之を負擔する必要なきものと認む如何

答 御意見の通他の團體の事務に依りて生ずる費用を負擔するは總て法令に於て根據あるを要す

問 街庄制施行令第三十四條に街庄長は特別の事情ある者に對しては云々とあり其の所謂特別事情とは如何なる事柄なりや例示を乞ふ

答 納税義務者の生計に困難を來し到底納税義務を果すこと能はざる狀況に立至りたる場合を總稱したるものにして例へば勞役を唯一の財源として生計を立つる者が疾病の爲めに久敷就褥し日々の衣食にも窮するが如きは課税を減免し又は延期を許すべき特別の事情ありと云ふべし

問 地方官々制には知事とあり州制其の他には州知事とあり何等かの意味ありて區別したるにや

答 別段の意義あるものと認めず

問 豫算說明附記中に記載なかりし事項を施行せんとするには豫算更正として正當手續を要するものにや

答 豫算に當初豫定せざりし支出を爲さんとせば豫算外の支出として豫備費を補充して支出するか然らざれば豫算を更正するを正式の手續なりと存ず
豫算說明欄に揭記の有無は關係する處にあらず

問 郡役所費の如き各郡役所の所要經費を總括計上

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

して一欵を成したるものにして其の經費各郡役所に配賦したるに或一二の郡に目の金額不足し他より流用せんとする場合總體に於ては其の必要なしと雖費目流用の手續を爲すべきや

答 御見込の通配付豫算の範圍に於て夫々流用して差支なしと存ず

問 六月號御揭載の借入金の實體卽借入に關する許可要件に影響する變更とある許可要件は如何なる事項を指すや又繰上償還を爲す場合は豫め償還變更の許可を得たる後償還すべきものなるや償還の後變更の報告のみにて差支なきや

答 所謂許可要件とは借入金額、利率、償還方法、償還期限、借入年度等總て借入を許可するに方り要件となしたるものを指稱したるなり又繰上償還は償還方法の變更に外ならざれば純理より云へば繰上償還を爲す以前に一應許可の手續を要すべし但し負擔の輕減に涉る事項は唯報告に止め便宜繰上を爲すも敢て妨なかるべしと存ず

問 六月號に於て住民の貧富の程度に應じ等級を設け賦課するは特別税に付賦課し得ずとの御解釋の處街庄に於て戸税割を賦課するに際り本税たる戸税に階級を付し階級に應じ税率を異にし賦課するは差支なきや例へば本税五圓以下は税率一圓五圓以上十圓以下は一圓二十錢十圓以上十五圓以下は一圓五十錢と爲すが如し

答 例示の如き課税は附加税にあらず特別税なりと存ず

問 市街庄は市街庄税規則第三條但書に依り州知事又は廳長の認可を得たる時は市制施行令第三十四條、街庄制施行令第三十二條の數人又は市街庄の一部に對し特に利益ある事件にあらざる場合に於ても不均一の賦課を爲し得るや

答 御見込の通りと存ず例へば自轉車税に對する雜種税割は自轉車の實用を奬勵する意味に於て他の雜種税割よりも税率を輕減し之に反して自動車税に對する雜種税割は自動車が一面奢侈に屬する物なるの關係上他の雜種税割の税率よりも重課するが如し

問 臺灣州戸税規則第一條中獨立の生計の範圍を同第十七條に依り施行細則に規定し得るや

答 獨立生計の解釋的規定は戸税規則第十七條に所謂施行に關する規定にあらず從て細則に規定すべき事項にあらずと存ず

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

詞　苑

芳山懷古

田原天南

丹壁翠帷舊帝家。玉鑾聲絕有啼鴉。春風無限古陵路。開遍當年御愛花。

客舍聞鵑

雲樹蒼茫萬里程。故山歸路夢分明。三年已制思鄉淚。忍聽不如歸去聲。

寄友人

十歲交情無後悪。千秋知己有前因。聯牀剪燭西窓下。話到三更語益眞。

寄懷大連浩然吟社同人

騷客如雲遼海東。酒詩徵逐擅高風。寄言吟社諸君子。憐否天南獨醉翁。

大正壬戌七月既望緬憶蘇子赤壁遊

誰追坡老繼風流。一葉飄々載月舟。天地之間留二賦。也無人說到曹劉。

寄槇久右翁

羽陽誰闢別乾坤。積善之家餘慶存。錫壽錫賢兼錫福。人間至樂萃君門。

大正壬戌十一月諏訪素濤君擧銀婚式詩以祝之

琴瑟和鳴廿五春。滿堂冠蓋祝銀婚。梅花自是饒淸福。萬歲聲中倒玉樽。

平溪　三十首

古村　尾崎秀眞

沿水傍山一徑通。溪村別闢洞天中。雲梯窮盡驚奇絕。始見仙源造化工」

飛流激石響琴々。老樹雨過嵐氣濃。風物自然多變態。溪山容易現奇峯」

石斷溪窮水作瀧。千尋巖下響淙々。何當一起愚公力。移掛城南讀古窓」

路入平溪景益奇。斷橋懸棧自逶迤。山容水態眞精妙。造化文章是我師」

芒鞋竹杖快如飛。半日高歌度翠微。卅里溪山行欲盡。洞雲吹雨濕吟表」

翠滴千林雨霽餘。溪雲未動日生初。我來踏破空山寂。一鳥驚飛入太虛」

遠近峰巒半有無。雨餘風色尚模糊。濃雲密樹天然景。亂點溪山水墨圖」

怪巖奇石路高低。極目雲山望轉迷。盡日驚瀧飛霹靂。平溪畢竟不平溪」

步從松下踏蒼厓。露滴珠璣濕草鞋。眞個淸冷幽絕地。谷風習々爽吟懷」

雨過溪頭翠作堆。山容如畫望中開。登臨一見人呼快。面々芙蓉飛舞來」

淸曉雨收天氣新。冷然山水有精神。鳴禽自是仙家物。回首人間萬斛塵」

溪山積氣曉氤氳。前路陰晴尚未分。瀑布飛珠濃似雨。隣風散作數峰雲」

洞天中斷石成門。行盡溪頭忽行村。聖代偉觀眞快絕。輕車載夢入桃源」

溪山半日足遊觀。滿袖涼風夏尚寒。目送數行歸鳥後。斜陽影裡下峰巒」

懸棧穿雲躋碧澗。吟情彷彿在仙寰。行々半日平溪路。聽盡泉聲看盡山」

風崖泥跡廿餘年。此日來尋泉石緣。願得半生閑日月。桃源洞裏久留連」

溪流激箭下岧嶢。石勢如飛倚碧霄。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

搔首壯心巖上立，天風吹面髮飄蕭。
萬事惟期付一拋，林泉深處卜幽巢。
青山影裡斷橋外，老我何時結草茅。

山勢逾窮水勢豪，白龍天矯逐金鰲。
瀧名霹靂非虛語，萬壑奔雷吼怒濤。

探幽覓勝碧巖阿，路破蒼苔入薜蘿。
憶起去年歸洛日，杜鵑聲裡訪嵯峨。

一村纔見兩三家，峻道分明石徑斜。
是處別饒生計術，蹲鴟收後種黃麻。

空山落日莽蒼茫，思入煙雲興味長。
目送天邊歸鳥影，遠從木末認殘陽。

填胸丘壑浩難平，欲倩黃荃為寫生。
此日看來皆似畫，山紅澗綠總天成。

峯迴溪轉石冥々，鬼鑿神工跨五丁。
鐵笛一聲山欲曙，快車穿上半天青。

千尺深潭碧作層，石頭飛瀑勢崩騰。
扁舟簑笠誰家子，台是當年嚴子陵。

窮到平溪山盡頭，斷橋危石路難求。
生憎泉響亂人語，欲問前程不自由。

浮生半日足追尋，竹杖穿雲度碧岑。
第一會心人若問，青山影裡聽仙禽。

雲描翠黛映澄潭，上下山光水色涵。
忽地更觀奇絕景，風吹綠葉捲晴嵐。

天將瀑布灑山尖，飛沫千條白散鹽。
定有佳人幽谷住，綠窗高掛水晶簾。

我愛平溪境不凡，閒雲老樹鎖巉岩。
風光酷似岐岨路，滿地蒼苔映碧杉。

平溪贈潘庄長

羨君結屋蒼崖上，日夕去來雲繞幌。
應識山中樂有餘，全家和氣如春釀。

奇懷某氏　二首　　番城　王寶藏

忽驚落葉滿城秋，唧々蟲聲韵獨悠。
他地西風吹舊恨，一簾涼雨動新愁。
懷人嶺上長觀月，憶友燈前又倚樓。
安得雁鴻傳片信，問他舊好幾時修。

回憶旗津握別初，離愁無限託誰舒。
念卿枕上思前夢，笑我齋頭寫此書。
拈管頻教心緒亂，吟花强把俗塵除。
伊人宛在池邊立，倩筆雖描畫不如。

哭玉蘭兒

衣食無虧怕汝寒，時時常作掌珠看。
豈知命短同甘子，從此長哀白玉蘭。

哭藍献祥先生

凶耗傳來淚滿眶，哀君一別作蒙莊。
傷心此去琴音渺，剪紙江頭更斷腸。

鎮日懷君涕淚交，時將熱淚作珠拋。
承家惟有寧馨健，可紹箕裘起鳳蛟。

記得西窓共論文，吟壇風雅早推君。
凌雲未遂身先遊，一慟頻將筆硯焚。

讀酒專賣號有感　二首　　竹軒

道通天地有形外，思入風雲變態中。
休問酒儂杯裡樂，悠悠世上萬慮空。

只似長鯨吸百川，雄心落落仰蒼天。
已通大道三杯酒，一斗終惟合自然。

漁舟　　鳳山　林嘉禮

漁歌一曲向中流，潮正平時網正投。
偏喜西江鱸鱠美，有人立岸急呼舟。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

十月

▼九日
□臺灣總督府に於ける物價調節委員會本日より開催せらる。

▼十日
□田總督は臺中に於ける芭蕉市場及び農業倉庫を巡視したる後通霄に擧行せられたる海岸線開通式に臨場す。
□臺灣三市街警察署は物價調節に關し所轄各市場に於て度量衡の檢査を行ふ。
□臺灣人黃土水氏の作品（楯杖せる女）本年の帝展に入選す。

▼十二日
□淡水郡主催臺北州農會第四回產牛品評會褒賞授與式を淡水街に擧行す。

▼十三日
□物價調節十三箇條に對する具體的實行案に就き各州內務部長たる地方委員長打合會を總督府に開く。

▼十五日
□地震のため大溪水道路山崩れあり通行中の脚丁六名生埋となり內一名は發掘せらる。

▼十六日
□總督府殖產局長より物價調節十三箇條の實行方法を發表す。

▼十七日
□臺灣體育協會陸上競技部の第三回全島大會を臺北新公園に開催す
□崇聖會主催、祀孔典禮を臺北蓬萊公學校講堂に擧行す。

▼十九日
□東都斯文會主催二千四百年紀念孔子祭に參列す可く、丸井社寺課長、謝汝銓、李種玉の三氏上京の途に就く。

▼二十日
□製糖研究會第二十四回の會合を本年初めて臺北に開き十九日、二十日の兩日中央研究所に於て之を擧行す。

▼二十一日
□臺南市婦人會は本日午後二時より臺南女子公學校に於て發會式を擧行す。

▼二十二日
□臺北茶商公會主催臺灣製茶品評會は本日より一週間臺北下奎府町の陳祖廟に開かる。

▼二十三日
□臺北市主催臺北市內六小學校兒童聯合運動會は本日臺北新公園グラウンドに於いて開催せらる、公學校同會は二十四日擧行。

▼二十四日
□鐵道部は縱貫線全通式の紀念日を卜し第二回の職員功績章授與式を擧行す。

▼十月二十五日
□第十五回三等郵便局長會議は本日より四日間臺北市陸軍偕行社に於て開催せらる。
□臺南警察展覽會は本日臺南公館に於て開催せらる

▼二十六日
□警察航空班主催屏東臺北間長距離飛行本日擧行せらる。
□故明石總督三年祭は本日三板橋の同墓前に執行せらる。
□田總督は官邸に於て米國新舊領事の送迎會を開く。

▼二十八日
□臺灣神社に於て本日午前八時より、田總督供進使として參向大祭式を執行す。

▼三十日
□臺灣教育會は本日の勅語記念日を教育デーと定め自今每年此の日を以て本島に教育宣傳を爲すに決す。
□同會は本日の教育勅語記念日を卜し本島教育事業の功績者土性善九郎氏外十四氏の表

彰式を總督府會議室に於て舉行す。

▼三十一日

〇總督官邸に於て天長節祝賀園遊會を催はす

〇總督府に於ては本日を卜して私設社會事業に助成金を下付す。

人事消息

▼有賀長文氏（三井合名會社重役）　十月十八日視察の爲め來臺

▼鼓包美氏（參事官）　十九日上京

▼丸井圭治郎氏（社寺課長）　同上

▼許廷光氏（總督府評議會員、本誌評議員）孔子祭參列の爲め十九日上京

▼ヒチコク氏（米國領事）　長崎總領事に轉任し二十九日出發

▼平山寅次郎氏（本誌評議員）二十九日內地へ赴く

▼赤司初太郎氏（同）　二十一日內地へ

▼グッデーア氏（新任米國領事）　二十四日新任挨拶の爲め總督を訪問す

▼福田軍司令官　二十四日上京

▼大島正滿博士（研究所技師）　三十日內地より歸臺

▼小泉丹博士（同）　同上

任命

▼九月三十日

總督府醫院醫長
兼醫學專門學校教授　藤原諫造

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

郡守　荒木藤吉

東京及大阪ノ兩府下ヘ出張ヲ命ス

▼九月二十九日

師範學校教諭　渡邊節治

任總督府師範學校教諭、補臺北師範學校教諭兼附屬小學校主事

▼十月二日

總督府屬　長谷部一郎

兼任總督府州理事官、臺北州勤務ヲ命ス

▼十月三日

總務長官　賀來佐賀太郎

上京ヲ命ス

法院判官　石崎皆市郎

兼補臺南地方法院嘉義支部判官

港務官　藤井精次

基隆港務所庶務課長兼港務課長ヲ命ス

港務官　淺香貞次郎

基隆港務所庶務課長兼港務課長ヲ免ス

▼十月五日

專賣局事務官　田房秀之助

歐米各國ヘ出張ヲ命ス

警察官及司獄官
練習所教官　能澤茂吉

東京府並青森、秋田、山形、岩手、宮城、福島、栃木、新潟、富山、石川、福井、愛知、三重、和歌山、香川、德島、兵庫、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、鹿兒島、宮崎ノ二十九縣下ヘ出張ヲ命ス

▼十月六日

公立實業學校教諭　江副秀喜

南支那及英領香港ヘ出張ヲ命ス

▼十月九日

專賣局事務官　川副龍雄

中央研究所評議會員ヲ命ス

總督府海事官　藤井精次

臺灣汽船職員懲戒委員ヲ命ス

法院判官　常見秀夫

兼補高等法院覆審部判官、退職ヲ命ス

▼十月十日

鐵道部事務官　戸水昇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

判　事　芝崎政和
任總督府事務官、通信局監理課長兼爲替貯金課長ヲ命ス

判　事　矢田績一郎
任總督府法院判官、補臺北地方法院判官

總督府事務官　深川繁治
任總督府法院判官、補臺南地方法院嘉義支部判官

通信局監理課長、爲替貯金課長兼務ヲ免ス

▼十月十一日

中央研究所技手　帖佐　涉
兼任總督府州技師、臺南州勤務ヲ命ス

公立中學校教諭　鹿股深藏
任公立中學校教諭、補臺中第一中學校教諭

公立實業學校教諭　野中鐵二
任公立實業學校教諭、補臺中商業學校教諭

▼十月十二日

總督府編修官　丸井圭治郎
東京及京都ノ二府竝兵庫縣下ヘ出張ヲ命ス

通信技師　杉山鉦太郎
滯京ヲ命ス

▼十月十三日

州警察醫　近藤忠二
願ニ依リ本職ヲ免ス、爲手當月二百四十圓ヲ給ス

▼十月十六日

總督府參事官　政　包美
上京ヲ命ス

師範學校教諭　渡邊節治
臺灣小學校及公學校教員檢定委員會常任委員ヲ命ス

▼十月十八日

公立中學校教諭　萬宗直太郎
廣島縣下ヘ出張ヲ命ス

▼十月二十日

公立中學校教諭　河瀬半四郎
東京、神奈川、埼玉、岐阜、德島ノ一府四縣下ヘ出張ヲ命ス

▼十月二十一日

總督府技師　井上　淸
土木局高雄出張所長長尾正元不在中代理ヲ命ス

總督府技師　和田　成
土木局高雄出張所長代理ヲ免ス

▼十月二十四日

法院判官　渡邊里樹
補臺南地方法院嘉義支部判官兼臺南地方法院判官

專賣局技師　神谷俊一
東京、大阪、京都、廣島、兵庫ノ三府二縣下ヘ出張ヲ命ス

公立高等女學校長　楠　基道
東京、大阪、京都、岐阜、新潟、山口、廣島ノ三府四縣下ヘ出張ヲ命ス

▼十月二十七日

總督府財務局長　阿部　滂
上京ヲ命ス

公立高等女學校長　田川辰一
東京、大阪、宮城、三重、福岡ノ二府三縣下ヘ出張ヲ命ス

專賣局事務官　田房秀之助
東京府及兵庫縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府警視　佐藤求巳
東京、兵庫、香川、愛媛ノ一府三縣下ヘ出張ヲ命ス

陸軍工兵少尉　加福均三
任總督府中央研究所技師兼專賣局技師

州技師　堀內善一郎
任總督府技師、土木局營繕課勤務ヲ命ス

總督府屬　豐原瑞穗
任專賣局副事務官、願ニ依リ本職ヲ免ス

臺北州屬　原田　保
兼任州警視、臺北州勤務ヲ命ス

總督府技手　久保　止
任總督府技師、殖產局農務課勤務ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼十月二十九日

公立高等女學校教諭　廣松良臣

臺北第三高等女學校長田川辰一不在中代理ヲ命ス

▼正誤▲前號本欄中「於保乙彦」トアリシハ「於保乙彥」ノ誤ニ付訂正ス

編輯雜記

▼東鄕委員、十一月三日臺東花蓮港の視察を了りて歸北す

▼池田忠吉君、病氣の爲め十月二十九日歸省

▼峰谷彬君、十一月一日內地へ歸還

寄贈書目

書名		發行所
東亞經濟研究	同	其社
實業之臺灣	同	其社
臺法月報	同	其社
糖業	間	臺灣糖業研究會
臺灣教育	同	其社
極東公論	同	其社
大觀	同	拓殖新報社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課

朝鮮	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
東拓月報	同	東洋拓殖會社
會報	同	名古屋市教育會
臺灣鐵道	同	其社
青島商報	同	其社
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共慰會
博愛	同	臺灣博愛社
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社
臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海事新報	同	帝國海事協會
週報(上海貿易)	同	上海日本商業會議所
東洋	同	東洋協會
南洋經濟新報	同	新嘉坡商品陳列館
內外評論	同	其社
偕行社記事	同	陸軍偕行社
海友	同	大連海務協會
地方行政	同	帝國地方行政學會
內外情報	同	外事課調查課
臺灣パック	同	臺灣パック社
高砂パック	同	高砂パック社
統計學雜誌	同	統計學社
遞信協會雜誌	同	遞信協會
滿蒙實業彙報	同	大連商業會議所

會計	同	明治大學出版部
統計集誌	同	東京統計協會
一味	同	本願寺臺灣開教々務所
極東	同	極東社
對岸時報	同	福井縣對岸實業協會
國際經濟	同	國際經濟協會
產業事報	同	日本產業協會
臺灣醫學會雜誌	同	醫學專門學校
煙草通信	同	專賣局煙草課
日印協會々報	同	日印協會
臺政新報	同	臺政新報社
大亞	同	大亞義會
まこと	同	臺灣三成協會
大陸	同	大陸社
月報	同	小樽商業會議所
臺灣之茶業	同	臺北茶商公會
戰	同	其社
讀書會雜誌	同	滿鐵讀書會
臺灣	同	
海外重要記事	同	總督官房調查課
會報	同	名古屋市教育會
警務彙報	同	其社
滿州之社會	同	滿州社會事業研究會
JOURNAL INDO-JAPANESE ASSOCIATION.		日印協會
南葵文庫報告	同	其社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報總目次

自一月號至六月號

□卷頭言

題目	署名者	月	頁
改歳一新の志		一	一
桃花開くこと早し		二	一
斯の人今や亡し		三	一
新教育令の精神		四	一
人類文化の一大光明		五	一
始政紀念日を迎へて		六	一

□時報

時報		一	二
同		二	二
同		三	二
同		四	二
同		五	二
同		六	二

□論說

臺灣產業の現在及將來	川崎卓吉	一	六
關稅制度の撤廢と臺灣貿易	齊藤愛二	一	一八
華僑の糖業に就て	中瀬拙夫	一	二五
臺灣に於ける免囚保護事業に就て	和田一次	一	三五
戰後の獨逸	田原禎次郎	一	四四
在米邦人に關する諸問題	末松偕一郎	一	六三
支那財政の眞相と國際管理	木村增太郎	一	七三
滿蒙及西伯利移民論	松岡正男	一	七九
偶感	片山秀太郎	一	八三
哲理五則	鎌田正威	一	八七
同姓結婚に關する解惑	鷹取田一郎	一	九三
本島外國貿易概況	齋藤愛二	二	六
岡松博士と臺灣立法	片山秀太郎	二	一八
社會事業に就て	佐藤正俊	二	二三
同性結婚に關する解惑	鷹取田一郎	二	三五
征蕃私記に現はれたる樺山伯の事蹟	木村匡	三	六
林野整理事業一班	野呂寧	三	二三
社會事業に就て	佐藤正俊	三	二八
Nippongo wo hattatu saseru Romaji	Nakamama Ryodi	三	三九
世界的植民政策の革新と我が新教育令	末松偕一郎	四	六
華盛頓會議の批判	加藤直士	四	一六

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Taiwan no sake	Nakagawa Ryodi	四	三一
岡松博士の大著「臺灣生蕃慣習研究」出づ	片山秀太郎	五	六
國有財法産と國有財産の名稱、範圍、分類及其の事務の管理に就て	川村直岡	五	一一
朝鮮の土地改良事業と水利組合	東郷實	五	一九
我邦の南方發展と臺灣の使命	木村增太郎	五	三三
產業組合と臺灣に於ける其の助長	千石興太郎	五	四一
臺灣の鹽政に就て	松下芳三郎	六	六
國有財產の讓渡及國有財產に關する私權の設定に就て（其二）	川村直岡	六	一六
進化論及進化論者	小泉丹	六	四六
廣東市政觀	佐藤矢	六	五八

調査研究

臺灣に於ける木材需給の現況及將來	淺野安吉	一	一〇六
臺北公設質舖の業績	前田稔靖	一	一一五
香港の阿片事情	井出季和太	一	一二三
爪哇島の棉布貿易	官房調查課	一	一三四
水利組合令に就て	內務局市街庄課	二	四九
安平港及運河	臺南州	二	五三
內地臺灣對照魚貝名	總督府水產課	二	六二
布哇の教育及人種問題と日本人	曾念昌永譯	二	六九
南洋と煙草	官房調查課	二	七五
爪哇市場を觀す	殖產局商工課	二	八五
獨逸學制の大變革	後藤政平譯	二	九一
臺灣の畜牛保健組合に就て	鳩野政雄	三	五二
臺南大圳一斑	枝德二	三	六一
世界の砂糖產額と戰前後の獨逸糖業	田原天南	三	六五
支那に於ける木材貿易	永山止米郎	三	七五
交趾支那の糖業的價值	眞宝幸教	三	九六
布哇の教育及人種問題と日本人	曾念昌永譯	三	一一〇
世界經濟と獨逸の復奮	後藤政平譯	三	一一五
本島監獄制度に就て	和田一次	四	四一
錫蘭島の近狀	田原天南	四	四八
香港の貿易	井出季和太	四	五三
交趾支那の糖業的價值補遺	眞宝幸教	四	九一
スマトラ東海岸の輸出貿易	總督府官房調查課	四	九一
布哇人の教育及人種問題と日本人	曾念昌永譯	四	一〇四
世界に於ける日本糖業の地位	拓殖局調查	五	六〇
外人の監督せる支那鹽政の現狀	松下芳三郎	五	七〇
香港の貿易	井出季和太	五	八四
印度の英國商社	下田文一	五	一〇二
歐洲の家庭使用人法	田原天南	五	一〇五
外人の監督せる支那の鹽政	松下芳三郎	六	六七

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

總目次—3

香港の貿易　井出季和太　六　七八
支那に於ける獨逸人の活動　後藤改平　六　九三

□特　欄

蕃都の誇り　一　一〇五
開發の愉快　一　一三八
岡松博士追悼會に於ける賀來長官の弔辭　二　一〇八
米國では酒責に逢った　二　四八
芭蕉の葉蔭（下村博士の歌集）　二　六八
朝鮮だより　二　一一〇
大阪の芝居を見て（可行子）　二　九六
樺山伯の臺灣視察　三　四八
非常な雄辯家で研究心の強かった樺山伯　三　一一九
征蕃私記　四　三七
クラーク先生と精神教育　四　一一四
攝政宮御盛德の一端　四　一〇九
生蕃の神話　五　五八
征蕃私記　五　一一〇
內地通信　六　六四
征蕃私記　六　九八

□統　計

臺灣人口男女及年齢級別　國勢調査部　一　一三九

□島　情

島　情　一　一六九
同　二　一一一
同　三　一二〇
同　四　一一〇
同　五　一一三
同　六　一〇一

□協議會記事

各州協議會　一　一五五
新竹の州治に就て　常吉德壽　二　九七

□地方自治法令欄

臺灣地方自治法令研究　四　一四〇
同　五　一三一
同　六　一二〇

□海外重要記事

南支南洋其他の海外重要記事　二　一三三

同　四　一四四
同　五　一三六
同　六　一三四

□雜　爼

トサリ行　田澤震五　一　一八三
同性不婚の意義　片岡巖　一　一八七
臺南行　田澤震五　二　一二四
大正の古島民　蕉鹿夢　二　一三〇
マニラ所見　田澤震五　三　一二九
長江感慨ぽつり〳〵　G　S生　三　一三三
征臺史上に顯はれし山縣公の外征三策　蕉鹿夢　四　一二三
鄭　番　仙俗居士　四　一二五
長江感慨ぽつり〳〵　G　S生　四　一三二
盤谷所見　田澤震五　四　一三七
民族心理に歸納せらるゝ原始的自殺性　蕉鹿夢　五　一二〇
暹羅所見　田澤震五　五　一二四
長江感慨ぽつり〳〵　G　S生　五　一二八
樺山總督が最初の臺南視察　蕉鹿夢　六　一一一
長江感慨ぽつり〳〵　G　S生　六　一一六

□詞　苑

詞苑　一　一九〇
同　二　一四一
同　三　一四八
同　四　一五〇
同　五　一五二
同　六　一二四

□日誌、人事、任命

日誌、人事、任命　一　一九三
同　二　一四三
同　三　一五〇
同　四　一五二
同　五　一五四

□漢　文

臺灣產業之現在及將來（川崎卓吉）　一　一九八
就臺灣水利組合令而述（內務局市街庄課調查）　二　一四九
林野整理事業之一班（野呂寧）　三　一五五
關于新敎育令實施田總督諭告　四　一五六
岡松博士所著之「臺灣番族慣習研究」書告成（片山秀太郎）　五　一六〇
廣東市政觀（佐藤矢）　六　一三一

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報總目次

自七月號至十二月號

□卷頭辭

題目	署名者	月	頁
世界的試練たる酒專賣		七	一
今が史料編纂の時期		八	一
汕頭の災害		九	一
物價調節の前に國民の自覺		一〇	一
海岸線の開通		一一	一
壬戌の歲の暮に		一二	一

□時報

題目	署名者	月	頁
時報		七	二
同		八	二
同		九	二
同		一〇	二
同		一一	二
同		一二	二

□訓辭

題目	署名者	月	頁
田總督の地方長官に對する訓示		七	六
史料編纂に關する賀來委員長の告辭		七	二二
史料編纂に關する持地編纂部長の演述		七	二三

□論說

題目	署名者	月	頁
臺灣に於ける酒專賣制度	賀來佐賀太郎	七	六
臺灣の酒專賣に就て	池田幸甚	七	一二
酒專賣所感	鎌田正威	七	一六
余の眼に映じたる戰後の歐洲	梅谷光貞	七	二八
進步的同情的なる臺灣の統治	ドクトルペーチー	七	四七
國有財產に關する私權の設定に就て	川村直岡	七	五三
癩研究の現況	横川定	七	七一
臺灣の茶業に對する余の希望	喜多孝治	八	二八
思想問題の歸着點	樋口秀雄	八	三六
臺灣の地方行政に就て	賀來佐賀太郎	九	六
臺灣の產業政策に就て	喜多孝治	九	二五
獨逸の物價調節と暴利令(上)	田原天南	九	二八

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二一年一九二二年の歐米の旅	石井光次郎	九	三四
臺灣財政の現狀	阿部滂	一〇	六
都市計劃と山林都市	野呂寧	一〇	三三
獨逸の物價調節と暴利令(中)	田原天南	一〇	六二
昨日及明日の航空	佐藤求巳	一〇	六八
海岸線鐵道開通に就ての所感	新元鹿之助	一一	六
支那農業の開發と我國	木村增太郎	一一	一一
獨逸の物價調節と暴利令(下)の一	田原天南	一一	二一
日本語源と諸族との關係に就て	北里闌	一二	六
支那貿易の奇現象	木村增太郎	一二	二五
獨逸の物價調節と暴利令	田原天南	一二	三一
衞星都市に就て	黑谷了太郎	一二	三九
□調査研究			
香港の貿易	井出季和太	七	八一
香港大學の現狀	越村生譯	七	九三
支那に於ける獨逸人の活動	後藤改平譯	七	九九
香港の貿易	井出季和太	八	六〇
移住目的としての蘭領印度	後藤改平譯	八	七一
香港大學の現狀	越村生譯	八	七四
臺灣公設質舖の成績に就て	中田榮次郎	九	六三
玫瑰の糖業	染谷成章	九	八四
臺灣の民事調停制度に就て	中栄爲次郎	一〇	九三
廣東の貿易	井出季和太	一〇	九八
移住目的としての蘭領印度	後藤改平	一〇	一一八
鰹漁業の南遷に就て	宮上龜七	一一	二七
高雄州下長壽者の狀態	高雄州調査	一一	三七
廣東の貿易	井出季和太	一一	四五
獨逸の將來は東方に在り	後藤改平譯	一一	六六
Kotosyo no Hanasi	Kakinami	一二	四五
州稅各市街庄別納稅成績	州廳課	一二	五三
支那の茶業	小林一馬	一二	六二
汕頭の貿易	井出季和太	一二	七二
□酒專賣彙報			
酒專賣諸報		七	一〇七
□特欄			

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

清治の種類も數々御座る　七　二六
くれ竹集(新元鹿之助)　七　七四
内地通信　七　一〇四
福田軍司令官の逸話と其書翰　八　二七
贈從四位の小島省齋先生　八　三八
平和博を觀て　八　八〇
征番私記　八　一一二
新臺灣史の目錄草稿　八　一一六
避暑だより　八　一三一
花も實もある果物時計　九　六二
「竹になりたや」の桂竹と「見てら涼しや」の緘麻竹　一〇　九〇
附、秋の新店渓　一〇　九一
民法商法其他施行に關する法令　一〇　一四〇
思ひしのばるゝ二つの史料(燕　鹿　夢)　一一　七四
征番私記　一一　一一九
北ボルネオの首狩(越村生譯)　一一　九四
臺灣名物の竹筏　一二　四四
征番私記　一二　八七
清鹽から　一二　一一八

□統　計

臺灣人口統計論　堤　一馬　八　八三
臺灣における登記貸金の利率調　財務局金融課　八　九三
臺灣人口統計論　堤　一馬　九　一二六
同　同　一〇　一二四
同　同　一一　七七
同　同　一二　九一

□島　情

島　情　八　一二八
同　九　一四五
同　一〇　一四三
同　一一　九五

□地方自治法令欄

臺灣地方自治法令研究　七　一四七
同　八　一二五
同　一〇　一四六

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同　一二　一二五

□雜　俎

木上生活　蕉鹿夢　七　一四四

□詞　苑

詞苑　七　一五四
同　八　一三二
同　九　一五〇
同　一〇　一四八
同　一一　一二三
同　一二　一二七

□日誌、人事、任命

日誌、人事、任命　七　一五六
同　八　一三四
同　九　一五一
同　一〇　一五〇
同　一一　一二五
同　一二　一二九

□漢　文

在臺灣之酒專賣制度（賀來佐賀太郎）　七　一六一
就于臺灣之酒專賣實施而述（池田幸甚）　七　一六四
於大正十一年七月二十四日史料編纂委員會賀來委員長告辭　八　一三九
於史料編纂委員會持地編纂部長之演述　八　一四〇
田總督對地方官訓示　九　一五六
就臺灣之產業政策（喜多孝治）　一〇　一五五
林業不可忽矣（高島　愿）　一〇　一五七

□海外重要記事

南支南洋其他重要記事　七　一
同　八　一
同　九　一
同　一〇　一
同　一一　一
同　一二　一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣總督府編纂

臺灣事情

大正十年版

總クロース金文字入
ポケツト形四百六十頁 寫眞及地圖入、賣價送料共金貳圓

本書は從來の臺灣事情の乾燥無味なるに反し記事の體裁を改めて趣味あるものとなし二十五章百餘節の事項は總て改訂增補を加へ新たに寫眞二十葉を挿入し最後に臺灣地圖を附したるものにして內容外形共に全然面目を一新したるものなり

發賣所　臺北市榮町　新高堂

右今般當所に於て發行候に付所要の向は至急前記發賣所へ申込まれたし

臺灣總督府內
臺灣時報發行所

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ヴエネヅエラ政府の財政と豫算
Finances and Budget of the Venezuelan Government. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 816.)

ペルーの黄金時代
The Golden Age of Peru. (S. A. m. Oct. '22. P. 246.)

一九二二年上半期のリオデジャネロの石炭輸入額
Six Months Imports of Coal at Rio de Janeiro, Brazil. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 845.)

智利の對外貿易
Chilian Trade. (S. Sept. 9, '22. P. 369.)

智利の硝石市況好望
Chilian Nitrate Market Optimistic. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 794.)

智利に於ける鐵道電化
Railroad Electrification in Chile. (S. A. m. Oct. '22. P. 229.)

リヴア・プレートに於ける木材市況と其伐採業
Lumber Market and Industry in the River Plate. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 789.)

リヴア・プレートに於ける木材市況と其伐採業
Lumber: Market and Industry in the River Plate. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 862.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二二年七月の米國食料品輸出貿易情況
Trend of Export Trade in Foodstuffs. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 705.)

米國タイヤ市況
The Trend of American Tire Markets. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 708.)

一九二二年最初七箇月中の米國化學品輸出狀況
U. S. Chemical Exports in 1922. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 710.)

依然不振を極むる米國鋼の輸出
U. S. Steel Exports Continue to decline. (Com. R, Sept. 11, '22. P. 718.)

米國の革製品輸出情況
U. S. Exports of Leather Manufactures. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 723.)

一九二二年七月の米國軟木類輸出減退
July Lumber Exports. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 725.)

本年七月中の米國石油輸出情況
July Exports of American Petroleum. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 729.)

本年七月中の米國農具類輸出增加
Increase in Agricultural-Implements Exports in July. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 730.)

本年七月の米國自動車類輸出減退
July Automotive Exports decreace. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 778.)

本年七月中の米國電氣器具類輸出情況
Electrical Exports during July. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 780.)

本年七月中の米國石油輸入情況
Petroleum Imports during July. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 787.)

米國に於ける新聞業
Newsprint Industry in U. S. (Com. R. Sept 18, '22. P. 791.)

米國の紙類輸出增加
Increase in American Paper Exports. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 792.)

米國の護謨製品取引
U. S. Trade in Rubber Goods. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 793.)

一九二一/二二年(會計年度)の米國輸出入貿易情況
Trend of U. S. Foreign Trade for Fiscal Year. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 821.)

紐育に於ける砂糖市況＝突發的低落は豫期されず
Sugar is not expected to Drop Abruptly. (M. T. Sept. 21, '22. P. 1.)

米國の飛行機と其對外市況
American Airplanes and their Forign Markets. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 846.)

墨西哥及中央亞米利加

手堅き墨西哥の綿製品市況
Mexican Cotton Goods Market Hardening. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 785.)

一九二一年の墨西哥產油額(官廳統計)
Mexican Official Oil Statistics for 1921. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 869.)

パナマの石炭取引
The Coal Trade of Panama. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 844.)

パナマに於ける石油製品輸入貿易
Petroleum Trade in Panama. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 868.)

南 亞 米 利 加

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

バルチツク沿岸・東歐及巴爾幹諸邦

エストニア、ラトヴィア、リトアニアの經濟狀態
Esthonia, Latvia and Lithuania. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 772.)

フインランドの紙及パルプ業情勢
Condition of Finland's Paper and Pulp Industry. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 729.)

フインランドの輸出貿易好望
Finland. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 771.)

ポーランド近況
Poland. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 770.)

チエツコ・スロヴアキアの一般產業狀態
Czechoslovakia. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 702.)

チエツコ・スロヴアキアの農具類製作
Manufacture of Agricultural Implements in Czechoslovakia. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 860.)

ルーマニア近情
Rumania. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 773.)

ルーマニアの石油產額と其輸出
Petroleum Production and Exports of Rumania. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 787.)

ルーマニアの煙草業
Tobacco Industry in Rumania. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 855.)

ユーゴースラヴイアの經濟狀態
Yugoslavia. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 772.)

ブルガリアの一般財政狀態
Bulgaria. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 774.)

東部歐洲の鍵鑰たる巴爾幹諸邦
The Baltic States: The Key to Eastern Europe. (S. Sept. 9, '22. P. 370.)

■阿　弗　利　加■

埃　及　及　其　他

スエズ運河の運貨
Swez Canal Traffic. (S. Sept. 9, '22. P. 374.)

葡領東阿弗利加の石炭取引
Coal Trade of Portuguese East Africa. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 781.)

南阿弗利加採鑛業の發達
Improvement in South African Mining Situation. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 703.)

南阿弗利加の經濟狀態
South African Economic Conditions. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 754.)

■兩　米　大　陸■

加奈陀及北米合衆國

加奈陀の水力電氣業發展
Canadian Hydro-eretric Power Development. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 780.)

加奈陀の紙及パルプ輸出情況
Canadian Exports of Paper and Pulp. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 564.)

米國に於ける炭坑夫罷業と國民＝米國人の見解
Strikes and the Nation. (Ol. Sept. 9, '22. P. 14.)

米國炭坑夫罷業の及ぼせる經濟・政治・社會的影響
A Review of the Economic, Political and Social Results of the Great Strikes. (Ol. Sept. 6, '22. P. 12.)

米國棉產額概況
The Cotton Crop Outlook. (S. Sept. 9, '22. P. 375.)

一九二一年中の米國金及銀產額
Refinery Production of Gold & Silver in the U. S. during '21. (S. Sept. 9, '22. P. 375.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

獨逸の剝篤亞斯情勢
German Potash Situation. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 859.)

獨逸の革類市況
High Prices in German Leather Trade. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 857.)

一九二二年六月中の獨逸鐵・鋼對外貿易
German Foreign Trade in Iron & Steel in June. (Com. R Sept. 25, '22. P. 849.)

再び騰貴せる獨逸の鋼價
German Steel Prices Rise again (Com R Sept. 25, '22. P. 850.)

第三回國際聯盟と澳國
The League and Austria. (S. Sept. 9, '22. P. 365.)

本年八月中の墺國財政情況
Austria. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 769.)

墺國の製紙業
The Austrian Paper Industry. (Com. R Sept. 18, '22 P. 793.)

墺國の煙草業
Tobacco Industry in Austria. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 806.)

和蘭の皮革業不振
Dutch Hide and Leather Business Dull. (Com. R Sept. 18, '22. P. 795.)

和蘭の商取引好況
Netherlands. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 832.)

西班牙・瑞西・露西亞

西班牙の產炭額と其輸入貿易
Spanish Coal Production and Trade. (Com. R Sept. 11, '22. P. 727.)

西班牙のオリーブ製油業
Olive-Oil Industry of Spain. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 775)

一九二二年七月中の西班牙經濟狀態
Spain. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 833.)

瑞西に於ける壁紙市況
Market for Wall Paper in Switzerland. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 721.)

瑞西の外國公債案
Foreign Loan Policy of Switzerland. (Com. R. Sept 18, '22. p. 803)

瑞西の織物業
Swiss Textile Industries Cautious. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 866)

瑞西の石油製品輸入貿易
Swiss Import Trade in Petroleum Products. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 868.)

ソヴイエツト・ロシアの近情
Conditions in Soviet Russia. (S. Sept. 9, '22. P. 368)

露西亞產棉花將來の市況
Future Markets for Russia Cotton. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 717.)

スカンヂナヴイア諸邦

スカンヂナヴイア諸邦の一般近情
Scandinavian Countries. (Com R. Sept. 25. '22. 834.)

瑞典新聞紙の見たる世界パルプ市況
Swedish View of World Pulp Market. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 721.)

瑞典の鐵・鋼業情勢
Situation in Swedish Iron and Steel Industries. (Com R. Sept. 25, '22. P. 851.)

瑞典の煙草專賣
The Swedish Tobacco Monopoly. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 855)

丁抹の靴類製造情況
Boot and Shoe Industry in Denmark. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 856.)

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

佛蘭西近情
France. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 765.)

佛國の產炭額と其貿易
French Coal Production and Trade. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 845.)

一九二一年に於ける佛國自動車登錄數
Motor Vehicle Registration in France for 1921. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 848.)

佛國の護謨貿易
Rubber Trade of France. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 870)

一九二二年最初三箇月中の伊太利貿易
Italy. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 700.)

フローレンス地方の近情
Conditions in the Florence District. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 752.)

伊太利の製紙業
The Italian Paper Industry. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 792.)

伊太利の靴類輸入情況
Italian Imports of Boots and Shoes. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 796.)

伊太利及チュニスのオリブ油搾取業
Olive Oil Industries of Italy and Tunis. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 852.)

繁盛を極むる伊太利の人造絹業
Italian Artificial Silk Industry Flourishing (Com. R. Sept. 25, '22. P. 867.)

伊太利の石油製品輸入情勢
Imports of Petroleum Products into Italy. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 869.)

伊太利の公債
The Italian Public Debt. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 874.)

白耳義の人口
Belgian Population. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 753.)

白耳義に於ける農具類の製造と其販賣
Production and Sale of Agricultural Implements in Belgium. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 768.)

白耳義近情
Belgium. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 830.)

白耳義の鋼取引好望
Improvement in Belgian Steel Trade. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 849.)

獨逸・墺地利・和蘭

獨逸違約の眞因＝外的監督の必要
Why Germany Defaults: Foreign Control Necessary. (T. d. No. 43131, Sept. 8, '22. P. 11.)

本年八月下旬の獨逸一般情勢
Germany. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 766.)

東プロシヤの石炭取引
Coal Trade in East Prussia. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 782.)

獨逸の褐炭と煉炭產額
German Production of Lignite and Briquets. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 783.)

獨逸の磁器製食器近情
German Porcelain Table-ware Industry. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 801.)

獨逸の船舶情況
German Shipping Condition. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 807.)

獨露の貿易關係
German-Russian Trade Relations. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 818.)

獨逸の需要する英國炭
German Demand for British Coal. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 844.)

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

濠洲及新西蘭

南濠洲に於ける英國の少年
British Lads in South Australia. (T. I. Sept. 16, '22. P. 416.)

濠洲の一般經濟情況
Australia. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 829.)

モアウエルの電氣設計進捗
Progress of Morwell Electrical Development Scheme. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 871.)

新西蘭の羊毛=好況
New Zealnd Wool. Improved Prospects. (T. T. S. Vol. X, No. 218, Sept. 9, '22. P. 524.)

新西蘭の皮革業
New Zealand Leather Industry. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 723.)

一九二二年七月中の新西蘭輸入貿易
New Zealand. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 830.)

本年上半期に於ける新西蘭貿易の出超
New Zealand's Favorable Balance of Trade. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 885.)

■歐　羅　巴■

一　般

歐洲に於ける家畜類情勢
European Live-stock Situation. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 852.)

歐洲列國の經濟情況
The Financial Condition of Europe Nations. (M. T. Oct. 10, '22. P. 10.)

英　吉　利

英國に於ける實業學校の將來
The Future of Industrial Schools. (T. E. S. Sept. 2, '22. P. 367.)

愛蘭に於ける銀行業
Banking in Ireland. (S. Sept. 9, '22. P. 368.)

海外に於ける英國商業會議所「帝國」なる稱號使用許可
British Chambers Abroad: Permission to use the Word "Empire" (T. T. S. Vol. X, No. 218, Sept. 9, '22. P. 532.)

英國最近の經濟狀態
Great Britain. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 699.)

本年七月中の英國石油製品輸入情況
British Trade in Petroleum Products. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 729.)

本年七月の英國木材貿易
July Lumber Trade of U. K. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 791.)

一九一三、二二年最初六箇月中の英國對外貿易
Direction of British Trade Movements. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 819.)

一九二二年八月中の英國鋼輸入貿易
British Foreign Steel Trade Increases in August. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 851.)

本年八月の英國對外貿易
British Foreign Trade in August. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 886.)

一九二四年倫敦に開催さるゝ英帝國博覽會
The British Empire Exhibition. (R. G. Oct. 1, '22. P. 26.)

佛蘭西・伊太利・白耳義

一九二二年一/六月の佛國鐵・鋼產額
French Iron and Steel Industry. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 719.)

一九二二年に佛國の要する木材
French Lumber Requirments in 1922. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 726.)

本年十月四/十五日に亙り巴里に開催されたる佛國液體燃料博覽會
French Liquid-fuel Exposition. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 729.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

「プレシデント•ウイルスン號」にて積出せし馬尼拉產葉卷煙草の出荷記事

Record Manila Cigar Shipment on Pres. Wilson. (M. T. Sept. 29, '22. P. 7.)

一九二三年度馬尼拉市歲入豫算

City Income for 1923 may be P. 7,340,000. (M. T. Sept. 30, '22. P. 1.)

新稅法實施と共に光明ある將來に面せる比島糖

P. I. Sugar faces Brighter Prospects with New Tariff Law. (M. T. Oct. 2, '22. P. 1.)

比島糖產額は將來爪哇のそれを凌駕し得べし

Sugar Production in Java could be excelled by P. I. (M. T. Oct. 4, '22. P. 4.)

比島の經濟的獨立は年少比島民により齎らされん

Economic Independence may be brought by Younger Filipinos. (M. T. Oct. 5, '22. p. 1.)

比島砂糖輸出今昔比較表

Exports of Philippine S gar. (Last 5 years of Spanish Administration and Last 5 years of American Occupation.) (M. T. Oct. 5, '22. P. 2.)

一千萬比減の來年度比島政廳經費

Government Expenditures cut 10 million. (M. T. Oct. 6, '22. P. 6.)

九月の比島ヘンプ生產額＝112,144梱

112,144 bales of Hemp turned out in Sept (M. T. [illegible]c. 6, '22. P. 2.)

下院議長はマニユエル•ロクサス氏か？

Roxas is nominated for Speaker. (M. T. Oct. 9, '22. P. 1.)

輸出超過を告げし八月の比島對米貿易

Balance of Trade with U. S. in favour of Islands. (M. T. Oct. 10, '22. P. 1.)

比島民は上院に於ける新政黨の行動を刮目せざるべからずーケソン氏述

People must watch Senate for Acts of New Party says Quezon. (M. T. Oct. 10, '22. P. 1.)

米國商業會議所比島新稅法に關し重要なる暗示をケソン氏に與ふ

Chamber opposes New Taxes American Body gives Important Hints to Quez in. (M. T. Oct. 10, '22. P. 2.)

對米極東商業通信事務の"クリーヤリング•ハウス"たるべき馬尼拉市

Manila to be Clearing House for Far East. (M. T. Oct. 11, '22. P. 1.)

政變に伴ひ辭職準備をなせる比島各省長官連

Secretaries are ready to Resign. (M. T. Oct. 12, '22. P. 1.)

蘭　領　東　印　度

蘭領東印度に於ける金屬及機械類貿易

Dutch East Indies Trade. (E. E. S. Sept. 7, '22. P. 351.)

蘭領東印度の過渡期

A Period of Transition in the Dutch E ist Indies. (D. E. I. A. Vol. IV, No. 79, Sept. 25, '22. P. 2349.)

蘭印と北米合衆國

Neth. India and the United States. (D. E. I. A. Vol. IV, No. 79, Sept. 25, '22. P. 2352.)

西部濠洲と爪哇

Western Australia and Java. (D. E. I. A. Vol. IV, No. 79, Sept. 25, '22. P. 2353.)

ニユーギニアの畜牛

Cattle-Breeding in New Guinea. (D. E. I. A. Vol. IV, No. 79, Sept. 25, '22. P. 2355.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

印度に於ける護謨產額
Rubber Production in India. (S. Sept. 9, '22. P. 373.)

印度の商業的好機
Opportunities in India. (N. Y. T. Sec. 6, Sept. 10, '22. P. 7.)

一九二二年七月の印度對外貿易
Indian Foreign Trade Improving. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 704.)

ベンゴールに於ける初等教育
Primary Education in Bengal. (T. I. Sept. 16, '22. P. 414.)

世界の航空郵便事業＝カルカツメ其中心
World's Air Mail Services Calcutta the Centre. (Stm. Sept. 20, '22. P. 6.)

馬來半島

英領馬來の電氣設備
Electrical Installations in British Malaya. (E. E. Sept. 7, '22. P. 343.)

倫敦に到着せる馬來產木材の見本
Malayan Woods. (E. E. S. Sept. 7, '22. P. 352.)

滿洲及近東

滿洲に於ける綿織物輸入狀態
Manchuria's Cotton-Goods Imports. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 866)

近東の危機
The Near East Crisis. (B. G. Sept. 18, '22. P. 32.)

近東事情
The Near East. (B. G. Oct. 1, '22. P. 27.)

■南洋諸島■

比律賓

比律賓獨立尙早
Philippines not Ripe. No Independence Yet. (Stm. Sept. 3, '22. P. 21.)

比律賓に於ける自動車
Motor Vehicles in the Philippines. (E. E. S. Sept 7, '22. P. 345.)

來るべき比島立法議會に於て聲明さるゝ稅金値上げの强烈なる反對
Strong Opposition to Higher Taxes expected in Coming Legislature. (M. T. Sept. 22, '22. P. 1.)

馬尼拉市長の略說せる同市改修十箇年計畫綱領
Mayor outlines Program of Development of City during next Ten Years (M. T. Sept. 22. '22. P. 2.)

三百萬比を超過せし八月のセブ輸出貿易
Cebu Exports in August over 3 million Peso. (M. T. Sept. 23, '22. P. 2.)

一九二三年馬尼拉市歲出は其の歲入範圍に於て決せられん
City will live within its Income. (M. T. Sept. 26. '22. P. 1.)

支那に於ける比島椰子の需要
Demand in China for P. I. Coconuts. (M. T. Sept. 26, '22. P. 7.)

馬尼拉に於て初めて顏合せんとする島內各地糖業家
Sugar Men will meet for First Time in Manila. (M. T. Sept. 27, '22. P. 4.)

來年度の馬尼拉市豫算案
City Budget for 1923 is P. 7, 275, 201. (M. T. Sept. 28, '22. P. 1.)

委員會に依り修正されつゝある比島船舶法
Shipping Lows being Revised by Committee. (M. T. Sept. 28, '22. P. 4)

比島農業史上に特筆すべき好成績を收めし昨年度の農事概況
High Mark in Agriculture in Philippines Reached Last Year says Hernandez in Report. (M. T. Sept. 29, '22. P. 6.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上海に於ける支那人代表
Chinese Representation in Shanghai. by George E. Sokolsky. (R. F. E. Vol. XXII, No. 7, Oct. 14, '22. P. 227.)

青島と山東鐵道
Tsingtao and the Shantung Railway. by S. Nakazawa. (R. F. E. Vol. XXII, No. 7. Oct. 14, '22. P. 229.)

緬　甸　及　印　度

緬甸に於て需要する安價な自動車
Low Priced Motor Vehicles in Burma. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 713.)

極東に於ける米市況—緬甸米の情勢
Rice Market in the Far East. (R. G. Sept. 18, '22. P. 31.)

本年一/九月の緬甸米市況
The Rice Market. (R. G. Sept. 25, '22. P. 2.)

蘭貢驛にて差押へたる阿片
The Opium Seizure at Rangoon Station. (R. G. Sept. 25, '22. P. 8.)

緬甸立法會議に於けるラングーン發展策
Burma Legislative Council. (R. G. Oct. 1, '22. P. 25.)

一九二一年の製茶會社概觀
Tea Plantation Companies in 1921. (E. Vol. XCV, No. 4123, Sept. 2, '22. P. 386.)

錫蘭の豫算
Ceylon's Budget. (T. I. Sept. 2. '22. P. 3.)

印度に於ける無線電信近況
Wireless in India. (T. I. Sept. 2, '22. P. 11.)

印度將來の鐵道施設
Indian Railways. (T. I. Sept. 2, '22. P. 14.)

一九二二年七月の印度輸出入貿易
India's Trade: Imports and Export Increase. (T. I. Sept. 2, '22. P. 16.)

印度の棉花市況
Cotton. (T. I. Sept. 2, '22. P. 18.)

印度マドラス大學近況
India: Madras University. (T. E. S. Sept. 2, '22. p. 401.)

印度に於ける教育會議
An Indian Educational Conference. (T. E. S. Sept. 2, '22. P. 409.)

印度の官職問題—(印度化の可否)
The Indian Services. (T. d. No. 43127, Sept. 4, '22. P. 9.)

印度の傳道事業
Mission Work in India. (T. I. Sept. 9, '22. P. 7.)

印度の織物業
The Textile Industry. (T. I. Sept. 9, '22. P. 7.)

印度鐵道の將來
Future of Railways. (T. I. Sept. 9, '22. P. 11.)

一九二二年八月の印度生活費
The Cost of Living. (T. I. Sept. 9, '22. P. 15.)

一九二一年の印度織物情勢
The Textile Industry; Profits for 1921. (T. I. Sept. 9, '22. P. 16.)

一九二二年八月の印度貿易と財政
Trade and Finance. (T. I. Sept. 9. '22. P. 16.)

一九二一/二二年の印度小麥收穫高
Indian Wheat Crop. (S. Sept. 9, '22. P. 372.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日本の一般經濟情勢
Japan. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 827.)

日本產金屬類の減退
Production of Minerals decreasing in Japan. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 851.)

支　　那

英國產機械の市場としての支那
China as a Market for British Machinery. (E. E. S. Sept. 7, '22. P. 350.)

一九二二年二月中の支那官營鐵道收益
Chinese Government Railways. (E. E. S. Sept. 7, '22. P. 355.)

天津に於ける木材及其製品市況
Market for Lumber and Wood Products in Tientsin. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 725.)

支那政府歲入の資源
Sources of Chinese National Revenue. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 749.)

一九二一年の哈爾賓對外貿易
Foreign Trade of Harbin, China for 1921. (Com. R. Sept. 11, '22. P. 750.)

對支那新債乎
A New Loan for China? (E. Vol. XCV, No. 4125. Sept. 16, '22. P. 463.)

支那輸入の人造藍
Importation of Artificial Indigo into China. (Com. R. Sept. 18, '22. P. 745.)

一九二二年九月の支那情勢
China. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 828.)

支那に於ける皮及山羊皮輸出貿易
Hide and Goat Skin Trade of China. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 857.)

支那の紙類輸入貿易
Paper Import Trade of China. (Com. R. Sept. 25, '22. P. 864.)

汕頭の暴風雨慘禍
The Wind Terror of the East. (Ol. Sept. 27, '22. P. 155.)

支那通商法は支米兩國に新通商時代を劃す
China Trade Act Marks New Commercial Era for China and America. by Hon. C. H. Huston. (R. F. E. Vol. XXII, No. 5, Sept. 30, '22. P. 148.)

支那の財政獨立
Financial Independence of China. by Paul S. Reinsch. (R. F. E. Vol. XXII, No. 5, Sept. 30, '22. P. 150.)

大戰以來日支兩國の物價と生活費
Prices and Cost of Living in Japan and China since the World War. by Ta Chen. A. M. (R. F. E. Vol. XXII, No. 5, Sept 30, '22. P. 153.)

青島の將來に於ける外國代議者
Foreign Representation in the Future Government of Tsingtao. (R. F. E. Vol. XXII, No. 6, Oct. 7, '22, P. 183.)

支那學生の新態度
The New Attitude of the Students. by Grover Clark. (R. F. E. Vol. XXII, No. 6, Oct. 7, '22. P. 185.)

支那銀行と政治上財政の位置
The Bank of China and the Political-financial Situation. (F. E. R. Vol. XXII, No. 6, Oct. 7, '22. P. 186.)

胡林翼之小傳
Hu Lin. (R. F. E. Vol. XXII, No. 6, Oct. 7, '22. P. 194.)

支那共和の長生
Long Live the Chinese Republic. (R. F. E. Vol. XXII, No. 7, Oct. 14, '22. P. 225.)

新內閣と支那の財政
The New Cabinet and China's Finances. (R. F. E. Vol. XXII, No. 7, Oct. 14, '22. P. 224.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN